

VII 参考資料

国の取組に係る進捗状況表（第1回点検）

- (参考1) 国内における取組、各個別法の対応
- (参考2) 國際的取組
- (参考3) 東日本大震災への対応

その他

- (参考4) 災害廃棄物等を考慮した物質フロー図の試算結果
- (参考5) 中央環境審議会循環型社会部会における審議経緯（平成25・26年度）

第三次循環型社会形成推進基本計画 国の取組に係る進捗状況表（第1回点検）

(参考1－1) 国内における取組

第三次循環型社会形成推進基本計画第5章第2節の項目	府省名	取組概要 ※取組ごとに「1」、「2」等の番号を付し、右の「当年度の進捗状況」及び「次年度実施予定の施策（又は、今後の課題・方向性等）」においても当該番号を引用してください。	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当該年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策 (又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
1 「質」にも着目した循環型社会の形成					
(1) 2Rの取組がより進む社会経済システムの構築 ① 社会経済システムとして2Rを推進すべく、国民・事業者が行うべき具体的な2Rの取組を制度的に位置付けることを検討する。 ② 2Rの取組を進めるためには、川下の消費者のライフスタイルの変革に加えて、容器包装の削減・軽量化、長期間使用することのできる製品の開発、リターナブル容器の利用等の川上の事業者の積極的取組を社会的費用にも配慮しつつ推進することが必要となる。このため、これらの取組を行っている事業者が社会的に評価される仕組みづくり等を進める。また、持続的に消費者の行動を促すことができるよう、地域における消費者、事業者、NPO、地方公共団体等の各主体間の連携等のあり方について検討する。	環境省	<p>1. 各種2R（リデュース・リユース）に関する施策の成果を踏まえつつ、異分野との連携及び先行的な取組事例についての調査分析、2Rに関するデータ収集等を行い、情報発信を推進する。（①、②、④）</p> <p>2. 環境省では、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制、再生利用の促進及び住民の意識改革を進めるため、平成19年6月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」を策定し、市町村等による一般廃棄物処理の有料化の取組を支援している。 また、同手引きと併せて「一般廃棄物会計基準」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（これらを総じて3つのガイドラインという。）を策定し、市町村等に対して、一般廃棄物処理に関するコスト分析方法、標準的な分別収集区分等を示し、市町村等による廃棄物の適正処理・3Rの推進に向けた取組みを支援している。（①）</p> <p>3. 容器包装のリデュース・リユース推進を図るために、内容物あたりの容器包装使用</p>	<p>1. 平成25年度には、各種2Rに取り組んでいる事業者の情報を収集し事例集を作成した。</p> <p>2. 平成25年度は、「一般廃棄物処理有料化の手引き」をはじめとした3つのガイドラインの普及促進を目的として、市町村担当者を対象に、3つのガイドラインの活用方法等についての説明会を開催し、一般廃棄物処理有料化の導入事例等を紹介した。さらに、3つのガイドラインに関する市町村担当者からの質問に対応するための質問窓口の開設や支援ツールの更新等を行った。</p> <p>3. 容器包装を用いた商品の販売を行う小売事業者の店舗において、内</p>	<p>1. 平成25年度の成果に加えて、NPO、事業者等における2Rの取組状況、各種統計が示す経済・社会情勢の評価・分析を行うとともに、これまでに整理・開発してきた2R取組事例集、「3R見える化ツール」等の活用による、物質循環の推進に向けた、異分野間・主体間連携のあり方について検討を行う。</p> <p>2. 平成26年度は、「一般廃棄物処理有料化の手引き」をはじめとした3つのガイドラインの普及促進を目的として、市町村担当者を対象に都道府県等が主催する説明会等に講師を派遣している。</p> <p>3. 容器包装を用いた商品の販売を行う小売事業者の店舗において、内</p>	<p>1. これまでの2Rに関する施策の成果を踏まえつつ、異分野との連携及び先行的な取組事例についての調査分析、2Rに関するデータ収集等を行う。</p> <p>2. 平成27年度も引き続き、市町村等による廃棄物の適正処理・3Rの推進に向けた取組みを支援するため、「一般廃棄物処理有料化の手引き」をはじめとした3つのガイドラインの更なる普及促進に努める。</p> <p>3. 及び4. 中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において行われてい</p>

<p>③ リユースを主要な循環産業の一つとして位置付け、リユース品が広く活用されるとともに、リユースに係る健全なビジネス市場の形成につながるよう、盗品販売など事業者の不適正行為防止のための法令遵守体制(コンプライアンス)の徹底はもとより、リユース品の性能保証など消費者が安心してリユース品を利用できるような環境整備を推進する。</p> <p>また、経済活動に適合し、2Rにビジネスベースで取り組む象徴的な事例を創出・定着させることを目的に、社会実験として、事業者等による先進的取組を支援する。</p> <p>④ 「3R行動効果の見える化」として、リサイクルも含めて、個々の消費者・小売店をはじめとする事業者が実際に取り組むことができる3R行動とその効果を分かりやすくまとめ、きめ細やかに情報提供する。また、3R行動効果の結果を簡易に販売促進や環境報告書への記載などに活用できるようにし、取組実施のインセンティブとする。</p> <p>⑤ 国民の「もったいない」という文化、意識を活かし、消費者、各事業者が連携して、食品廃棄物、容器包装の削減などフードチェーン全</p>	<p>重量が少ない商品の販売・製造等の促進を図っている。(②、⑤)</p> <p>4. 容器包装のリデュース・リユース推進を図るため、消費者、事業者、地方公共団体等が連携した地域におけるびんリユースシステムの構築支援を行っている。(②、③)</p> <p>5. 使用済製品等のリユース促進事業研究会を設置し、リユースに関する取組の活性化を図るための事業を実施する。(②、③)</p> <p>6. 循環型社会の形成に関する最新情報の提供、循環基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を行う。(②)</p> <p>7. 国等は、グリーン購入法に基づき、2Rの取組も含めた環境配慮型製品の調達</p>	<p>容物あたりの容器包装使用重量が少ない商品を明確化し販売を行い、消費者の消費動向や意識について調査した。</p> <p>4. 消費者、事業者、地方公共団体等の関係者が連携し地域内でのびんリユースを促進するための実証事業を4件実施し、当該実証事業の中で、各関係者による協議会の設置等についても支援した。</p> <p>5. 市町村がリユース事業者、地域のNPOや市民団体と協力して、新たに使用済製品等のリユースの促進に資するモデルプランを地域の特性に応じて立案してもらうモデル事業を2件実施した。</p> <p>6. インターネットを利用する若い世代に対し、恒常的に周知徹底を図るために、WEBサイト「Re-Style」((PC版)「http://www.re-style.env.go.jp」、(携帯版)「http://www.re-style.env.go.jp/k」)を運営し、循環型社会の形成に関する最新データやレポート等の掲載、循環型社会基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を行い、国民、民間団体及び事業者等における活動の促進を図った。</p> <p>7. グリーン購入法に基づく基本方針について、開発・普及の状況、科</p>	<p>容物あたりの容器包装使用重量が少ない商品を明確化し販売を行い、消費者の消費動向や意識について調査する。また、製造段階におけるリデュース設計の促進に係る課題点等について調査する。</p> <p>4. 消費者、事業者、地方公共団体等の関係者が連携し地域内でのびんリユースを促進するための実証事業を5件実施し、当該実証事業の中で、各関係者による協議会の設置等についても支援する。</p> <p>5. 市町村や都道府県がリユース事業者、地域のNPOや市民団体と協力して、新たに使用済製品等のリユースの促進に資するモデルプランを地域の特性に応じて立案してもらうモデル事業を3件実施する。</p> <p>6. インターネットを利用する若い世代に対し、恒常的に周知徹底を図るために、WEBサイト「Re-Style」((PC版)「http://www.re-style.env.go.jp」、(携帯版)「http://www.re-style.env.go.jp/k」)を運営し、循環型社会の形成に関する最新データやレポート等の掲載、循環型社会基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を行い、国民、民間団体及び事業者等における活動の促進を図った。また、ソーシャルネットワーク(Facebook)を活用し更なる情報発信の効率化を行う。</p> <p>7. グリーン購入法に基づく基本方針について、必要な見直しを行うため、平成</p>	<p>る容器包装リサイクル制度の施行状況の点検等の結果や、過年度までの事業の成果等を踏まえながら、必要な措置を講じる。</p> <p>-</p> <p>5. モデル事業について継続実施しつつ、当該事業が次年度で5年目となることから、今までのモデル事業を踏まえたとりまとめを実施するとともに、地方公共団体等に対して情報提供を行い、リユースに関する取組の活性化を図る。</p> <p>6. インターネットを利用する若い世代に対し、恒常的に周知徹底を図るために、WEBサイト「Re-Style」((PC版)「http://www.re-style.env.go.jp」、(携帯版)「http://www.re-style.env.go.jp/k」)を運営し、循環型社会の形成に関する最新データやレポート等の掲載、循環型社会基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を行い、国民、民間団体及び事業者等における活動の促進を図る。また、ソーシャルネットワーク(Facebook)を活用し更なる情報発信の効率化を行う。</p> <p>7. グリーン購入法に基づく基本方針について、必要な見直しを行うため、平成</p>
--	--	--	---	---

<p>体の改善に取り組む。</p> <p>⑥ 長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックを形成するため、長期優良住宅認定制度の運用、認定長期優良住宅に対する税制上の特例措置の活用を促進する。</p>	<p>を推進。（②）</p> <p>8. 小売業者による適正なリユースの促進と家電リサイクル法に基づく引取・引渡義務の適正実施を担保するため、小売業者に対して「リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン」を踏まえた、リユースとリサイクルの仕分け基準の作成を推進する。（③）</p> <p>9. 「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」を自治体に対して発出し、リユース品として適さない特定家庭用機器等の廃棄物該当性の判断基準を示し、適正なリユースを推進する。（③）</p> <p>10. 市区町村の許可又は委託を受けない、無許可の廃棄物回収は違法であると啓発するための広報を実施（③）</p>	<p>学的知見の充実等に応じて、適宜必要な見直をすることとなっており、平成25年度においても、有識者等による検討会を設置し、基本方針の改訂作業を行った。</p> <p>また、各省庁等は、グリーン購入法に基づき、調達方針の策定を実施しており、国等においては、ほぼ100%のグリーン購入が実施され、率先したグリーン購入の推進がなされている。</p> <p>8. 特定家庭用機器の引取台数の多い大手量販店等に対して、リユースとリサイクルの仕分け基準の作成状況について確認した。また、家電リサイクル法に基づく小売店への立入検査時において、リユース品を取り扱う場合は、リユースとリサイクルの仕分け基準を作成するよう求めた。</p> <p>9. リユースに適さない特定家庭用機器等を違法に回収している事業者への指導方法等の事例について、自治体に照会し、結果をとりまとめた上で自治体に対して情報提供を行った。</p> <p>10. 国民向けチラシ・ポスターを作成し、全都道府県・市町村へ配布した。併せて、無許可の廃棄物回収業者に関する啓発を図るために、環境省ホームページにQ&Aページ（啓発ページ）を設けた。</p> <p>さらに、インターネット対策として、違法な廃棄物回収に関する広告掲載について、Yahoo!、Googleに違</p>	<p>め、平成26年度においても、有識者等による検討会を設置し、基本方針の改訂検討を実施。</p> <p>また、各省庁等は、グリーン購入法に基づき、調達方針の策定を実施しており、国等においては、ほぼ100%のグリーン購入が実施され、率先したグリーン購入の推進がなされている。</p> <p>8. 特定家庭用機器の引取台数の多い大手量販店等に対して、リユースとリサイクルの仕分け基準の作成状況について確認するとともに、家電リサイクル法に基づく小売店への立入検査時において、リユース品を取り扱う場合は、リユースとリサイクルの仕分け基準を作成するよう求めた。</p> <p>9. リユースに適さない特定家庭用機器等を違法に回収している事業者への指導方法等の事例について、自治体に照会し、結果をとりまとめるとともに、優良な指導事例等をピックアップして自治体に情報提供を行う。</p> <p>10. 引き続きポスター・パンフレット等を活用した広報を実施している。</p>	<p>27年度以降においても、有識者等による検討会を開催し、基本方針の改定検討を実施予定。</p> <p>また、各省庁等は、グリーン購入法に基づき、調達方針の策定を実施するとともに、率先したグリーン購入を推進する予定。</p> <p>8. 引き続き特定家庭用機器の引取台数の多い大手量販店等に対して、リユースとリサイクルの仕分け基準の作成状況について確認するとともに、家電リサイクル法に基づく小売店への立入検査時において、リユース品を取り扱う場合は、リユースとリサイクルの仕分け基準を作成するよう求めていく。また、消費者に対して、優良なリユースを行っている業者に関する情報発信を行っていく。</p> <p>9. 「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」の更なる周知徹底と具体的な運用の事例集を作成し、リユース品に適さない特定家庭用機器等を違法に回収している事業者への指導を強化し、適正なリユースを促進する。</p> <p>10. これまでの広報内容をふまえ、より効果的に違法な廃棄物回収業者について情報発信する方法を検討し、実施していく。</p>
--	--	--	--	--

		<p>11. 事業者等による3R（リデュース、リユース、リサイクル）行動を促進するため、3R行動による環境負荷削減効果を見える化する「3R行動見える化ツール」の開発、及び開発したツールを活用した実証事業の実施、普及啓発を図る。（④）</p> <p>12. 関係省庁、地方自治体、関係事業者、消費者等の様々な関係者が連携したフードチェーン全体での食品ロス削減国民運動の展開を行う（⑤）</p>	<p>反広告申請を実施し、広告審査の再検討・注意喚起、及び広告の削除の検討を依頼した。また、「不用品回収」等の、違法な廃棄物回収と親和性のあるキーワードを検索した際に、環境省の啓発ページを表示するインターネット広告を実施した。</p> <p>11. ツールの精緻化及び小売店、製造業者の協力のもと、ツールによって算出した環境負荷削減効果を消費者に掲示し、その前後での意識変化や行動変化を調査等するための実証事業を実施した。</p> <p>12. 平成24年4月から食品廃棄物等における発生抑制の目標値の暫定施行を行っている。</p>	<p>11. 事業者等による3R行動及びツールの使用を促進するため、既に行われている事業者等による3R行動について、ツールを活用して環境負荷削減効果を見える化し、それらの事例をセミナーや環境省ホームページにおいて情報発信する。また、国民等がより容易に環境負荷削減効果を見える化できるよう、簡易版のツールを作成する。</p> <p>12. 食品リサイクル法に基づく食品関連事業者の食品廃棄物等の発生抑制の目標値について、平成26年4月から75業種のうち26業種について本格施行した。 食品廃棄物等の発生抑制の取組を含め、二酸化炭素の排出削減に同時に資する地域における草の根活動への支援を平成26年4月から開始した。</p>	<p>11. 引き続き、事業者等による3R行動の促進及びツールの使用を促進するため、新たなツールの活用事例を構築し、それらの事例を情報発信する。</p> <p>12. 発生抑制の目標値に関して目標値が設定されていない業種についても、可食部・不可食部の把握等を行い目標値の設定を引き続き検討していく。 食品ロスに係る経済的価値やその削減による環境負荷の低減効果の試算を行うとともに、国全体の食品ロスの発生状況のより実態に即した把握を進め、食品ロス削減の取組効果の「見える化」を通じた国民に対する働きかけを行う。都道府県・市町村における家庭系食品ロス削減対策の優良事例の調査を実施し、この事例を広く水平展開することで、地域の食品ロス削減対策の普及を図る。</p>
経 済 産 業 省	<p>1. 3R推進団体連絡会による自主行動計画に基づく取組の推進（①、②、③）</p>	<p>1. 容器包装については、産業構造審議会及び中央環境審議会において、3R推進団体連絡会による「容器包装3Rのための第二次自主行動計画」（2011～2015年度）に基づくりデュースに係る取組状況について聽</p>	<p>1. 容器包装については、産業構造審議会及び中央環境審議会において、3R推進団体連絡会による「容器包装3Rのための第二次自主行動計画」（2011～2015年度）に基づくりデュースに係る取組状況について評</p>	<p>1. 容器包装については、引き続き3R推進団体連絡会による自主行動計画に基づく取組を推進するため、産業構造審議会及び中央環境審議会において取組状況の評価を行う。</p>	

		取した。	価・検討を行い、委員より取組の更なる推進に向けた施策提言等がなされた。	
農林水産省	<p>1. 関係省庁が連携し、本来食べられるのに廃棄されている「食品ロス」の削減と食品廃棄物の再生利用を推進。 (⑤)</p> <p>2. 食品リサイクル法に基づく食品関連事業者の食品廃棄物等の発生抑制目標値の展開。 (⑤)</p>	<p>1. いわゆる「3分の1ルール」等の食品ロスの要因となっている商慣習見直しの実証事業や、フードバンク活動、食品関連事業者や消費者を対象としたシンポジウム開催等に対する支援により、食品ロス削減国民運動を展開する。</p> <p>2. 平成24年4月から食品廃棄物等の発生抑制目標値の暫定施行を行った。</p>	<p>1. 引き続き、食品ロス削減につながる商慣習見直しを支援するとともに、フードバンク活動の強化等に対する支援により、食品ロス削減国民運動を展開する。</p> <p>2. 平成26年4月から食品関連事業75業種のうち26業種について、食品廃棄物等の発生抑制目標値の本格施行を行った。</p>	<p>1. 今後とも、個別企業では解決困難な商慣習の見直しや、食品ロス削減に貢献するフードバンク活動の強化に対する支援等により、食品ロス削減国民運動を展開する。</p> <p>2. 食品廃棄物等の発生抑制目標値が設定されていない業種について、可食部・不可食部の把握等を行い、引き続き目標値の設定を検討していく。</p>
国土交通省	<p>1. 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅の普及を促進し、良質な住宅ストックを将来世代に継承することを目的として、平成21年に「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が施行され、同法に基づき、長期優良住宅の建築・維持保全に関する計画を所管行政府が認定する制度を運用しているところである。認定を受けた住宅については、税制上の特例措置を実施している。</p> <p>制度の運用開始以来、累計で約51.6万戸（平成26年6月末現在）が認定されており、新築住宅着工に占める割合は12.0%（平成25年度実績）となっている。</p> <p>住生活基本計画（平成23年3月15日閣議決定）において、平成32年度までに新築住宅における認定長期優良住宅の割合を20%以上とすることが目標とされており、さらなる制度普及を目指している。 (⑥)</p>	1. 平成25年度には、全国で117,751戸の長期優良住宅建築等計画を認定しており、新築住宅着工に対する認定戸の割合は12.0%となっている。	1. 平成26年度についても引き続き、認定制度の運用を実施していく。	1. 平成27年度以降についても引き続き、認定制度の運用を実施していく。
厚生労働省	<p>1. 生活衛生関係営業者による環境配慮の取組の推進</p> <p>旅館・飲食・食肉関係営業者による食品循環資源の再生利用率の向上を図る。</p> <p>計画的かつ効率的な「食品リサイクルシステム」</p>	1. 全国生活衛生営業指導センターにより平成15年度に策定された食品リサイクル推進指針では、都道府県生活衛生営業指導センターを中心に、食品関連事業者、再生利用事業	1. 引き続き厚生労働大臣が定める振興指針により食品リサイクル推進指針の内容を踏まえて改訂を行うことにより支援を行っていく。	1. 今後、振興指針の見直しを行い、食品リサイクルの実施率の向上を図る支援を行う。

		<p>「テム」の構築と推進に対する支援（食品環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第164号））</p> <p>さらに、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）に基づく「振興指針」の見直しの際に、隨時環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置づけ。（⑤）</p>	<p>者、特定肥飼料等の利用事業者の3者の連携による食品リサイクルが推進されるよう「食品リサイクル地域推進会議」を設置することで、生活衛生同業組合等が再生利用事業計画を策定する支援を行うこととした。</p>		
<p>(2) 使用済製品からの有用金属の回収</p> <p>① 小型家電リサイクル法にできるだけ多くの地域や事業者が参加し、既存の取組ともあいまって全国的な回収率が上がり主要なリサイクル制度として定着するよう、(ア) 市町村が主体となった回収体制構築のための地方公共団体等に対する支援、(イ) 制度の意義・効果等に関する普及啓発、(ウ) 各主体間の連携促進等を行う。</p> <p>② 次世代自動車や超硬工具等のレアメタル等を含む主要製品全般を横断的に対象として、平成24年に「使用済製品の有用金属の再生利用の在り方について」として取りまとめられたレアメタル等のリサイクルに係る対応策を踏まえ、回収量の確保やリサイクルの効率性の向上に向け、着実に取組を進めていく。</p> <p>③ 拡大生産者責任の理念</p>	環境省	<p>1. 市町村における小型家電の回収体制の構築を支援すること等を目的に、平成24年度から「使用済小型電気電子機器リサイクルシステム構築実証事業」を実施している。（①、②）</p> <p>2. 小型家電リサイクル制度の意義・効果等の普及啓発を図るため、各種媒体を活用した情報発信を実施している。（①）</p> <p>3. できる限り多くの市町村の取組を促進するため、都道府県・市町村の担当者を対象にした、小型家電リサイクルに係る法令や諸施策の説明及び認定事業者（国の認定を受けた再資源化事業者）等との情報交換会を実施している。（①）</p> <p>4. 小型家電リサイクル制度に基づき、国ではこれまで再資源化事業を実施する事業者の認定を行っており、これにより自治体等による使用済小型電子機器等の新たな回収スキームの構築を進める。（①、②）</p> <p>5. 自動車リサイクルに係る複数の事業者が連携して行う、リサイクルの高度化に資する取組を支援する。（②、④）</p>	<p>1. 「市町村提案型」「事業者提案型」2種類の公募を各3回のべ6回行い、平成25年度は合計161市町村が事業に参加した。</p> <p>2. ポスター、パンフレットの作成や、雑誌、新聞での広告等、普及啓発を行った。また、事業者向けに小型家電リサイクル法についてのセミナーを東京と大阪で開催した。</p> <p>3. 全国16箇所で「小型家電リサイクル市町村向け説明会及び事業者との情報交換会」を開催した。589自治体が参加し、参加人数は自治体及び事業者を合わせて1,000人を超えた。</p> <p>4. 平成25年度において35事業者の再資源化事業計画の認定を行った。</p> <p>5. 「平成25年度自動車リサイクル連携高度化事業」において、解体業者と製錬業者が連携することで、使用済自動車に含まれる貴金属等を効率的に回収するための実証的な取組</p>	<p>1.引き続き「市町村提案型」、「事業者提案型」2種類の公募を各3回のべ6回行つた。4月公募分までで合計188市町村が事業に参加した。</p> <p>2.環境イベント等を通じて、小型家電リサイクルの周知を図るとともにパンフレットを各方面に配布した。</p> <p>3.これまでの実証事業の結果や自治体・事業者の取組事例から優良事例や課題などを整理するとともに、これらの情報提供を目的とした「小型家電リサイクル市町村向け説明会及び事業者との情報交換会」を全国8カ所で開催する予定である。</p> <p>4.8月迄に新規に3事業者の再資源化事業計画の認定を行つた。</p> <p>5.「平成26年度低炭素型3R技術・システム実証調査事業」において、従来は破碎されて自動車破碎残さに混入し、あるいは十分に選別されないまま海外に流出していたコンピュ</p>	<p>1.これまでの実証事業の優良事例や課題等をふまえつつ、今後も実証事業の実施を通じて、市町村に対し回収体制の構築に必要な支援を行い、参加市町村数及び回収量の拡大を図る。</p> <p>2.これまでの取組事例等から効果的な普及啓発の手法について検討を行い、実施していく。</p> <p>3.今後はより広域での回収を促進していくことを念頭に、市町村と事業者との間の取引実態を把握するとともに、その結果から効果的な促進方法を検討して、今後の施策に活かしていく。</p> <p>4.申請のあった再資源化事業計画のうち、基準を満たしたものについては引き続き認定を行っていく。</p> <p>5.「低炭素型3R技術・システム実証事業」の拡充も視野に入れつつ継続し、自動車リサイクル分野に限らず、製品横断的に、レアメタル等の有用金属の回収、2R（リデュース・リユース）の取組、水</p>

<p>に基づき、素材別の分別・リサイクルが行いやすくなるよう、部品毎に原材料を分かりやすく表示したり、部品をユニット化したりする製品設計段階の取組や、企業秘密に留意しつつ製造事業者とリサイクル事業者間で有用金属の含有情報の共有化を行う取組等を推進する。また、使用済製品については、より広域でのリサイクルを念頭に、製品の製造者等が回収する廃棄物処理法の広域認定制度等を適切に活用する。</p> <p>④ 使用済製品から有用金属を回収し、リサイクルするために必要となる新技術の研究・開発を支援する。</p>	<p>6. 平成 15 年に改正された廃棄物処理法に基づき、広域的に行うことによって、廃棄物の減量、その他適正な処理の確保に資するとして環境大臣の認定を受けた者について、業の許可を不要とする制度（広域認定制度）を設け、製造事業者等による自主回収及び再生利用を促進している。（③）</p> <p>7. 環境研究総合推進費により、使用済製品からレアメタル等を回収する技術に係る研究・開発を支援している。（④）</p>	<p>等を支援した。</p> <p>6. 平成 25 年度末において、広域認定制度では、一般廃棄物では 93 件、産業廃棄物では 238 件の認定実績となっている。</p> <p>7. 平成 25 年度は、使用済製品からレアメタル等を回収する技術に係る研究・開発として 5 件を採択した。</p>	<p>ーター基板等について、製鍊業者と連携することで、高付加価値なりサイクルを実現するとともに、国内で資源として活用するための評価・検証を行う実証的な取組等を支援している。</p> <p>6. 平成 26 年度においては、廃棄物の減量化や適正処理の確保に資する広域認定制度の適切な運用を図る。</p> <p>7. 平成 26 年度は、行政が特に提案を求める重点研究テーマとして「使用済電子機器等からの有用金属等の効果的な回収技術及び残渣処理システム等の技術開発」を示し、テーマに合致する研究として 1 件を採択した。また、使用済製品からレアメタル等を回収する技術に係る研究・開発として 6 件を採択している。</p>	<p>平リサイクル等の高度なリサイクルの推進等の低炭素社会の実現にも資する取組を支援する。</p> <p>6. 今後も廃棄物の減量化や適正処理の確保に資する広域認定制度の適切な運用を図っていく。</p> <p>7. 平成 27 年度は、使用済製品からレアメタル等を回収する技術に係る研究・開発を採択の対象とする。</p>
<p>経済産業省</p> <p>1. 市町村が小型家電の回収体制を構築するための初期投資への支援や、小型家電リサイクル法に関する普及啓発のためのリーフレット作成、各主体間の連携促進等を目的とした自治体と小型家電リサイクル法に基づく認定事業者とのマッチング会の開催などを、リサイクル制度が定着するよう連携して行う。（①）</p> <p>2. コバルトを含む次世代自動車用リチウムイオンバッテリー及びタングステンを含む超硬工具の回収量の確保、リサイクル効率性の向上に向けた実証事業に対して補助を行い、使用済み製品からの有用金属の回収の推進に資する取組を進めている。</p>	<p>1. 全国で「小型家電リサイクル市町村向け説明会及び事業者との情報交換会」を開催した。</p> <p>2. 資源循環実証事業により、平成 25 年度は、コバルトを含む次世代自動車用リチウムイオンバッテリーの実証事業 5 件及びタングステンを含む超硬工具の実証事業 2 件に対して補助を実施した。</p>	<p>1. 全国で「小型家電リサイクル市町村向け説明会及び事業者との情報交換会」を開催した。</p> <p>2. 資源循環実証事業により、平成 26 年度は、コバルトを含む次世代自動車用リチウムイオンバッテリーの実証事業 5 件に対して補助を実施した。</p>	<p>1. 回収量の更なる拡大のため、引き続き、市町村及び事業者等との情報交換等を図っていく。</p> <p>2. 平成 27 年度も、引き続きコバルトを含む次世代自動車用リチウムイオンバッテリーの回収量の確保、リサイクル効率性向上に向けた取組を支援する。</p>	

	(②)				
<p>(3) 水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進</p> <p>① 循環資源を原材料として用いた製品の需要拡大を目指し、循環資源を供給する産業と循環資源を活用する産業との連携を促進とともに、消費者への普及啓発を推進する。</p> <p>② リサイクルの高付加価値化や分別・解体・選別などリサイクル費用の削減に向けた新技術の研究・開発を支援する。</p> <p>③ 循環資源がどのように収集され、どのように利用されているのか、消費者が容易に把握することができるよう情報発信を行い、消費者の3R行動の改善を促す。</p>	<p>財務省 ・文部科学省 ・厚生労働省 ・農林水産省 ・経済産業省 ・国土交通省 ・環境省</p>	<p>4. 10月の3R推進月間において、関係8省庁※が連携し、重点的な普及啓発活動を実施している。※財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・消費者庁(③)</p>	-	-	-

消費者 庁	環境省	<p>1. スーパーの店舗等の事業系ルートにおいて回収されたペットボトルに関するBtoB等の高度なリサイクルの促進を図る。(①)</p> <p>2. プラスチック製容器包装廃棄物を原料とした材料リサイクルの高度化支援を行う。(①、②)</p> <p>3. 鉄スクラップを原料として自動車用の鋼板等を試作し、その品質について検証を行うことで、自動車等の原料として鉄スクラップを用いることができる事を明らかにし、もって我が国における鉄スクラップの利用用途の拡大を図っている。(①、②)</p> <p>4. 食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画（食品リサイクルループ）による地域循環の取組の促進を図る。(①)</p>	<p>1. 使用済みペットボトルからペットボトルを再生するいわゆる「ボトルtoボトル（B to B）」を推進するため、スーパーの店頭回収等の事業系回収ルートにおいて、より高品質な使用済ペットボトルを、より効率的に回収する方法を検討する実証事業を行い、各回収ルートからの使用済ペットボトルに係る品質等について把握した。</p> <p>2. プラスチック製容器包装廃棄物を原料とした材料リサイクルの高度化及び材料リサイクルにより生産された再生品の受容拡大のために、再生品について文具、玩具、日用品等への利用可能性調査を行った。</p> <p>3. 「平成 25 年度鉄スクラップの高度利用化調査事業」の実施を通じ、国内で製造される自動車用高張力鋼板について、鉄スクラップを主な原料としつつ、一般に製造される高張力鋼板と同等以上の品質を確保できるかどうかについての検証を実施し、スクラップ 100% の原料から、自動車用高張力鋼板の一部に求められる強度特性等を満たす鋼板を試作した。</p> <p>4. 食品リサイクル法に基づく食品リサイクルループの認定件数は、平成 26 年 3 月末時点 52 件となっており、着実に増加している。</p>	<p>1. 使用済ペットボトルからペットボトルを再生するいわゆる「ボトルtoボトル（B to B）」を推進するため、スーパーの店頭回収等の事業系回収ルートにおいて、より高品質な使用済ペットボトルを、より効率的に回収する方法を検討する実証事業を行い、各回収ルートからの使用済ペットボトルに係る品質等について把握した。</p> <p>2. プラスチック製容器包装廃棄物を原料とした材料リサイクルによる再生品について、更なる品質の向上及び利用の拡大を図るため、材料リサイクル事業者と家電、文具、玩具等のメーカー等のマッチング等を行う。</p> <p>3. 自動車リサイクルに関する事項として、鉄スクラップの高度利用化調査事業を実施し、自動車用の鋼板等の一部の原料として鉄スクラップを用いることができる事を明らかにした。</p> <p>4. 食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の発生抑制・再生利用が地域の実情に応じて推進されるよう、市町村や民間事業者の活用・育成による再生利用の実施を含めて市町村の定める一般廃棄物処理の実施を図る。</p>

		<p>5. 環境研究総合推進費により、3R・適正処理の徹底、レアメタル等の回収・リサイクルシステムの構築等に係る研究・開発を支援している。 (②)</p>	<p>5. 平成25年度は、リサイクルの推進に資する研究・開発として8件を採択した。</p>	<p>抑制・再生利用の取組を促進した。また、バイオマス活用推進基本計画における食品廃棄物の利用率の目標達成に向け、地域特性に応じた利活用パターンや導入見込み等をロードマップとして提示（平成24年度）するなどして市町村等による食品廃棄物の利活用を支援している。</p> <p>4. 食品関連事業者、再生利用事業者、農林漁業者、地方自治体のマッチングの強化や、地方自治体の理解促進等によるリサイクルループ形成の促進のため、平成26年7月に全国3ヶ所において、「食品リサイクルループ形成支援セミナー」を試行的に実施した。</p> <p>また、同月に全国7ヶ所において、地方自治体の廃棄物部局担当者を対象として、各種リサイクル法に係る説明会を開催し、食品リサイクル法に基づくリサイクルループ事業への積極的な後押しを促した。</p>	<p>5. 平成27年度は、行政が特に提案を求める重点研究テーマとして「アップグレード及び水平リサイクルを意識した製品開発及び資源循環技術システムの構築」を示し、テーマに合致する研究として1件を採択した。また、リサイクルの推進に資する研究・開発として6件を採択している。</p>	<p>理計画において適切に位置付けることを促していく。</p> <p>リサイクルループに基づく取組により生産された農畜水産物の量など認定を受けた計画の実施状況の把握を行っていく。</p>
経 済 産 業 省		<p>1. 自由な経済活動を阻害することなく、質の高い使用済ペットボトル由来の再生材を可能な限り国内で利用していくためには、国内における使用済ペットボトルの回収主体とリサイクル事業者がお互いのメリットを共有し、WIN-WINの関係の下で取り組むことが重要である。このよ</p>	一	<p>1. ペットボトルの店頭回収に取り組む各主体の取組状況やメリットとなる点の情報を共有するとともに、店頭回収を進める上での課題や対応方針、主体間の効果的な連携の在り方を検討することにより、店頭回収に取り組むことへの関係者の意欲や</p>	<p>1. 店頭回収については、使用済ペットボトルを効率的に回収可能なルートであることを踏まえつつ、ペットボトルの国内循環の在り方も勘案しながら、課題を整理した上で促進の在り方を検討していくこととしている。</p>	

	<p>うな観点から、ペットボトルの店頭回収に取り組む各主体の取組状況やメリットとなる点の情報を共有するとともに、店頭回収を進める上での課題や対応方針、主体間の効果的な連携の在り方を検討することにより、店頭回収に取り組むことへの関係者の意欲や関心を高め、民間事業者による自主的かつ経済的な創意工夫あるリサイクルを促進する。（①、③）</p> <p>2. 経済産業省では、3Rの現状・政策等をまとめた冊子「資源循環ハンドブック」を毎年発行しているほか、ウェブサイト（http://www.meti.go.jp/policy/recycle/index.html）において、リサイクルの仕組みの紹介等を実施している。また、普及啓発用DVD等の貸出も行っており、上記ウェブサイトで周知している。・・・（③）</p> <p>3. 10月の3R推進月間において、関係8省庁※が連携し、重点的な普及啓発活動を実施している。※財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・消費者庁（③）</p>	<p>関心を高め、民間事業者による自主的かつ経済的な創意工夫あるリサイクルを促進することを目的として、シンポジウムを開催する。</p> <p>2. 資源循環ハンドブック2013を5,000部作成し、関係機関に配布したほか、3Rに関する環境教育に活用する等の一般の求めに応じて配布を行った。また、3R政策に関するウェブサイト（http://www.meti.go.jp/policy/recycle/index.html）において、リサイクルの仕組みの紹介を行うと共に普及啓発用DVDの貸出等を実施した。</p> <p>3. 10月の3R推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを行うとともに、環境省及び3R活動推進フォーラムと共同の「環境にやさしい買い物キャンペーン」を通じた消費者向けの普及啓発を行った。</p>	<p>2. 資源循環ハンドブック2014を4,000部作成し、関係機関に配布したほか、3Rに関する環境教育に活用する等の一般の求めに応じて配布を行う。また、3R政策に関するウェブサイト（http://www.meti.go.jp/policy/recycle/index.html）において、リサイクルの仕組みの紹介を行うと共に普及啓発用DVDの貸出等を実施している。</p> <p>3. 10月の3R推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを行うとともに、環境省及び3R活動推進フォーラムと共同の「環境にやさしい買い物キャンペーン」を通じた消費者向けの普及啓発を行うこととしている。</p>
--	--	---	--

<p>(4) 有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築</p> <p>① アスベスト、P C B 等の有害物質を含むものについては、適正な管理・処理が確保されるよう、その体制の充実を図る。</p> <p>② 非意図的に生成されるものも含め、化学物質を含有する廃棄物等の有害性の評価や、適正処理に関する技術の開発・普及を行う。</p> <p>③ リサイクル原料について、国際的動向も踏まえ、有害物質の混入状況に関する基準の策定、効果的な管理办法の構築等を行い、安全・安心なりサイクルを推進する。</p> <p>④ 市町村において処理することが困難な一般廃棄物（適正処理困難物）について、関係者の適切な役割分担のもとで処理体制が構築されるよう、検討を進める。</p> <p>⑤ 水銀に関する水俣条約の国際交渉の進展を踏まえ、水銀廃棄物の環境上適正な管理、処分等のあり方について検討を進める。</p> <p>⑥ 埋設農薬について、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（注 30）を踏まえ、都道府県が行う処</p>	<p>環境省</p>	<p>1. アスベストの適正な処理については平成 18 年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、石綿含有廃棄物の無害化処理認定を定め、平成 26 年 9 月までに 2 事業者を定めた。 (①)</p>	<p>1. 無害化処理認定の審査案件に関し、石綿廃棄物の無害化処理に係る技術等審査委員会を設置し、審査を行った。 認定を受けている事業者に対して立入検査を実施し、適正な処理が行われていることを確認した。</p>	<p>1. 適正な処理体制を確保するため、引き続き無害化処理認定に係る相談、審査を行っている。認定を受けている事業者に対して立入検査を実施し、適正な処理が行われているか確認する。</p>	<p>1. 適正な処理体制を確保するため、引き続き無害化処理認定に係る相談、審査を行う。認定を受けている事業者に対して立入検査を実施し、適正な処理が行われているか確認する。</p>
<p>2. 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」施行 10 年を踏まえた PCB 廃棄物の処理進捗状況等の検討結果を基に、高圧トランス等については処理施設の改造等による処理推進、安定器等・汚染物については処理体制のない地域における処理体制の確保を図る。 微量 P C B 汚染廃電気機器等については処理施設の処理能力の増強に取り組むとともに、当該機器の処理が合理的に進むよう必要な検討を行う。 これらを通じて、P C B 廃棄物の平成 39 年 3 月 31 日までの処理完了に向けた処理体制の確保を図る。 (①)</p>		<p>2. 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」施行 10 年を踏まえた PCB 廃棄物の処理進捗状況等の検討結果を基に、高圧トランス等については処理施設の改造等による処理推進、安定器等・汚染物については処理体制のない地域における処理体制の確保を図る。 微量 P C B 汚染廃電気機器等については処理施設の処理能力の増強に取り組むとともに、当該機器の処理が合理的に進むよう必要な検討を行う。 これらを通じて、P C B 廃棄物の平成 39 年 3 月 31 日までの処理完了に向けた処理体制の確保を図る。 (①)</p>	<p>2. 日本環境安全事業株式会社を活用し、PCB を使用した高圧トランス・コンデンサ等を全国 5 か所（北九州、豊田、東京、大阪、北海道室蘭）の拠点的広域処理施設において処理する体制を整備し、処理が進められている。また、PCB 安定器等・汚染物の処理については、平成 21 年に北九州で処理が開始され、平成 25 年 9 月には北海道室蘭において処理が開始された。 また、環境省は都道府県と連携し、費用負担能力の小さい中小企業者等による処理を円滑に進めるための助成等を行う基金（PCB 廃棄物処理基金）を造成している。 微量 PCB 汚染廃電気機器等の無害化処理認定施設については平成 25 年度末までに 16 事業者が認定され、処理が進められている。</p>	<p>2. (1) PCB 廃棄物の処理の進捗状況に遅れが生じていることを踏まえ、平成 26 年 6 月 6 日に P C B 廃棄物処理基本計画を変更した。これにより、日本環境安全事業株式会社を活用し、PCB を使用した高圧トランス・コンデンサ等を全国 5 か所（北九州、豊田、東京、大阪、北海道室蘭）、安定器等・汚染物を全国 2 か所（北九州、北海道室蘭）の拠点的広域処理施設において遅くとも平成 37 年度までの処理を行うこととなつた。 都道府県と連携し、PCB 廃棄物処理基金の造成を行った。 微量 PCB 汚染廃電気機器等の無害化処理認定施設については、平成 26 年 12 月末までに 20 事業者が認定され、処理が進められている。</p>	<p>2. 平成 26 年 6 月 6 日に変更された P C B 廃棄物処理基本計画に基づき、日本環境安全事業株式会社における安全を第一とした適正かつ確実な処理を実施するとともに、一日でも早い処理完了に向けた取組を推進する。 都道府県と連携し、PCB 廃棄物処理基金を造成するための予算措置を引き続き行う。 微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理については、その処理が合理的に進むよう必要な検討を行う。</p>
<p>3. 環境研究総合推進費により、有害廃棄物対策と適正処理に係る研究・開発を支援している。 (②)</p>		<p>3. 環境研究総合推進費により、有害廃棄物対策と適正処理に係る研究・開発をして 1 件を採択した。</p>	<p>3. 平成 25 年度は、有害廃棄物対策と適正処理に係る研究・開発として 1 件を採択した。</p>	<p>3. 平成 26 年度は、有害廃棄物対策と適正処理に係る研究・開発として 1 件を採択した。</p>	<p>3. 平成 27 年度は、有害廃棄物を含む使用済み製品のリサイクル・廃棄段階における環境への排出実態やその健康リスク評価に係る研究・開発を採択の対象とする。</p>
<p>4. 水銀に関する水俣条約（水俣条約）により、今後使用用途が制限されることによって、これまで有価物として扱われていた金属水銀が余剰となり廃棄物として取り扱う必要が生じることが想定される。この</p>		<p>4. 水銀廃棄物の安定化・固型化試験等を実施し、水銀廃棄物等の適正な処理技術を検討するともに、水銀廃棄物の処理のあり方について検討した。</p>	<p>4. 水銀廃棄物の安定化・固型化試験等を実施し、水銀廃棄物等の適正な処理技術を検討するともに、水銀廃棄物の処理のあり方について検討した。</p>	<p>4. 平成 26 年 3 月に中央環境審議会への諮問を受けて循環型社会部会に「水俣条約を踏まえた水銀廃棄物対策について」が付議されたため、同年 6 月に部会の下に水銀廃棄物適正化問題研究会が設立された。</p>	<p>4. 循環型社会部会の答申を踏まえ、廃棄物処理法の政省令改正を行う見込み。また、水銀廃棄物の安定化・固型化等の処理技術について、長期安定性の検証も含め、引き続き検討を行っていく。</p>

<p>理計画の策定や、周辺環境への悪影響防止措置に対する支援を実施する。</p> <p>⑦ 有害物質情報について、国際的動向を含めて情報収集を行うとともに、関係者間での情報共有・意思疎通が図られるよう、リスク・コミュニケーション（注 31）を的確に実施する。</p>	<p>ため、水俣条約を踏まえ、水銀廃棄物が環境上適正な方法で管理されるよう、そのあり方について検討している。（⑤）</p> <p>5. 化学物質の環境リスクに関する国内外の知見を収集・公開する。また、政策対話や化学物質アドバイザー制度によりリスクコミュニケーションの取組を推進する。（⑦）</p>	<p>5. PRTR 制度対象物質の毒性等の情報を分かりやすく簡潔に取りまとめた「化学物質ファクトシート」をウェブサイト上等で公開し、その内容の充実を図ってきた。</p> <p>市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が化学物質と環境に関して意見交換を行い、政策提言を目指す場である「化学物質と環境に関する政策対話」を開催してきた。</p> <p>化学物質アドバイザー制度を運営し、講習会等自治体や事業者が実施する化学物質に係るリスクコミュニケーションの活動を支援してきた。</p>	<p>処理検討専門委員会が設置され、金属水銀及び高濃度の水銀含有物を廃棄物として処理する際の環境上適正な管理方法並びに水銀添加廃製品の環境上適正な管理の促進方策について、検討が進められており、循環型社会部会において答申が取りまとった。【P】</p> <p>また、水銀廃棄物の安定化・固型化等の処理技術について、長期安定性の検証も含め、引き続き検討を進めている。</p> <p>5. PRTR 制度対象物質のうち、化学物質ファクトシートが未作成の物質について情報の収集・公開を進める。引き続き「化学物質と環境に関する政策対話」を開催し、化学物質に関する国民の安全・安心の確保に向けたリスクコミュニケーションの取組を推進している。</p> <p>引き続き化学物質アドバイザー制度を運営し、自治体や事業者が実施する化学物質に係るリスクコミュニケーションの活動を支援している。</p>	<p>5. 引き続き化学物質ファクトシートを作成し、情報を提供していく。</p> <p>引き続き「化学物質と環境に関する政策対話」を開催し、リスクコミュニケーションの取組を推進していく。</p> <p>引き続き化学物質アドバイザー制度を運営し、リスクコミュニケーションの活動を支援していく。</p>
<p>農林水産省</p> <p>1. 埋設農薬の処理計画等の策定 埋設農薬を計画的かつ着実に処理するため、農薬が埋設されている県における、処理計画の策定等に対する支援を実施。（⑥）</p> <p>2. 環境調査の実施 埋設農薬が適切に処理されたことを確認するため、掘削・回収の事前及び事後等に行う環境調査に対する支援を実施。（⑥）</p>	<p>1. 平成 25 年度の埋設農薬処理計画の策定や同計画の進行管理を行うため、交付金により、県、市町村、関係者等で構成された協議会等（9 回開催）に対する支援を行った。</p> <p>2. 平成 25 年度の処理計画の策定や埋設農薬の処理が完了した地区等における安全性を確認するため、交付金により、処理事業の事前及び事後等において行った、周辺環境の水質</p>	<p>1. 平成 26 年度の埋設農薬処理計画の策定や同計画の進行管理を行うため、交付金により、県、市町村、関係者等で構成された協議会等（4 回開催）に対する支援を行う予定。</p> <p>2. 平成 26 年度の処理計画の策定や埋設農薬の処理が完了した地区等における安全性を確認するため、交付金により、処理事業の事前及び事後等において行う、周辺環境の水質調</p>	<p>1. 及び 2. 引き続き、埋設農薬を計画的かつ着実に処理するため、農薬が埋設されている県における、処理計画の策定等や環境調査に対する支援を実施する。</p>	

			調査等（61 地区）に対する支援を行った。	査等（71 地区）に対する支援を行う予定。	
（5）災害時の廃棄物処理システムの強化	環境省	1. 災害時の廃棄物処理システムの強化 平成 26 年 3 月 28 日に災害廃棄物対策指針を策定した。 平成 25 年 10 月 4 日より巨大災害発生時における廃棄物対策について総合的に検討する有識者会議「巨大地震発生時における災害廃棄物検討委員会」を開催している。有識者会議での議論を踏まえ、平成 26 年 3 月 31 日に中間とりまとめ「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザイン」を策定した。（①, ②）	1. 平成 26 年 3 月 28 日に災害廃棄物対策指針を策定した。 平成 25 年 10 月 4 日より巨大災害発生時における廃棄物対策について総合的に検討する有識者会議「巨大地震発生時における災害廃棄物検討委員会」を開催している。有識者会議での議論を踏まえ、平成 26 年 3 月 31 日に中間とりまとめ「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザイン」を策定した。	1. 巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインの中において、「地域ブロック毎に研修や訓練等の機会を設ける」こと、「部局間の連携を想定した災害廃棄物対策に関する研修等の実施する」とこととされており、自治体の処理計画策定が円滑に遂行できるように、必要な説明会や講習会を実施する等、積極的に支援を実施している。 昨年度に引き続き「巨大地震発生時における災害廃棄物検討委員会」を開催し、グランドデザインの具体化に向けて、総合的な検討を実施。あわせて、地方ブロック毎に、国（地方環境事務所等）、地方公共団体、民間事業者等が、地域の特徴を踏まえた災害廃棄物対策について協議する場を設置している。	1. 巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインの中において、「地域ブロック毎に研修や訓練等の機会を設ける」こと、「部局間の連携を想定した災害廃棄物対策に関する研修等の実施する」とこととされており、自治体の処理計画策定が円滑に遂行できるように、必要な説明会や講習会を実施する等、引き続き、積極的な支援を行う。 巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインを踏まえ、大規模災害発生時に、災害廃棄物を速やかに処理することができるよう、広域的な協力も含め、（ア）地方公共団体間の連携、（イ）民間事業者等との連携、（ウ）仮置場の確保等について協議を進める。 実際に大規模災害が発生した際には、地方公共団体等の各主体と十分な連携を図りつつ、各主体への支援を適切かつ迅速に実施するべく、体制強化を図る。 また、復旧・復興事業の実施に当たっては、災害廃棄物由来の再生資材や建設副産物を積極的に活用するよう努める。

<p>図りつつ、各主体への支援を適切かつ迅速に実施する。また、復旧・復興事業の実施に当たっては、災害廃棄物由来の再生資材や建設副産物を積極的に活用するよう努める。</p>	<p>国土交通省</p> <p>1. 仙台市・名取市・山元町・宮城県では東北地方太平洋沖地震により発生した震災がれきの処理と最終処分量の縮減が課題となっていた。</p> <p>また、国土交通省東北地方整備局では、仙台湾南部海岸において、東北地方太平洋沖地震により被災した海岸堤防の復旧工事を実施に当たり、堤防の盛土等資材が大量に必要となることから、資材の安定的な入手と資材運搬車両の通行量の縮減が課題となっていた。</p> <p>そこで、関係者間で協同・連携を行い、コンクリート殻・津波堆積土砂を堤防の盛土材に活用できるよう、調査や試験施工を実施し、堤防材料に活用する取組を行っている。</p> <p>(②(ア))</p> <p>○今回の計画活用量 (H23-H27) 津波堆積土等 約 29.3 万 m³</p> <p>さらに、八戸港等において、災害廃棄物を港湾工事に有効活用した。(②)</p>	<p>1. 平成 25 年度までの活用実績 災害廃棄物由来の再生資材は、下記の関係機関から活用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市（津波堆積土等）約 9.0 万 m³ ・名取市（津波堆積土等）約 4.9 万 m³ ・山元町（津波堆積土等）約 6.4 万 m³ <p>合計 約 20.3 万 m³</p>	<p>1. 平成 26 年度活用状況 災害廃棄物由来の再生資材は、下記の関係機関から活用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市（津波堆積土等）約 5.0 万 m³ 	<p>1. 平成 27 年度活用予定 災害廃棄物由来の再生資材は、下記の関係機関から活用を予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市（津波堆積土等）約 4.0 万 m³ <p>なお、平成 28 年度以降については、関係機関のガレキ処理業務が平成 26 年度で完了したため、実施予定なし。</p>
---	---	---	---	---

2 低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組

<p>① 低炭素社会の取組への貢献を図る観点からも 3 R の取組を進め、なお残る廃棄物等については、廃棄物発電の導入等による熱回収を徹底し、廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量のより一層の削減とエネルギー供給の拡充を図る。このため、4 の（2）に規定する廃棄物発電設備など熱回収施設整備の推進を行う。</p> <p>② バイオマス系循環資源等の原燃料への再資源化や、廃棄物発電等の熱回収への活用を進め、化石燃料由来の温室効果ガスの排出を削減する。</p> <p>③ 自然界での再生可能な資源の持続可能な利用を推進するため、バイオマス活用推進基本計画（平成 22 年 12 月 17 日閣議決定）に基づくバイオマス資源の利活用を促進する。</p> <p>また、森林・林業基本計画（平成 23 年 7 月 26 日閣議決定）に基づいて、森林施業の集約化や路網整備の加速化、人材育成など森林・林業の再生を図り、森林の適切な整備・保全や木材利用の推進に取り組む。</p>	<p>環境省</p> <p>1. 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業（平成 22 年度より名称変更）を実施し、温暖化対策に資する高効率な廃棄物エネルギー利用施設やバイオマス利用施設を整備する民間事業者等に対して、国庫補助を行っている。（①、②）</p> <p>2. エコタウン等において、循環資源の循環的利用と低炭素化の両方でのゼロ・エミッショを実現する先進的なモデル地域形成を進めて行く。（①、②）</p> <p>3. 環境省では、平成 17 年度に循環型社会形成推進交付金を創設して、市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備等を支援している。 平成 21 年度より、高効率ごみ発電施設に対する交付率の嵩上げを行った（平成 25 年度までの時限措置）。 また、平成 22 年度より、施設の長寿命化と地球温暖化対策の推進を目的として、廃棄物処理施設基幹的設備改良事業を引き続き交付対象事業とした。 平成 24 年度末現在、稼働中又は建設中のごみ焼却施設のうち発電を行っている又は行う予定の施設は 317 件、発電効率の平均値は 11.9% である。（①、②）</p> <p>4. 環境省では、農山漁村において豊富なポテンシャルを有する食品廃棄物や家畜</p>	<p>1. 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業を実施し、合計 5 事業者（継続含む）に対して、合計 6 億円の補助を行った。</p> <p>—</p> <p>3. 廃棄物処理施設整備計画（平成 25 年 5 月閣議決定）において、期間中（平成 25 年度～29 年度）に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値を 21% とする重点目標を定めた。また、循環型社会形成推進交付金において、高効率ごみ発電施設、廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業を引き続き交付対象事業とした。</p> <p>4. 「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（農林水産省連携</p>	<p>1. 主に民間の廃棄物処理事業者が行う地球温暖化対策を推し進めるため、廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業により、高効率の廃棄物熱回収施設や廃棄物燃料製造施設の整備を支援した。</p> <p>2. エコタウン等を有する自治体及びエコタウン等において循環産業に取り組んでいる事業者を対象に、先進的なモデル地域を形成するための FS 調査又は計画策定に対する補助金事業を行っている。</p> <p>3. 循環型社会形成推進基本法に基づくごみの循環的利用及び処分の基本原則に基づいた上で、焼却せざるを得ない廃棄物について、最近の熱回収技術の進展を踏まえ、一定以上の熱回収率を確保しつつ、熱回収を行い、地域の廃棄物処理システムの省エネルギー・創エネルギー化に貢献する。 さらに、廃棄物発電施設が災害時も含めた地域のエネルギーセンターとしての機能を発揮できるよう、熱・電供給の導入・高度化を促進する。 また、循環型社会形成推進交付金による一般廃棄物処理施設の整備等の支援を継続するとともに、必要に応じて、循環型社会形成推進交付金の交付対象事業の見直し等を検討する。</p> <p>4. さらなる実証を推し進め、初年度採択事業の成果（二酸化炭素削減効果や事業</p>	<p>1. 化石系資源の使用量の抑制を図るために、廃棄物発電施設や、有機性廃棄物からのメタン回収を高い効率で行う施設に対し補助するなど、廃棄物の焼却に伴つて生じる排熱を有効に活用する廃棄物発電・熱利用やバイオマスエネルギーの活用を推進していく。</p> <p>2. 引き続き、エコタウン等を有する自治体及びエコタウン等において循環産業に取り組んでいる事業者を対象に、先進的なモデル地域を形成するための様々な支援措置を講ずる。</p> <p>3. 循環型社会形成推進基本法に基づくごみの循環的利用及び処分の基本原則に基づいた上で、焼却せざるを得ない廃棄物について、最近の熱回収技術の進展を踏まえ、一定以上の熱回収率を確保しつつ、熱回収を行い、地域の廃棄物処理システムの省エネルギー・創エネルギー化に貢献する。 さらに、廃棄物発電施設が災害時も含めた地域のエネルギーセンターとしての機能を発揮できるよう、熱・電供給の導入・高度化を促進する。 また、循環型社会形成推進交付金による一般廃棄物処理施設の整備等の支援を継続するとともに、必要に応じて、循環型社会形成推進交付金の交付対象事業の見直し等を検討する。</p> <p>4. さらなる実証を推し進め、初年度採択事業の成果（二酸化炭素削減効果や事業</p>
---	--	--	---	--

<p>④ 資源採取時において生物多様性や自然環境への影響を低減する観点からも、資源の効率的使用や長期的利用を進めることにより新たな天然資源の消費の抑制を図る。また、資源の生産・採取時や再生可能エネルギーの利用における施設の運転・立地等において、生物多様性や自然環境の保全に配慮する。</p> <p>⑤ 農林水産業は自然に働きかけ、上手に利用し、循環を促進することによってその恵みを享受する生産活動であることを踏まえ、化学肥料や化学合成農薬の使用低減等による環境保全型農業や漁場環境の改善に資する養殖業等の環境保全を重視した持続的な農林水産業を推進する。</p> <p>また、農山村における稻わら、里地里山等の利用・管理によって生じる草木質資源等の未利用資源の利用を促進する。</p> <p>⑥ 今後、大量に導入されることが予想される太陽光パネルや風力発電などの再生可能エネルギーに関する製品・設備について、使用済みになった後のリユース・リサイクルや適正処分を円滑</p>	<p>排泄物等由来のバイオガスを活用し、自家使用だけでなく広く地域で利用する資源循環利用モデルを構築していくため、バイオガス製造・供給技術等につき、二酸化炭素削減効果や事業性等についての実証を行なう「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（農林水産省連携事業）」を創設した。（②）</p> <p>5. 「木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業」において、伐採されながら利用されずに森林内に放置されている未利用間伐材等をエネルギーとして有効活用するため、山元での原木の加工・燃料の運搬・木質バイオマスを利用した熱供給や発電等について、地域が一体となって先導的な技術やシステムの実証に取り組む「木質モデル地域」づくりの推進を図ることで、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいる。（②）</p> <p>6. 今後、大量に導入されることが予想される太陽光パネルや風力発電などの再生可能エネルギーに関する製品・設備について、使用済みになった後のリユース・リサイクルや適正処分を円滑</p>	<p>業）」の公募により、2団体を採択。実証に向けたシステム構築を進めた。</p> <p>5. 地域一体となった木質バイオマスの収集・運搬・エネルギー利用システムを構築するための実現可能性調査を11件、施設の導入・運用等を通じた実証事業を6件採択し、木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくりの推進を図った。</p> <p>6. 「使用済再生可能エネルギー設備のリユース・リサイクル・適正処分に関する調査」を実施し、使用済再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備、太陽熱利用システム及び風力発電設備）のリユース・リサイクル・適正処分の実態を把握し、整理した。調査結果として、例えば、使用済太陽光発電設備については、銀の含有量によってその資源価値が左右されること、現状はメーカーから生産不良等として排出されるルートが主であり、中間処理業者・金属スクラップ業者に引き渡され、有償となるケースもあること等を整理した。</p>	<p>事業）においてさらに、3団体を採択。うち、1団体は、地下水汚染対策に資する実証を盛り込み、資源利用と環境に配慮したモデルの実証を行う。</p> <p>5. 平成26年度は、施設の導入・運用等を通じた実証事業を新たに3件採択し、平成25年度に採択した6件と合わせて計9件の実証事業を行うことで、より効率的・安定的な木質バイオマス利用の取り組みを推進した。</p> <p>6. 引き続き、使用済再生可能エネルギー設備のリユース・リサイクル・適正処分に関する実態を把握するための調査を行っているほか、撤去、運搬、リユース・リサイクル及び処分までの一連の工程に関するモデル事業等を通じて、使用済みになった後のリユース・リサイクルや適正な処理方法・体制についての検討を行い、将来の社会システムの構築に向けた検討を行っている。</p>	<p>性等）をとりまとめて発信することにより、地域におけるバイオガス活用のモデルの横展開を図る。</p> <p>5. 平成27年度は、平成25年度及び平成26年度に採択した9件の実証事業を継続して行い、木質地域づくりの優良事例の形成を図る。更に平成28年度には、これらの取り組みを通じて得られたメリット、課題、その克服方法等の成果を取りまとめて公表することで、全国に木質バイオマスを利用した「木質モデル地域」の普及を図る。</p> <p>6. これまでの調査結果により、現時点では廃棄事例は少なく、太陽光発電設備の処理において課題が顕在化している状況にないことが分かっているが、将来的な排出量の増加やそれに伴う処理への影響には留意が必要であるため、使用済再生可能エネルギー設備を廃棄する時に、環境へ悪影響が及ぼないよう、必要に応じ、検討を進めつつ、廃棄物処理の不安解消に取り組み、再生可能エネルギー設備の導入を促進する。</p>
---	--	--	--	--

<p>に進めるための検討を行う。</p> <p>⑦ リユースや長期使用は一般的には望ましいが、家電製品等については近年エネルギー消費効率が大きく高まっており、場合によってはリユースや長期使用がエネルギー消費の拡大につながることを踏まえ、リユースや長期使用による各種環境負荷の低減がバランスを取つて効果的に実現されるよう、その参考となる指針の策定を検討する。</p> <p>⑧ 航路等の整備により発生する土砂等を有効活用し、干潟・藻場などの再生や深掘跡（注 33）の埋め戻しを行うことにより、水質改善や生物多様性の確保など、良好な海域環境の保全・再生・創出を推進する。</p>	<p>農林水産省</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 関係府省が連携し、農山漁村に豊富に存在するバイオマスを活用し、エネルギー等の製品を生産する地域拠点の整備を進めるとともに、バイオマス製品を積極的に地域で活用する取組を推進。（③、⑤） 2. 「森林・林業基本計画」等に基づき、森林の適切な整備・保全や木材利用の推進に取り組む。（③） 3. 「生物多様性国家戦略 2012-2020」及び「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、田園地域・里地里山の整備・保全、森林の整備・保全、里海・海洋の整備・保全など、農林水産分野における生物多様性の保全や持続可能な利用を推進する。（⑤） 	<p>1. 農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域づくりについて、構想策定と具体化に向けた施設整備等の取組に対する支援を実施。</p> <p>2. 森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発展させていくため、面向的なまとまりをもった森林経営の確立、多様で健全な森林の整備及び国土の保全等の施策を総合的かつ体系的に推進した。</p> <p>また、林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営の育成、施業集約化等の推進、低コストで効率的な作業システムによる施業の実施、これらを担う人材の育成及び確保等の施策を推進した。</p> <p>さらに、環境負荷の少ない循環型社会を実現する上で重要な役割を果たす森林・林業に収益が還元されるよう、原木の安定供給体制の整備、加工及び流通の合理化及び低コスト化並びに木材の利用拡大を推進した。</p> <p>3. 「生物多様性国家戦略 2012-2020」及び「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、田園地域・里地里山の整備・保全（環境保全型農業直接支払による生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する支援等）、森林の整備・保全（適切な間伐等）、里海・海洋の整備・保全（生態系全体の生産力の底上げを目指した漁場の整備等）など、農林水産分野における生物多様性の保全や持続可能な利用を推進した。また、「生物多様性国家戦略 2012-2020」に基づく施策の取組状況や課題、今後の方針等について</p>	<p>1. 引き続き、農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域づくりについて、構想策定と具体化に向けた施設整備等の取組を支援。</p> <p>2. 林業の成長産業化の実現等に向け、CLT（直交集成板）等の新たな製品・技術の開発及び普及に向けた環境整備、公共建築物等の木造化等による新たな木材需要の創出、需用者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の構築、適切な森林の整備及び保全を通じた森林の多面的機能の維持・向上等に取り組んでいるところ。</p> <p>3. 「生物多様性国家戦略 2012-2020」及び「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、田園地域・里地里山の整備・保全（環境保全型農業直接支払による生物多様性保全に効果の高い営農活動や多面的機能を支える共同活動等に対する支援等）、森林の整備・保全（適切な間伐等）、里海・海洋の整備・保全（生態系全体の生産力の底上げを目指した漁場の整備等）など、農林水産分野における生物多様性の保全や持続可能な利用を推進することとしている。</p>	<p>1. 今後とも、農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域づくりに向けた取組を推進。</p> <p>2. 引き続き、「森林・林業基本計画」等に基づき、森林の適切な整備・保全や木材利用の推進に取り組む。</p>
---	--	--	---	--

	<p>4. 生物多様性保全活動への企業等による支援を促す仕組みについて実地検証を行い、実用性・普及性の高い支援の仕組みを検討し、農林漁業者及び企業等向けの手引きとして取りまとめる。 (⑤)</p> <p>5. 化学肥料・化学合成農薬の使用低減や地球温暖化防止・生物多様性の保全に効果の高い農業生産活動の取組に対し支援を行うとともに、有機農業への参入・定着支援や有機農業に取り組む産地の供給拡大等の取組を支援。 (⑤)</p> <p>6. 海洋環境等への負荷を低減させるため、水産廃棄物等の再資源化施設、処理施設の整備を実施。 (⑤)</p>	<p>取りまとめた。</p> <p>4. 生物多様性保全活動への企業等による支援を促す仕組みについて実地検証を行い、実用性・普及性の高い支援の仕組みを検討し、農林漁業者及び企業等向けの手引きとして取りまとめた。</p> <p>5. 化学肥料・化学合成農薬の使用低減や地球温暖化防止・生物多様性の保全に効果の高い農業生産活動の取組に対して支援する環境保全型農業直接支払において約5万haの取組を支援。また、有機農業への参入・定着支援や有機農業に取り組む産地の供給拡大等の取組を実施。</p> <p>6. 平成25年度1施設の水産廃棄物等処理施設の整備を実施。</p>	<p>4. 企業等による生物多様性保全活動への支援等について取りまとめた農林漁業者及び企業等向け手引き等を活用し農林水産分野における生物多様性保全活動を推進することとしている。</p> <p>5. 環境保全型農業直接支払による支援を引き続き実施するとともに、「有機農業の推進に関する基本的な方針」を26年4月に新たに策定し、これに基づき有機農業の取組を推進。</p> <p>6. 平成26年度は2地区で事業を実施。</p>	<p>4. 企業等による生物多様性保全活動への支援等について取りまとめた農林漁業者及び企業等向け手引き等を活用し農林水産分野における生物多様性保全活動を推進する。</p> <p>5. 環境保全型農業直接支払については、平成26年度に制定した、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき実施し、農業者の連携による地域でまとまりをもった取組を推進する等、有機農業を含め環境保全型農業を引き続き推進。</p> <p>6. 今後も循環型社会を支えるための水産廃棄物等処理施設の整備を推進する必要がある。</p>
国土交通省	<p>1. 下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進（社会資本整備総合交付金） 下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発（下水道革新的技術実証事業） 燃料の標準化 (②)</p> <p>2. 航路等の整備により発生する土砂等を有効活用し、干潟・藻場などの再生や深掘跡の埋め戻しを行うことにより、水質改善や生物多様性の確保など、良好な海域環境の保全・再生・創出を推進する。 (⑧)</p>	<p>1. 平成25年度の取組 下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進（社会資本整備総合交付金） 下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発（下水道革新的技術実証事業において、バイオマス発電技術を2件採択し実証） 2. 航路等の整備により発生した浚渫土砂を活用し、徳山下松港において干潟の造成、ならびに東京湾、大阪湾において深掘跡の埋め戻しを実施した。</p>	<p>1. 平成26年度の取組 下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進（社会資本整備総合交付金） 下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発（下水道革新的技術実証事業において、水素改質技術を1件採択し実証） 燃料の標準化（下水汚泥固形燃料のJIS化） 2. 航路等の整備により発生した浚渫土砂を活用し、東京湾、大阪湾において深掘跡の埋め戻しを実施している。</p>	<p>1. 平成27年度の取組予定 下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進（社会資本整備総合交付金） 下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発（下水道革新的技術実証事業におけるバイオガス活用技術の実証） 2. 引き続き、航路等の整備により発生する土砂等を有効活用し、干潟・藻場などの再生や深掘跡の埋め戻しを行うことにより、水質改善や生物多様性の確保など、良好な海域環境の保全・再生・創出を推進する。</p>

3 地域循環圏の高度化

<p>① 各地域における低炭素社会や自然共生社会形成の取組、各地域における廃棄物処理計画、エコタウン事業、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく地方公共団体実行計画（注 33）、バイオマス事業化戦略（平成 24 年 9 月 6 日バイオマス活用推進会議決定）に基づく取組、緑の分権改革、東日本大震災からの復興に向けた取組などと連携することにより、既存の地域づくりの取組の一環として地域循環圏づくりの視点を盛り込む。</p> <p>また、地方公共団体や地域の事業者、NPO、市民等と連携・協働して、各地において地域循環圏づくりの具体化と高度化を図る。</p>	<p>環境省・経済産業省</p> <p>1. エコタウン事業については、それぞれの地域の特性を活かして、地方公共団体が「エコタウンプラン」を作成し、そのプランが他の地方公共団体の見本（モデル）となりうると認められた場合、経済産業省及び環境省はエコタウンプランとして共同承認するとともに、地方公共団体及び民間団体が行う循環型社会形成に資するリサイクル施設整備事業（ハード事業）及び普及啓発や情報提供事業（ソフト事業）に対し財政支援を実施。（①、②、③、④）</p>	<p>1. 環境省及び経済産業省の共催で、全国エコタウン会議を開催した。当該会議は、エコタウン事業関係者（エコタウン承認自治体、エコタウン内事業者等）が集い、これまで各地域が培ってきた環境まちづくりに向けた取組による経験・ノウハウ・課題を共有化し、課題解決に向け連携、意見交換する場を設けることを目的として行った。</p>	<p>1. 環境省及び経済産業省の共催で、全国エコタウン会議を開催する。当該会議は、エコタウン事業関係者（エコタウン承認自治体、エコタウン内事業者等）が集い、これまで各地域が培ってきた環境まちづくりに向けた取組による経験・ノウハウ・課題を共有化し、課題解決に向け連携、意見交換する場を設けることを目的として行っている。</p>	<p>1. エコタウンプラン等に基づき実施される事業について、地方公共団体及び民間団体に対して総合的・多面的な支援を引き続きしていく。</p>
<p>② 地域における地球温暖化対策との連携については、既に地球温暖化対策推進法において、地方公共団体の取り組むべき温暖化対策として、循環型社会の形成が明記されており、地域循環圏形成との連携が図られている。</p> <p>それに基づき、地域循環圏の類型ごとにその特性に応じた低炭素な地域づくりを進める。例えば、農山漁村地域</p>	<p>環境省</p> <p>1. 【再掲】エコタウン事業については、それぞれの地域の特性を活かして、地方公共団体が「エコタウンプラン」を作成し、そのプランが他の地方公共団体の見本（モデル）となりうると認められた場合、経済産業省及び環境省はエコタウンプランとして共同承認するとともに、地方公共団体及び民間団体が行う循環型社会形成に資するリサイクル施設整備事業（ハード事業）及び普及啓発や情報提供事業（ソフト事業）に対し財政支援を実施。（①、②、③、④）</p> <p>2. 地方の実情に応じた地域循環圏の構築に向けて、関係府省・地方支分部局、関係都道府県・市町村、地方産業界、NPO/NGO 等の関係主体の連携協働により、循環資源の性質に応じた複層的な望ましい循環の姿とそのために必要な取組・事業をまとめ</p>	<p>1. 環境省では、エコタウン等と循環資源（廃棄物）の排出者である動脈産業との最適な連携等により、エコタウン等の能力を最大限活用する手法を実証することを目的とした『既存静脈施設集積地域の高効率活用モデル事業』を実施している。平成 25 年度は、南丹市における生ごみメタン発酵のバイオガスの利用用途拡大と嫌気性生分解袋普及可能性の検証・調査を行った。</p> <p>2. 平成 24 年度に策定したガイドラインを活用したモデル事業を実施し平成 25 年度に成果報告を行った。</p>	<p>1. 環境省では、エコタウン等と循環資源（廃棄物）の排出者である動脈産業との最適な連携等により、エコタウン等の能力を最大限活用する手法を実証することを目的とした『既存静脈施設集積地域の高効率活用モデル事業』を実施している。</p> <p>環境省では、循環資源の循環的利用と低炭素化の両方でのゼロ・エミッションを実現する先進的なモデル地域を形成するため、エコタウン等を有する自治体及びエコタウン等において循環産業に取り組んでいる事業者を対象に、先進的なモデル地域を形成するための FS 調査又は計画策定に対する補助金事業を行っている。</p> <p>2. 地域循環圏形成モデル事業の点検・評価や、既存の地域循環圏を対象とするフォローアップを通じて、地域循環圏を実際に進めるための課題やその改善方策を検討するとともに、地域循環圏による様々な有益な</p>	<p>1. 【再掲】エコタウンプラン等に基づき実施される事業について、地方公共団体及び民間団体に対して総合的・多面的な支援を引き続きしていく。</p> <p>2. 地域循環圏形成モデル事業の点検・評価や、既存の地域循環圏を対象とするフォローアップを通じて、地域循環圏を実際に進めるための課題やその改善方策を検討するとともに、地域循環圏による様々な有益な効果を可能な限り具体的か</p>

<p>では農林水産業に由来するバイオマス系循環資源を活用した自立・分散型エネルギーの導入などを、都市・近郊地域では徹底した資源の循環利用や焼却施設等における熱回収などを支援する。このような取組を通じて、自立・分散型エネルギーの導入やエネルギーの面的利用を促進し、裾野の広い関係者の連携による地域の活性化や自立性を高め、地域資源を活用した適正で効率的な資源循環を実現する。</p> <p>③ バイオマス系循環資源については、バイオマス事業化戦略に基づき、地域のバイオマスを活用したグリーン産業の創出と地域循環型エネルギー・システムの構築により、環境にやさしく災害に強いバイオマス産業都市の構築を推進するなど、地域における各主体を含む関係者の連携の下、肥飼料化や再生可能エネルギー等として地域内で循環利用する取組を支援する。</p> <p>さらに、食品廃棄物由來の肥飼料を使用して作った農産物について、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す6次産業化の取組の一環としてブランド化して販売することなどにより食品廃棄物由來の肥飼料のニーズを高めるとともに、食品リサイクル法に基づく食品</p>	<p>た地域計画策定の拡大を図る。また、循環型社会を低炭素社会、自然共生社会と一緒に構築していくために地域循環圏を総合的・計画的に実現する。そのため、地域循環圏形成推進ガイドラインの改善と普及や先進事例の収集提供、助言体制の整備等を推進する。（①、②、⑥）</p> <p>3. 排出源で直接生活排水処理を行うため、地域の公共用水域の水量の保持に優れ、地域の水環境保全にも資する浄化槽の整備を推進する。また、浄化槽における使用エネルギーの低減に向け、低炭素型浄化槽の普及推進や浄化槽システム全体での更なる低炭素化に向けた取組を実施。（①）</p> <p>4. 環境省では、平成17年度に循環型社会形成推進交付金を創設して、市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備等を支援している。</p> <p>平成21年度より、高効率ごみ発電施設に対する交付率の嵩上げを行った（平成25年度までの时限措置）。</p> <p>また、平成22年度より、施設の長寿命化と地球温暖化対策の推進を目的として、廃棄物処理施設基幹的設備改良事業を引き続き交付対象事業とした。</p> <p>平成24年度末現在、稼働中又は建設中の</p>	<p>3. 浄化槽の設置を行う者に対し、市町村が設置費用を助成する浄化槽設置整備事業（H62～）や、市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行うのに必要な費用を国が助成する浄化槽市町村整備推進事業（H6～）により、浄化槽の整備を推進した。また、市町村の負担軽減に向け、PFI等の民間活用手法に関する調査検討及び浄化槽システム全体での更なる低炭素化に向けた調査検討については、平成26年度の検討項目の整理を行っている。</p> <p>4. 廃棄物処理施設整備計画（平成25年5月閣議決定）において、期間中（平成25年度～29年度）に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値を21%とする重点目標を定めた。また、循環型社会形成推進交付金において、高効率ごみ発電施設、廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業を引き続き交付対象事業とした。</p>	<p>効果を可能な限り具体的かつ定量的に示すことなどを通じて、「地域循環圏」の考え方の浸透や行政への反映を図る。</p> <p>3. 浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業に加え、平成26年度においても単年度更新を行った低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業により、浄化槽の整備を推進している。また、市町村の負担軽減に向け、PFI等の民間活用手法に関する調査検討及び浄化槽システム全体での更なる低炭素化に向けた調査検討については、平成26年度の検討項目の整理を行っている。</p> <p>4. 循環型社会形成推進交付金において、高効率エネルギー回収（発電、地域冷暖房等への熱供給等）及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する包括的な取り組みを行う施設に対する重点化を図るために、新たな交付対象事業を創設した。</p> <p>また、循環型社会形成推進交付金において、廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業を引き続き交付対象事業とした。</p>	<p>つ定量的に示すことなどを通じて、引き続き「地域循環圏」の考え方の浸透や行政への反映を図る。</p> <p>3. 生活排水処理施設の未普及人口約1,400万人（平成25年度末時点）の解消に向け、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた浄化槽の効率的な整備推進に向けた取組を実施する。</p> <p>4. 循環型社会形成推進基本法に基づくごみの循環的利用及び処分の基本原則に基づいた上で、焼却せざるを得ない廃棄物について、最近の熱回収技術の進展を踏まえ、一定以上の熱回収率を確保しつつ、熱回収を行い、地域の廃棄物処理システムの省エネルギー・創エネルギー化に貢献する。</p> <p>さらに、廃棄物発電施設が災害時も含めた地域のエネルギーセンターとしての機能を発揮できるよう、熱・電供給の導入・高度化を促進する。</p>
--	--	--	---	--

<p>リサイクル・ループの認定を適切に行う。</p> <p>④ 製品系循環資源や枯済性資源を含む循環資源については、より広域での循環を念頭に、廃棄物処理法の広域認定制度・再生利用認定制度を適切に活用する。</p> <p>また、エコタウン事業により整備したリサイクル施設の有効活用や、循環資源を収集する側と循環資源を活用する側との連携を図る。</p> <p>⑤ 東日本大震災による住民意識の変化や経験等を踏まえ、東北地方において、地域の循環資源を最大限に利活用した復興の取組を支援し、全国的なモデルとなる地域循環圏づくりを促進する。</p> <p>⑥ 上記を含む地域循環圏づくりを横断的に支援する観点から、地域循環圏形成推進ガイドラインの普及と拡充を図るとともに、地域循環圏づくりに活用できる地域資源の賦存量・循環資源のフローの把握支援、地域循環圏形成に係る先進事例の収集や提供、地域循環圏づくりに係る助言体制の整備等を推進する。</p>	<p>ごみ焼却施設のうち発電を行っている又は行う予定の施設は317件、発電効率の平均値は11.9%である。（①）</p> <p>5. 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画の策定支援や計画に盛り込まれた対策・施策の具体化を推進。（①）</p> <p>※地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第3項第4号の規定に基づき、地方公共団体実行計画に「循環型社会の形成」を定める必要がある。</p> <p>6. 【再掲】「木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業」において、伐採されながら利用されずに森林内に放置されている未利用間伐材等をエネルギーとして有効活用するため、山元での原木の加工・燃料の運搬・木質バイオマスを利用した熱供給や発電等について、地域が一体となって先導的な技術やシステムの実証に取り組む「木質モデル地域」づくりの推進を図ることで、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいる。（②）</p> <p>7. 食品リサイクル法に基づく再生利用事</p>		<p>5. 京都議定書目標達成計画の計画期間が終了した後も、地球温暖化対策を切れ目なく推進するため、「地方公共団体における地球温暖化対策の計画的推進のための手引き」を作成した。</p> <p>実行計画に関する地方自治体の多様なニーズに対応する「地球温暖化対策の推進力強化研修」を全3回（全国9ブロック）開催した。また、実行計画の策定等支援に関する自治体向け環境省ホームページの情報発信の強化を行った。</p> <p>地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査の結果、策定が義務づけられる特例市以上の実行計画（区域施策編）策定率は91.9%で、前年より10.1%増加した。（平成25年10月1日時点）</p> <p>6. 地域一体となった木質バイオマスの収集・運搬・エネルギー利用システムを構築するための実現可能性調査を11件、施設の導入・運用等を通じた実証事業を6件採択し、木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくりの推進を図った。</p> <p>7. 食品リサイクル法に基づく食品</p>	<p>また、循環型社会形成推進交付金による一般廃棄物処理施設の整備等の支援を継続するとともに、必要に応じて、循環型社会形成推進交付金の交付対象事業の見直し等を検討する。</p> <p>5. 平成27年度は予算要求中の「『低炭素・循環・自然共生』地域創生実現プラン策定事業」により、地域において低炭素・循環・自然共生を統合的に達成できるモデル地域創生プランの策定を支援するとともに、国の支援策を取りまとめる。前年度に引き続き、グリーンプラン・パートナーシップ事業や自治体職員を対象とした集中講座の開催などを通じてソフト・ハード両面における自治体の取組を支援する。</p> <p>6. 平成27年度は、平成25年度及び平成26年度に採択した9件の実証事業を継続して行い、木質地域づくりの優良事例の形成を図る。更に平成28年度には、これらの取り組みを通じて得られたメリット、課題、その克服方法等の成果を取りまとめて公表することで、全国に木質バイオマスを利用した「木質モデル地域」の普及を図る。</p> <p>7. 食品リサイクル法に基づく食品廃棄</p>
--	---	--	---	--

	<p>業計画（食品リサイクルループ）による地域循環の取組を促進する（③）（再掲）</p> <p>8. 【再掲】環境省では、農山漁村において豊富なポテンシャルを有する食品廃棄物や家畜排泄物等由来のバイオガスを活用し、自家使用だけでなく広く地域で利用する資源循環利用モデルを構築していくため、バイオガス製造・供給技術等につき、二酸化炭素削減効果や事業性等についての実証を行う。「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（農林水産省連携事業）」を創設した。（①、②）</p> <p>9. 平成9年に改正された廃棄物処理法に基づき、一定の廃棄物の再生利用について、その内容が生活環境の保全上支障がない等の一定の基準に適合していることを環境大臣が認定し、認定を受けた者については業及び施設設置の許可を不要とする制度（再生利用認定制度）を設けた。（④）</p> <p>10. 【再掲】平成15年に改正された廃棄物処理法に基づき、広域的に行うことによって、廃棄物の減量その他適正な処理の確保に資するとして環境大臣の認定を受けた者について、業の許可を不要とする制度（広域認定制度）を設け、製造事業者等による自主回収及び再生利用を促進して</p>	<p>リサイクルループの認定件数は、平成26年3月末時点で52件となっており、着実に増加している。</p> <p>8. 「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（農林水産省連携事業）」の公募により、2団体を採択。実証に向けたシステム構築を進めた。</p> <p>9. 及び10. 平成25年度末において、再生認定制度では、一般廃棄物は56件、産業廃棄物は41件の認定を受けており、広域認定制度では、一般廃棄物では93件、産業廃棄物では238件の認定実績となっている。</p>	<p>者、農林漁業者、地方自治体のマッチングの強化や、地方自治体の理解促進等によるリサイクルループ形成の促進のため、平成26年7月に全国3ヶ所において、「食品リサイクルループ形成支援セミナー」を試行的に実施した。</p> <p>また、同月に全国7ヶ所において、地方自治体の廃棄物部局担当者を対象として、各種リサイクル法に係る説明会を開催し、食品リサイクル法に基づくりサイクルループ事業への積極的な後押しを促した。</p> <p>8. 「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（農林水産省連携事業）」においてさらに、3団体を採択。うち、1団体は、地下水汚染対策に資する実証を盛り込み、資源利用と環境に配慮したモデルの実証を行う。</p> <p>9. 及び10. 平成26年度においては、廃棄物の減量化や適正処理の確保に資するこれらの制度の適切な運用を図る。平成26年9月末において、再生認定制度では、産業廃棄物は41件認定を受けており、広域認定制度では、産業廃棄物では241件の認定実績となっている。</p>	<p>物等の発生抑制・再生利用が地域の実情に応じて推進されるよう、市町村や民間事業者の活用・育成による再生利用の実施を含めて市町村の定める一般廃棄物処理計画において適切に位置付けることを促していく。</p> <p>リサイクルループに基づく取組により生産された農畜水産物の量など認定を受けた計画の実施状況の把握を行っていく。</p> <p>8.さらなる実証を推し進め、初年度採択事業の成果（二酸化炭素削減効果や事業性等）をとりまとめて発信することにより、地域におけるバイオガス活用のモデルの横展開を図る。</p> <p>今後も廃棄物の減量化や適正処理の確保に資するこれらの制度の適切な運用を図っていく。</p> <p>-</p>
--	---	---	---	---

	いる。 (④)			
経 済 産 業 省	<p>1. 「バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業」を実施し、過去の実証系事業などの成果からビジネスとして成り立つための要件を洗い直し、技術指針・導入要件（木質系、湿潤系、都市型等）としてまとめ直したのちに、自治体と連携した実証事業による検証を経て、最新の技術動向等を反映した技術指針・導入要件を公開することで、バイオマスエネルギーの導入促進に貢献する。 (②)</p> <p>2. 【再掲】エコタウン事業については、それぞれの地域の特性を活かして、地方公共団体が「エコタウンプラン」を作成し、そのプランが他の地方公共団体の見本（モデル）となりうると認められた場合、経済産業省及び環境省はエコタウンプランとして共同承認するとともに、地方公共団体及び民間団体が行う循環型社会形成に資するリサイクル施設整備事業（ハード事業）及び普及啓発や情報提供事業（ソフト事業）に対し財政支援を実施。 (①、②、③、④)</p>	-	<p>1. 「バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業」において、バイオマスエネルギー導入に係る技術指針・導入要件の調査を実施し、木質系、湿潤系、都市型系それぞれのバイオマス産業が地域でビジネスとして健全に自立するための技術指針・導入要件を策定する。併せて、地域自立システム化実証に向けた事業性評価（FS）を行い、策定された技術指針・導入要件について、木質系、湿潤系、都市型系それぞれの地域実証へ向けて事業性を検討する。</p> <p>-</p> <p>2. 経済産業省では、多くのエコタウンが抱えている課題である「安定的な循環資源の調達」「供給先の確保」への対応策の一つとして、エコタウンプラン策定自治体及びエコタウン補助事業者間での情報共有が重要との認識の下、各者の取組の現状や今後の展開等をまとめた「エコタウン事業者データベース」を作成し、経済産業省のホームページへの公開を行った。</p> <p><エコタウン事業者データベース (経済産業省ホームページ)></p> <p>http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/3r_policy/policy/html/20140612.html</p>	<p>1. 「バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業」において、実証事業に向けた事業性評価（FS）を行い、策定された技術指針・導入要件に基づいて、木質系、湿潤系、都市型系それぞれの地域自立システム化実証へ向けて事業性を検討する。併せて、事業性評価（FS）結果についてステージゲート審査を行い、通過した事業について地域自立システム化実証事業を行う。</p> <p>-</p>
国 土 交 通 省	<p>1. 下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発（下水道革新的技術実証事業）</p> <p>下水汚泥と他のバイオマスの混合利用の推進 (①)</p>	<p>1. 平成 25 年度の取組は以下の通りである。下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発（下水道革新的技術実証事業において、バイオマス発電技術を 2 件採択し実証）</p>	<p>1. 平成 26 年度の取組は以下の通りである。下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発（下水道革新的技術実証事業において、水素改質技術を 1 件採択し実証）</p>	<p>1. 平成 27 年度の取組予定は以下の通りである。下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発（下水道革新的技術実証事業におけるバイオガス活用技術の実証）</p> <p>下水汚泥と他のバイオマスの混合利用の推進（下水処理場における総合バイオマ</p>

				スリ活用検討)
農林水産省	<p>【再掲】1. 関係府省が連携し、農山漁村に豊富に存在するバイオマスを活用し、エネルギー等の製品を生産する地域拠点の整備を進めるとともに、バイオマス製品を積極的に地域で活用する取組を推進。 (①、②、③)</p> <p>2. 食品関連事業者が農林漁業者等と共同して取り組む食品リサイクル・ループの構築を推進。 (③)</p>	<p>【再掲】1. 農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域づくりについて、構想策定と具体化に向けた施設整備等の取組に対する支援を実施。</p> <p>2. 食品リサイクル・ループの構築に向けた取組に対する支援を実施。</p>	<p>【再掲】1. 引き続き、農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域づくりについて、構想策定と具体化に向けた施設整備等の取組を支援。</p> <p>2. 食品リサイクル・ループの構築に向けた取組を支援。</p>	<p>【再掲】1. 今後とも、農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域づくりに向けた取組を推進。</p> <p>2. 食品リサイクル・ループの構築を推進。</p>
総務省	1. 環境への負荷の少ない、自然と調和した循環型社会の形成に向けて、地方公共団体において実施される廃棄物の発生抑制の促進等の取組を支援するため、ソフト事業及びハード事業に対して、所要の地方財政措置を講じている。 (①)	-	-	1. 地方公共団体が実施する地球温暖化防止対策、自然と共生可能な地域づくりの取組を支援するため、引き続き地方財政措置を講じる。

4 循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用

① 廃棄物発電等の熱回収の高度化を図るため、(ア)地方公共団体による高効率廃棄物発電施設の早期整備、(イ)廃棄物発電の高効率化に向けた方策の検討、(ウ)民間事業者が行う高効率の廃棄物発電等を行う施設の整備の促進、(エ)廃棄物熱回収施設設置者認定制度の普及、(オ)マニュアルの作成など廃棄物発電における固定価格買取制度の活用可能性を高めるための環境整備を行う。	環境省	1. 環境省では、平成27年度に循環型社会形成推進交付金を創設して、市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備等を支援している。 平成21年度より、高効率ごみ発電施設に対する交付率の嵩上げを行った（平成25年度までの時限措置）。	また、平成22年度より、施設の長寿命化と地球温暖化対策の推進を目的として、廃棄物処理施設基幹的設備改良事業を引き続き交付対象事業とした。 平成24年度末現在、稼働中又は建設中のごみ焼却施設のうち発電を行っている又は行う予定の施設は317件、発電効率の平均値は11.9%である。（①、②）	1. 廃棄物処理施設整備計画（平成25年5月閣議決定）において、期間中（平成25年度～29年度）に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値を21%とする重点目標を定めた。また、循環型社会形成推進交付金において、高効率ごみ発電施設、廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業を引き続き交付対象事業とした。	1. 循環型社会形成推進交付金において、高効率エネルギー回収（発電、地域冷暖房等への熱供給等）及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する包括的な取り組みを行う施設に対する重点化を図るため、新たな交付対象事業を創設した。 また、循環型社会形成推進交付金において、廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業を引き続き交付対象事業とした。	1. 循環型社会形成推進基本法に基づくごみの循環的利用及び処分の基本原則に基づいた上で、焼却せざるを得ない廃棄物について、最近の熱回収技術の進展を踏まえ、一定以上の熱回収率を確保しつつ、熱回収を行い、地域の廃棄物処理システムの省エネルギー・創エネルギー化に貢献する。	さらに、廃棄物発電施設が災害時も含めた地域のエネルギーセンターとしての機能を発揮できるよう、熱・電供給の導入・高度化を促進する。 また、循環型社会形成推進交付金による一般廃棄物処理施設の整備等の支援を継続するとともに、必要に応じて、循環型社会形成推進交付金の交付対象事業の見直し等を検討する。
② 焼却施設や産業工程から発生する中低温熱について、地域冷暖房に活用するなどの有効利用を進める。		2. 【再掲】廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業（平成22年度より名称変更）を実施し、廃棄物発電等に関する先進的な取組事例を増やすこと等を通じて、廃棄物発電等を行う施設の整備の促進を図る。（①）	2. 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業を実施し、合計5事業者（継続含む）に対して、合計6億円の補助を行った。	2. 及び3. 主に民間の廃棄物処理事業者が行う地球温暖化対策を推し進めるため、廃棄物熱回収施設設置者認定制度の普及を図るとともに、廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業により、高効率の廃棄物熱回収施設や廃棄物燃料製造施設の整備を支援した。	2. 及び3. 主に民間の廃棄物処理事業者が行う地球温暖化対策を推し進めるため、廃棄物熱回収施設設置者認定制度を活用するとともに、廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業により、高効率の廃棄物熱回収施設や廃棄物燃料製造施設の整備を支援していく。		
③ バイオ燃料の生産拡大や、生ごみ等からのメタン回収を高効率に行うバイオガス化、回収された廃食油等からのバイオディーゼル燃料の生成、間伐材等の木質ペレット化、有機性汚泥等の固形燃料化などを推進する。また、これらの取組に資する技術の研究開発を進める。		3. 平成22年の廃棄物処理法改正により創設された熱回収施設設置者認定制度についてホームページ等を通じて周知することで普及を図る。（①）	3. 熱回収施設設置者認定制度についてホームページを通じて普及を図った。	4. 平成25年度は、E3取扱いガソリンスタンドを13店舗増やして58店舗とし、沖縄県内のガソリン流通量の12%に相当する6万7千kL（前年比+68%）をE3に転換した。	4. 平成26年度は、E3の普及と併せて、バイオエタノールを10%混合した、より二酸化炭素排出削減効果の高いレギュラーガソリン「E10」の導入拡大を展開し、取扱いガソリンスタンドを6店舗から27店舗に拡大し	4. 平成30年度の自立商業化を目指して、年次計画に基づきE3及びE10の普及拡大に取り組むこととしている。	
④ 下水処理場を地域のバイオマス活用の拠点としてエネルギー回収を行う取組や下水汚泥と食品廃棄物など他のバイオマスの混合消化・利用によるエネルギー回		4. 国内におけるサトウキビの主産地である沖縄県において、県内産サトウキビ等を原料としたバイオエタノールを3%混合したレギュラーガソリン「E3」の普及を推進した。（③）					

	収効率の向上を推進する。	<p>5. 【再掲】環境省では、農山漁村において豊富なポテンシャルを有する食品廃棄物や家畜排泄物等由来のバイオガスを活用し、自家使用だけでなく広く地域で利用する資源循環利用モデルを構築していくため、バイオガス製造・供給技術等につき、二酸化炭素削減効果や事業性等についての実証を行う「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（農林水産省連携事業）」を創設した。 (③)</p>	<p>5. 「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（農林水産省連携事業）」の公募により、2団体を採択。実証に向けたシステム構築を進めた。</p>	<p>た。</p> <p>5. 「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（農林水産省連携事業）」においてさらに、3団体を採択。</p> <p>うち、1団体は、地下水汚染対策に資する実証を盛り込み、資源利用と環境に配慮したモデルの実証を行う。</p>	<p>5. さらなる実証を推し進め、初年度採択事業の成果（二酸化炭素削減効果をはじめ地域資源からメタン回収を効率的に行うための適正な原料組成割合や副産物の量とその活用方法・事業性等）をとりまとめて発信することにより、地域におけるバイオガス活用のモデルの横展開を図る。</p>
経 済 産 業 省	<p>1. 「戦略的次世代バイオマス利用技術開発事業（実用化技術開発）」において、2015年～20年頃におけるガス等の燃料製造におけるバイオマス利用の早期拡大に向け、メタン発酵、ガス化技術等の大幅な導入、ランニングコストの削減を目指し、バイオマス原料に応じた最適プロセスの構築を踏まえ、ビジネスとして成立するバイオマスエネルギー利用技術を確立し、バイオマスエネルギー導入量の拡大に寄与する技術開発を行う。具体的には下記の項目に注力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス原料の安価かつ安定確保に資する新技術、およびガス化等の効率性を高めるための新規なバイオマス原料前処理技術等の研究開発 ・バイオマスのガス化、メタン発酵技術の低コスト化、コンパクト化、効率化に寄与する研究開発 ・ガス化炉・メタン発酵槽のコンパクト化 ・バイオマスの複合的な利用を前提とした新規メタン発酵システムの開発 ・その他のバイオマス燃料（気体、液体および固体燃料）製造技術の低コスト化に大きく寄与する技術開発 (③)	<p>1. 「戦略的次世代バイオマス利用技術開発事業（実用化技術開発）」において、バイオガス化（メタン発酵）に係る3事業（22年度採択：2件、23年度採択：1件）、廃食油等からのバイオディーゼル燃料の生成（22年度採択：1件）、および木質系固形燃料（半炭化技術開発）（23年度採択：1件）の技術開発について、共同研究を終了した。</p>	<p>1. 「戦略的次世代バイオマス利用技術開発事業（実用化技術開発）」において、バイオガス化（メタン発酵）に係る事業（23年度採択：1件）について、主に馬鈴薯澱粉製造工程における廃水と澱粉粕を用いたコンパクトメタン発酵システムの開発を進めている。草本系固形燃料（ペレット化）（25年度採択：1件）については、多原料混合での効率的なペレット化技術の開発を進めている。下水汚泥・し尿汚泥からの固形燃料開発（25年度採択：1件）については、省エネルギーな乾燥技術、燃焼性能の向上を目指した研究開発を進めている。</p>	<p>1. 「戦略的次世代バイオマス利用技術開発事業（実用化技術開発）」において、草本系固形燃料（ペレット化）（25年度採択：1件）について、28年度末まで継続し、多原料混合による安定的かつ安価なバイオマスペレット燃料製造技術を確立させる。</p>	

	<p>2. 「地域バイオディーゼル流通システム実証事業費補助金」において、廃食用油等から作成されたバイオディーゼル燃料の一体的・先進的の流通システムや技術課題に取り組む地域の主体を支援し、バイオディーゼル燃料の供給・生産・流通量の安定化を図る。(③)</p> <p>3. 「セルロース系エタノール革新的生産システム開発事業」「セルロース系エタノール生産システム総合開発実証事業」「バイオ燃料製造の有用要素技術開発事業」において、開発輸入を念頭に置いたエタノール生産技術の開発を行い、現在世界市場で未確立の第二世代バイオエタノールの製造技術の優位性確保及び製造コスト低減による国際価格競争力の確保を目指す。(③)</p>	<p>2. 「地域バイオディーゼル流通システム実証事業費補助金」において、流通インフラの整備による流通経路の確保、自治体等と連携による利用拡大などを実施。</p>	<p>2. 「地域バイオディーゼル流通システム実証事業費補助金」において、前年度までの取組である流通インフラの整備による流通経路の確保、自治体等と連携による利用拡大などを継続して規模を拡大していく。</p>	<p>2. 「地域バイオディーゼル流通システム実証事業費補助金」において、これまでの取組である流通インフラの整備による流通経路の確保、自治体等と連携による利用拡大などを継続し、規模を拡大していく。</p>
国土交通省	<p>1. 下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進（社会資本整備総合交付金）。</p> <p>下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発（下水道革新的技術実証事業）</p> <p>燃料の標準化</p> <p>下水汚泥と他のバイオマスの混合利用の推進。(④)</p>	<p>1. 平成 25 年度の取組は以下の通りである。</p> <p>下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進（社会資本整備総合交付金）</p> <p>下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発（下水道革新的技術実証事業におけるバイオマス発電技術の実証）</p>	<p>1. 平成 26 年度の取組は以下の通りである。</p> <p>下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進（社会資本整備総合交付金）</p> <p>下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発（下水道革新的技術実証事業における水素改質技術の実証）</p>	<p>1. 平成 27 年度の取組予定は以下の通りである。</p> <p>下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進（社会資本整備総合交付金）</p> <p>下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発（下水道革新的技術実証事業におけるバイオガス活用技術の実証）</p>

			燃料の標準化（下水汚泥固形燃料のJIS化）	下水汚泥と他のバイオマスの混合利用の推進（下水処理場における総合バイオマス利活用検討）
農林水産省	<p>1. 【再掲】関係府省が連携し、農山漁村に豊富に存在するバイオマスを活用し、エネルギー等の製品を生産する地域拠点の整備を進めるとともに、バイオマス製品を積極的に地域で活用する取組を推進。(③)</p> <p>2. 未利用間伐材等の木質バイオマスの供給・利用を推進するため、木質燃料製造施設、木質バイオマスボイラー等の整備を推進する。(③)</p> <p>3. 未利用間伐材等の木質バイオマスを利用した発電、熱供給又は熱電併給の推進のため、全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向けた相談窓口・サポート体制の確立を図る。また、未利用間伐材等を原料とする熱効率が高い新たな固形燃料や発電効率の高い新たな木質バイオマス発電システム等の開発・改良を支援し、木質バイオマスの利用拡大を図る。(③)</p> <p>4. 地域バイオマスの利用を促進して地域の活性化に貢献するため、農山漁村に賦存する未利用バイオマスや資源作物を原料として、効率的にバイオ燃料や化学品等に変換する技術の開発を実施。(③)</p>	<p>1. 【再掲】農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域づくりについて、構想策定と具体化に向けた施設整備等の取組に対する支援を実施。</p> <p>2. ペレット製造設備や木質ペレットボイラー等を225件整備した。</p> <p>3. 全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向け、相談窓口において約160件の問合せへの対応を行うとともに、延べ約30名の専門家を現地派遣し、直接指導を実施した。また、低コストな小規模発電技術の開発など、木質バイオマスの利用拡大に資する技術開発等への支援を7件実施した。</p> <p>4. 農山漁村で豊富に得られる草本、木質、微細藻類からバイオ燃料等を製造する技術の開発を実施し、バイオ燃料生産に適した資源作物を育種して優良な系統を選抜するなどの成果を得ている。</p>	<p>1. 【再掲】引き続き、農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域づくりについて、構想策定と具体化に向けた施設整備等の取組を支援。</p> <p>2. ペレット製造設備や木質ペレットボイラー等の整備を支援する。</p> <p>3. 未利用木質バイオマスを利用した発電、熱供給又は熱電併給の推進のために必要な調査を行うとともに、全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向けた相談窓口・サポート体制の確立に向けた支援を実施する。また、発熱量を高めたペレット製造技術の開発・実証など、木質バイオマスの利用拡大に資する技術開発等への支援を8件実施する。</p> <p>4. (1) 草本を利用したバイオエタノールの低コスト・安定供給技術の開発 (2) 林地残材を原料とするバイオ燃料等の製造技術の開発 (3) 微細藻類を利用した石油代替燃料等の製造技術の開発</p>	<p>1. 【再掲】今後とも、農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域づくりに向けた取組を推進。</p> <p>2. 未利用間伐材等の木質バイオマスの供給・利用を推進するため、木質燃料製造施設、木質バイオマスボイラー等の整備を引き続き推進する。</p> <p>3. 地域密着型の小規模発電や熱利用を推進するため、専門家の現地派遣、欧州の技術者を活用した人材育成等への支援を実施するとともに、引き続き、全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向けた相談窓口・サポート体制の確立に支援を実施する。また、木質バイオマスの高付加価値製品、発電効率の高い新たな木質バイオマス発電システム等の開発及び改良等に対する支援を引き続き実施する。</p> <p>4. 引き続き、次の取組を行う。 (1) 草本を利用したバイオエタノールの低コスト・安定供給技術の開発 (2) 林地残材を原料とするバイオ燃料等の製造技術の開発 (3) 微細藻類を利用した石油代替燃料等の製造技術の開発</p>

5 循環産業の育成

<p>(1) 廃棄物等の有効活用を図る優良事業者の育成</p> <p>① 産業廃棄物処理について、優良事業者が社会的に評価され、不法投棄や不適正処理を行う事業者が淘汰される環境を充実させるため、優良産廃処理業者認定制度・熱回収施設設置者認定制度の普及や、優良事例の情報発信を強化する。</p> <p>② 環境配慮設計や資源生産性の向上等を促進するとともに、再生原材料の利用拡大など製造業者等とリサイクル事業者等が一体となった取組の拡大を促す。</p> <p>③ リユース市場の拡大に向けて、優良なリユース事業者の育成とリユース品の品質の確保に向けた取組を促進する。</p> <p>④ 循環資源を用いた再生品等の品質や安全性を高めていくとともに、そのブランド化等により競争力強化を図る。</p> <p>また、リユース製品やリサイクル製品等の品質・安全性・環境負荷低減効果についてわかりやすく提供・表示する、エコマーク等の環境ラベリング等の取組を促進する。</p>	<p>環境省</p>	<p>1. 優良処理業者に優遇措置を講じる優良性評価制度を平成17年度に創設し、さらに優良処理業者へのインセンティブを改善した優良産廃処理業者認定制度を平成23年4月から運用している。また、平成25年には環境配慮契約法に「産業廃棄物の処理に係る契約」を類型追加し、優良処理業者が産廃処理委託契約で有利になる環境を整備した。</p> <p>加えて、これらの制度の浸透を図るため、排出事業者と優良処理業者のコンソーシアム事業を行うとともに、優良処理業者の情報発信サイト「優良さんぽいナビ」の機能強化及び産業廃棄物の適正処理を推進する電子マニフェストの普及拡大を図るための取組を行っている。</p> <p>具体的には、平成24年度に、より付加価値の高い循環利用を行う循環産業を育成するための排出事業者と優良処理業者のコンソーシアム形成に向けたフォーラムを開催するなどの啓発事業や、排出事業者と優良処理業者が情報の公表、共有をするためのウェブサイトである優良さんぽいナビの利便性向上のためのシステム改良を行った。その結果、優良認定業者が67%増加するなどの効果が発揮された(平成23年度末で313者、平成24年度末で522者)。また、事業者による情報管理や行政による監視業務の合理化に繋がる電子マニフェストの利用者を増やすためのシステム改良や講習会等を全国各地で10回開催するなどの取組を行い、平成24年度末の電子マニフェスト普及率は30%となつた。(①)</p> <p>2. 【再掲】スーパーの店舗等の事業系ルートにおいて回収されたペットボトルに関するBtoB等の高度なリサイクルの促進(②)</p>	<p>1. 平成25年度は、フォーラムを全国2箇所において実施するなどの啓発事業や優良さんぽいナビのシステム改良を行った結果、優良認定業者が37%増加するなどの効果を発揮している(H24年度末:522者 H25年度末:713者)。また、電子マニフェストシステムの改良や講習会等を全国各地で15回開催するなどの取組を行い、平成25年度末の電子マニフェスト普及率は35%となつた。</p>	<p>1. 平成26年度は、排出事業者と優良処理業者により構成されるシンポジウムを東京、名古屋、福岡の3箇所で開催し、これらの事業者間の連携・協働に向けたビジネス・マッチングを行うとともに、優良さんぽいナビの利便性向上のためのシステム改良を引き続き実施する。</p>	<p>1. 今後は、優良処理業者が優位に立てる環境づくりを継続して進めることとしており、優良処理業者の育成に繋がる電子マニフェストについては、平成25年10月に策定した「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」に基づき、平成28年度に普及率50%の目標を達成すべく普及啓発に努めることとしている。</p> <p>2. 及び3. 【再掲】中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において行われている容器包装リサイクル制度の施行状況の点検等の結果や、過年度までの事業の成果等を踏まえながら、必要な措置を講じる。</p>
---	------------	---	--	---	---

<p>⑤ 国自らが率先して、グリーン購入・グリーン契約に取り組み、リデュース・リユース製品にも重点を置いて3R製品等を調達するとともに、環境に配慮したサービスや再生可能エネルギー等を積極的に利用する。</p> <p>⑥ 地方公共団体における廃棄物処理の透明化を図るため、一般廃棄物会計基準の普及を進める。</p> <p>⑦ 各事業者における、環境マネジメントシステムの導入、環境報告書や環境会計の作成・公表等の取組を促進する。</p> <p>⑧ 税制上の優遇措置等を活用し、適切な廃棄物処理施設の整備が進められるようとする。</p>	<p>3.【再掲】プラスチック製容器包装廃棄物を原料とした材料リサイクルの高度化支援(②、④)</p> <p>4.【再掲】使用済製品等のリユース促進事業研究会を設置し、リユースに関する取組の活性化を図るための事業を実施する。(③)</p> <p>5.グリーン購入の推進に資するため、環境ラベルやデータ集など製品の環境情報を提供する各種の制度を紹介してインターネット上で紹介する「環境ラベル等データベース」を平成14年度に構築し、現在も継続して運用を実施。 また、環境表示が消費者にとって理解されやすく共感できる有益な情報として機能し、各事業者及び団体が適切な環境情報を提供するための体制を構築し、様々な利害関係者との環境情報に関する相互理解を深めることを目的に、平成20年1月に「環境表示ガイドライン」を策定。このガイドラインでは、主に事業者及び事業者団体が消費者に向けて、環境ラベルを含む環境情報を提供する場合の望ましいあり方について、環境表示に関する国際規格(ISO14020シリーズ)への準拠を基本的な考え方として作成し、正確かつ信頼性を担保した適切な環境表示めざし、本ガイド</p>	<p>ルを、より効率的に回収する方法を検討する実証事業を行い、各回収ルートからの使用済ペットボトルに係る品質等について把握した。</p> <p>3.プラスチック製容器包装廃棄物を原料とした材料リサイクルの高度化及び材料リサイクルにより生産された再生品について、更なる品質の向上及び利用の拡大を図るために、材料リサイクル事業者と家電、文具、玩具等のメーカー等のマッチング等を行う。</p> <p>4.リユース業界の優良化のため、リユース業界を取り巻く環境関連法について整理した上で、リユース業に関する環境関連法パンフレットを作成し、リユース業界団体を通じてリユース業者に配付した。</p> <p>5.「環境ラベル等データベース」の掲載情報は随時更新。 また、「環境表示ガイドライン」等の普及・活用状況についてアンケート調査を行うとともに、有識者等により校正する「環境表示のあり方及び信頼性確保のための検討会」を平成25年12月と平成26年2月の計2回開催し、平成20年以降の環境表示等にかかる取組状況の総括と今後の課題について取りまとめを行った。</p>	<p>を実施する。</p> <p>3.プラスチック製容器包装廃棄物を原料とした材料リサイクルによる再生品について、更なる品質の向上及び利用の拡大を図るために、材料リサイクル事業者と家電、文具、玩具等のメーカー等のマッチング等を行う。</p> <p>4.リユース業界団体との意見交換会を開催し、リユース業に関する環境関連法パンフレットの効果や活用状況について検証するとともに、必要に応じてパンフレットの修正を行う。</p> <p>5.「環境ラベル等データベース」の掲載情報を随時更新。</p>	<p>4.リユース業界団体との意見交換会を開催し、リユース業界の優良化について検討する。</p> <p>5.「環境ラベル等データベース」の掲載情報を随時更新予定。</p>
--	---	--	---	---

<p>(1) 廃棄物等の有効活用を図る優良事業者の育成</p> <p>① 産業廃棄物処理について、優良事業者が社会的に評価され、不法投棄や不適正処理を行う事業者が淘汰される環境を充実させるため、優良産廃処理業者認定制度・熱回収施設設置者認定制度の普及や、優良事例の情報発信を強化する。</p> <p>② 環境配慮設計や資源生産性の向上等を促進するとともに、再生原材料の利用拡大など製造業者等とリサイクル事業者等が一体となつた取組の拡大を促す。</p> <p>③ リユース市場の拡大に向けて、優良なリユース事業者の育成とリユース品の品質の確保に向けた取組を促進する。</p> <p>④ 循環資源を用いた再生品等の品質や安全性を高めていくとともに、そのブランド化等により競争力強化を図る。</p> <p>また、リユース製品やリサイクル製品等の品質・安全性・環境負荷低減効果についてわかりやすく提供・表示する、エコマーク等の環境ラベリング等の取組を促進する。</p> <p>⑤ 国自らが率先して、グリ</p>	<p>インの普及啓発に努めている。(④)</p>	<p>6.グリーン購入法に基づき、3R製品等を含む環境配慮型製品の調達や環境に配慮したサービスを推進するとともに、環境配慮契約法に基づき、再生可能エネルギー等も含めた環境に配慮した契約を推進するなど、国自らが率先した取組を実施。(⑤)</p>	<p>6.グリーン購入法及び環境配慮契約法に基づく基本方針について、開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて、適宜必要な見直しをすることとなっており、平成25年度においても、有識者等による検討会を設置し、基本方針の改訂作業を行った。</p> <p>また、各省庁等は、グリーン購入法及び環境配慮契約法に基づき、調達方針の策定や契約締結実績の概要公表を実施しており、国等においては、ほぼ100%のグリーン購入が実施されるなど、率先したグリーン購入及び環境配慮契約の推進がなされている。</p>	<p>6.グリーン購入法及び環境配慮契約法に基づく基本方針について、必要な見直しを行うため、平成26年度においても、有識者等による検討会を設置し、基本方針の改訂検討を実施。</p> <p>また、各省庁等は、グリーン購入法及び環境配慮契約法に基づき、調達方針の策定や契約締結実績の概要公表を実施しており、国等においては、ほぼ100%のグリーン購入が実施されるなど、率先したグリーン購入及び環境配慮契約の推進がなされている。</p>	<p>6.グリーン購入法及び環境配慮契約法に基づく基本方針について、必要な見直しを行なうため、平成27年度においても、有識者等による検討会を開催し、基本方針の改定検討を実施予定。</p>
<p>⑥ 環境省では、平成19年6月に①「一般廃棄物会計基準」、②「一般廃棄物処理有料化の手引き」、③「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(①,②,③を総じて3つのガイドラインといふ。)を策定し、市町村等による廃棄物の適正処理・3Rの推進に向けた取組みを支援している。(⑥)</p>	<p>7. 平成25年度は、一般廃棄物会計基準をはじめとした3つのガイドラインの普及促進を目的として、市町村担当者を対象に、3つのガイドラインの活用方法等についての説明会を開催した。さらに、3つのガイドラインに関する市町村担当者からの質問に対応するための質問窓口の開設や支援ツールの更新等を行った。</p>	<p>7. 平成26年度は、一般廃棄物会計基準をはじめとした3つのガイドラインの普及促進を目的として、市町村担当者を対象に都道府県等が主催する説明会等に講師を派遣している。また、市町村や学識経験者を対象に一般廃棄物会計基準についてのヒアリング調査等を行い、その普及促進方策を検討している。</p>	<p>7. 平成27年度は、一般廃棄物会計基準をはじめとした3つのガイドラインの普及促進を目的として、市町村担当者を対象に都道府県等が主催する説明会等に講師を派遣している。また、市町村や学識経験者を対象に一般廃棄物会計基準についてのヒアリング調査等を行い、その普及促進方策を検討している。</p>	<p>7. 平成27年度も引き続き、市町村等による廃棄物の適正処理・3Rの推進に向けた取組みを支援するため、一般会計基準をはじめとした3つのガイドラインの更なる普及促進に努める。</p>	
<p>⑦ 中小企業向け環境マネジメントシステムである、「エコアクション21ガイドライン」を策定し、その普及促進を行っている。(⑦)</p>	<p>8. 中小企業が取り組むメリットを感じられるよう、国、自治体、金融機関、企業等と連携して、種々の普及促進施策を実施。</p> <p>この結果、「エコアクション21」認証登録企業数は順調に増加した。</p>	<p>8. より多くの中小企業が環境マネジメントに着手できるよう、「エコアクション21の簡易版マネジメントシステム」を策定し、実証事業を行っているところ。</p>	<p>8. ISO14001改定等を踏まえ、「エコアクション21ガイドライン」改訂に着手するほか、引き続きエコアクション21の普及促進を行う。また、「エコアクション21の簡易版マネジメントシステム」の実証事業を行い、環境マネジメントに取り組む中小企業の裾野拡大を図る。</p>	<p>9. 情報開示基盤の整備事業を推進するとともに、情報開示の世界的潮流や企業を取り巻くガバナンスのあり方の変容を踏まえ、環境報告ガイドライン2012年度版の改訂や、環境会計ガイドライン2005年度の改訂</p>	
<p>⑧ 環境配慮促進法を定め、事業者が自主的に環境報告書を作成・公表することを国が支援している。(⑦)</p>	<p>9. 事業者が適切なコミュニケーションを図ることができるよう、「環境報告ガイドライン2012年度版」の公表など、環境情報の開示インフラを整備。</p> <p>この結果、環境報告書の作成・開示事</p>	<p>9. 環境報告の更なる利用促進を図るために、情報開示基盤の整備事業に着手している。</p> <p>統合報告など新しい概念の報告書を作成・公表する事業者を表彰する制度を</p>	<p>9. 環境報告の更なる利用促進を図るために、情報開示基盤の整備事業に着手している。</p> <p>統合報告など新しい概念の報告書を作成・公表する事業者を表彰する制度を</p>	<p>9. 情報開示基盤の整備事業を推進するとともに、情報開示の世界的潮流や企業を取り巻くガバナンスのあり方の変容を踏まえ、環境報告ガイドライン2012年度版の改訂や、環境会計ガイドライン2005年度の改訂</p>	

		<p>業者は増加している(環境にやさしい企業行動調査)。</p>	<p>新設した。また、自然資本会計を踏まえつつ「環境会計ガイドライン2005年度版」改訂の検討に着手した。</p>	<p>に向けた検討を行う。 これにより、事業者と利害関係者間の環境コミュニケーション促進を図る。</p>
		<p>10. 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入の特例や公害防止用設備に係る課税標準の特例等により、廃棄物処理施設の整備を進めているところ。 (⑧)</p>	<p>10. 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入の特例や公害防止用設備に係る課税標準の特例等により、廃棄物処理施設の整備を進めた。</p>	<p>10. 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入の特例や公害防止用設備に係る課税標準の特例等により、廃棄物処理施設の整備を進めている。</p>

	国土交通省	1. グリーン購入法に則り、国土交通省が実施する公共事業において、環境への負荷の低減に資する資材及び建設機械の使用を推進する。 (⑤)	1. グリーン購入法に基づき、環境への負荷の低減に資する資材の調達を推進。また、一般からの提案を参考として、公共工事において調達する資材、建設機械、工法及び目的物について、特定調達品目の追加、見直し等の検討を実施。	1. 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」による公共工事における環境物品等の調達により、環境への負荷低減を推進している。	1. 引き続き調達する資材、建設機械、工法及び目的物について、一般からの提案を参考として特定調達品目の追加、見直し等の検討を行う。また、特定調達品目の実績把握を行い、その結果を踏まえて定量的な目標を設定し、環境物品等の調達を推進していく予定。
	厚生労働省	1. 環境負荷の低減に配慮した製品・サービスの開発普及の促進 ・平成16年に「エコプロダクツ大賞」制度を創設。 環境負荷の低減に配慮した製品・サービスで（「エコプロダクツ」）であって、すぐれた配慮が組み込まれたものを表彰することにより、エコプロダクツの更なる開発・普及を図る事が目的である。 ・第1回から「エコプロダクツ大賞」を関係府省とともに後援し、その審査員会委員に参画。厚生労働省所管に係るエコプロダクツについて、優れていると審査委員に評価されたものについては、厚生労働大臣賞を交付することを許可している。 (②)	1. 平成16年度以降、製薬会社等が開発したエコプロダクツに対し、エコプロダクツ大賞推進協議会会長賞8件が公布された。	1. 製薬業界等においても着実に、エコプロダクツの更なる開発・普及への取組が進展していると思われる。	1. 引き続き主催者及び関係各省と連携し、当該表彰制度を通じて当省所管事業者におけるエコプロダクツの開発普及の意識啓発に努めたい。
(2) 静脈物流システムの構築	環境省、国土交通省	1. モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業を通じて、静脈物流のモーダルシフト及び輸送効率化を推進する。 (②)	-	1. モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業について、国土交通省と環境省が連携し、海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費を補助した。	1. 静脈物流のモーダルシフト及び輸送効率化を推進するため、国土交通省と環境省が連携し、引き続き、海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費を補助していく。
① 静脈物流の拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し、広域的なリサイクル関連施設の臨海部への立地を推進するとともに、官民連携の推進、港湾施設の整備など総合的な支援を講じることにより国内外の資源循環を促進する。 ② 静脈物流の輸送手段を道路輸送から相対的に環境負荷が小さい鉄道・船舶へと	国土交通省	1. 静脈物流の拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し、広域的なリサイクル関連施設の臨海部への立地を推進するとともに、官民連携の推進、港湾施設の整備など総合的な支援を講じることにより国内外の資源循環を促進する。 (①)	1.これまでに22の港湾をリサイクルポートに指定しており、広域的なリサイクル関連施設の臨海部への立地の推進等を行った。	1.これまでに22の港湾をリサイクルポートに指定しており、広域的なリサイクル関連施設の臨海部への立地の推進等を行っている。	1. 引き続き、静脈物流の拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し、広域的なリサイクル関連施設の臨海部への立地を推進するとともに、官民連携の推進、港湾施設の整備など総合的な支援を講じることにより国内外の資源循環を促進する。

<p>転換するモーダルシフトを促進する。</p> <p>③ 首都圏の建設発生土を全国の港湾の用地造成等に用いる港湾建設資源の広域利用促進システム（スーパー・フェニックス）を推進する。</p> <p>④ 廃棄物処理法の適正な運用を図りつつ、静脈物流コストの削減を図るための取組の検討を進める。</p>	<p>2. 静脈物流の輸送手段をトラック輸送から相対的に環境負荷が小さい船舶へと転換するモーダルシフトを促進する。 (②)</p> <p>3. 首都圏の建設発生土を全国の港湾の用地造成等に用いる港湾建設資源の広域利用促進システム（スーパー・フェニックス）を推進する。 (③)</p> <p>4. 廃棄物処理法の適正な運用を図りつつ、静脈物流コストの削減を図るための取組の検討を進める。 (④)</p>	<p>-</p> <p>3. 小名浜港等において建設発生土の受入を実施した。</p>	<p>2. 「モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業」により、2件の事業を実施している。</p> <p>3. 小名浜港等において建設発生土の受入を実施している。</p>	<p>2. 静脈物流の輸送手段をトラック輸送から相対的に環境負荷が小さい船舶へと転換するモーダルシフトを引き続き促進する。</p> <p>3. 首都圏の建設発生土を全国の港湾の用地造成等に用いる港湾建設資源の広域利用促進システム（スーパー・フェニックス）を引き続き推進する。</p> <p>4. 廃棄物処理法の適正な運用を図りつつ、静脈物流コストの削減を図るための取組の検討を引き続き進める。</p>
---	--	--	---	--

6 廃棄物の適正な処理					
(1) 不法投棄・不適切処理対策					
① 廃棄物処理法を適切に施行しつつ、平成 22 年に行った同法改正の効果を検証し、その結果を踏まえ、同法の改正を検討する。	環境省	1. 平成 22 年に改正された廃棄物処理法附則第 13 条に基づき、同法の施行から 5 年の経過後、改正法の施行状況を勘査し、必要があると認めるときは検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを予定している。(①)	-	-	1. 次年度が廃棄物処理法改正法施行後 5 年に当たることを受け、左記取組概要のとおり、必要な措置を講ずることを予定している。
② 産業廃棄物の不法投棄・不適正処理に関する情報を国民から直接受け付ける不法投棄ホットラインの運用や、産業廃棄物の専門家の不法投棄現場等への派遣を行い、地方公共団体による行為者等の責任追及の支援を行う。		2. 産業廃棄物の不法投棄等事案についての情報受付窓口として、不法投棄ホットラインを設け、通報された情報を地方環境事務所や関連地方公共団体へ提供している。また、現地調査や関係法令等に精通した専門家を不法投棄等現場へ派遣し、不法投棄等に関与した者の究明や責任追及方法、支障除去の手法の検討等の助言等を行っている。(②)	2. 平成 25 年度は、全国から 43 件の不法投棄等に関する情報が不法投棄ホットラインに通報された。また、全国 19ヶ所の不法投棄等事案に対して、専門家を派遣し、助言等の支援を行った。	2. 不法投棄等に関する情報を国民から直接受け付ける不法投棄ホットラインの運用をするとともに、産業廃棄物の実務や関係法令等に精通した専門家を不法投棄等の現場へ派遣し、不法投棄等に関与した者の究明や責任追及方法、支障除去の手法の検討等の助言等を行い、都道府県等の取組を支援している。	2. 引き続き、不法投棄等に関する情報を国民から直接受け付ける不法投棄ホットラインの運用をするとともに、現地調査や関係法令等に精通した専門家を不法投棄等現場へ派遣することにより都道府県等を支援する。
③ 地方公共団体と連携して、毎年 5 月 30 日(ごみゼロの日)から 6 月 5 日(環境の日)までの全国ごみ不法投棄監視ウィーク等を通じた普及啓発活動や監視活動等を行う。		3. 不法投棄等の未然防止・拡大防止対策として、平成 19 年度より毎年度設定している、全国ごみ不法投棄監視ウィーク(毎年 5 月 30 日(ごみゼロの日)から 6 月 5 日(環境の日))を中心として、国民、事業者、地方公共団体、国等の各主体が一体となって、普及啓発活動や監視活動等、地方環境事務所を拠点とした取組を実施している。(③)	3. 5 月 30 日から 6 月 5 日までを全国ごみ不法投棄監視ウィークとして設定するとともに、国と都道府県等が連携して、不法投棄等の撲滅に向けた普及啓発活動等の取組を一斉に実施した。その結果、平成 25 年度は、全国で 3,512 件の普及啓発活動や監視活動等が実施された。また、ブロック会議を開催する等、各地方環境事務所管内の都道府県等との不法投棄等防止ネットワークの構築を行った。	3. 5 月 30 日から 6 月 5 日までを全国ごみ不法投棄監視ウィークとして設定するとともに、国と都道府県等が連携して、不法投棄等の撲滅に向けた普及啓発活動等の取組を一斉に実施している。その結果、平成 26 年度は、全国で 3,738 件の普及啓発活動や監視活動等が実施される予定である。	3. 引き続き、5 月 30 日から 6 月 5 日までを全国ごみ不法投棄監視ウィークとして設定し、国と都道府県等が連携して、不法投棄等の撲滅に向けた普及啓発活動等の取組を一斉に実施し、不法投棄等の未然防止・拡大防止を推進していく。
④ 個別の産業廃棄物の不法投棄・不適正処理の事案に対しては、廃棄物処理法に基づく基金により適切な支援を行う。 平成 9 年の廃棄物処理法改正法の施行前に開始された産業廃棄物の不法投棄・不適正処理の残存事案対策は、引き続き、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成 15 年法律第 98 号)に基づく財政支援を行う。		4. 不法投棄等の残存事案対策として、平成 9 年廃棄物処理法改正法の施行(平成 10 年 6 月 17 日)以降に開始された産業廃棄物の不法投棄等による生活環境保全上の支障の除去等事業に対して、廃棄物処理法に基づく基金による財政支援を行っている。 また、平成 9 年廃棄物処理法改正法の施行(平成 10 年 6 月 17 日)前に開始された産業廃棄物の不法投棄等による生活環境保全上の	4. 平成 25 年度は、香川県豊島事案等 12 事案について、産廃特措法に基づく財政支援を行った。また、静岡県沼津市事案等 7 事案について、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物適正処理推進基金からの財政支援を行った。	4. 平成 25 年度に引き続き、香川県豊島事案等 12 事案について、産廃特措法に基づく財政支援を行っている。また、平成 26 年度 9 月末現在、千葉県君津市事案等 3 事案について、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物適正処理推進基金からの財政支援が決定した対策事業が実施されている。	4. 産廃特措法に基づく特定支障除去等事業が同法の有効期限まで完了するよう事業の計画的かつ着実な推進を図るとともに、平成 25 年 2 月に取りまとめられた「支障除去等に関する基金のあり方懇談会報告書-当面の財政的な支援について-」も踏まえて、引き続き財政支援のあり方等の検討を進めていく。

<p>これらにより、産業廃棄物の不法投棄・不適正処理事案について、円滑に対策が実施されるよう、地方公共団体に対して指導・支援を行う。</p> <p>⑤ 産業廃棄物が適正に運搬され、処理されたことを確認するための管理票システムであるマニフェスト制度の電子化の拡大に向けて、IT技術を活用したシステム改良による利便性の向上や普及啓発を行う。</p> <p>⑥ 家庭等の不用品を無許可で回収し、不適正処理・輸出等を行う不用品回収業者、輸出業者等の対策について、廃棄物処理法の厳格な適用、国民への制度周知等により、強化する。</p> <p>⑦ 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に關わる法律(平成21年法律第82号)に基づき発生抑制対策等の海岸漂着物対策を行う。また、船舶の航行に支障を來さないよう、閉鎖性海域において、海面に浮遊する漂流ごみ等の回収を行う。船舶等から流出した油や有害液体物質については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)等に基づき、防除措置等の適切な実施を図る。</p>	<p>支障の除去等事業に対しては、産廃特措法に基づく財政支援を行っている。(④)</p> <p>5. 事業者にとって情報管理の合理化に繋がることや、偽造がしにくく行政の監視業務の効率化に繋がる等のメリットがある電子マニフェストの利用者を増やすため、研修会や操作講習会を実施するとともに、利便性向上のためのシステム改良等を行い、電子マニフェストの普及拡大を図る。(⑤)</p> <p>6. 【再掲】市区町村の許可又は委託を受けない、無許可の廃棄物回収は違法であると啓発するための広報を実施。(⑥)</p> <p>7. 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に關わる法律(平成21年法律第82号)に基づき発生抑制対策等の海岸漂着物対策を行う。(⑦)</p>	<p>5. 平成25年10月に平成28年度の電子マニフェスト普及率50%を目指とした「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」を策定した。ロードマップに基づき、全国各地で電子マニフェスト研修会、操作講習会を開催した他、収集運搬終了報告における利便性向上のためのシステム改良を行った。また、環境配慮契約法の産業廃棄物の処理に係る契約について、全自治体あてパンフレットを発送した。その結果、平成25年度末の電子マニフェスト普及率は35%となった。</p>	<p>5. ロードマップに基づき、研修会、操作講習会の開催し、システムをスマートフォンやタブレットに対応させるためのシステム改修を実施している。また、建設業界での利用促進を図るため、関係発表会、展示会等で普及啓発を行っている。</p> <p>6. 引き続きポスター・パンフレット等を活用した広報を実施している。併せて、イベント・説明会等の機会を利用して意識啓発を行っている。また、各自治体の指導事例等の情報を収集し、優良事例として自治体間で共有し継続的・組織的な対応を実施するために研修会を実施予定。あわせて、チラシ・ポスター等の啓発ツールの活用方法等含め、効果的な情報発信方法について再検討する機会を設ける。</p>	<p>5. ロードマップに基づき、システムをスマートフォンやタブレットに対応させるためのシステム改修を昨年度に引き続き実施するとともに、排出事業者、行政機関への利用促進等を図り、平成28年度に普及率50%の目標を達成すべく普及啓発に努めることとしている。</p> <p>6. これまでの広報内容、方針についての検討結果を踏まえ、効果的な普及啓発手法について検討し、広報を継続していく。</p> <p>7. (1) 32の都道府県において、地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業/平成25、26年で総額約100億円)を活用し、地域計画の策定、海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制対策等に取り組んでいる。</p>
--	---	--	---	--

<p>⑧ 環境に配慮した先進的なシッカリサイクルシステムを構築し、国内における執行体制整備を図る。また、使用済FRP船について、リサイクルの必要性や、事業者団体が運営するリサイクルシステムの周知・啓発を行う。</p>		<p>25年度には約3万5千tのゴミが回収された。 (2)海岸漂着物等の組成や量などの実態を把握するための現地調査を実施するとともに、原因究明、発生源対策のための調査を実施した。 (3)国際的な協議の場等を通じ、関係国と海岸漂着物等の削減にむけた取組を実施した。</p>	<p>(2)海岸漂着物等の組成や量、生態系への影響など実態を把握するための現地調査を実施するとともに、原因究明、発生源対策のための調査を実施する。 (3)国際的な協議の場等を通じ、関係国と海岸漂着物等の削減にむけた取組を実施する。</p>	
<p>農林水産省、国土交通省</p>	<p>1. 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業 洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したものと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施する。 (⑦)</p>	<p>1. 平成25年度には、北海道、秋田県(8月豪雨)、福井県・三重県・京都府(台風18号)において、漂着流木の処理対策が実施されたため、処理費用の1/2を支援した。</p>	<p>1. 広範囲にわたり堆積し、海岸保全施設の機能を阻害することとなる海岸漂着ごみや流木等を処理する場合には、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」による支援を行うこととする。</p>	<p>1. 引き続き、広範囲にわたり堆積し、岸保全施設の機能を阻害することとなる海岸漂着ごみや流木等を処理するため、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」による支援を行う。</p>
<p>国土交通省</p>	<p>1. 「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の関係機関として、地方公共団体や事業者と一緒に、期間中における不法投棄等監視や啓発活動、海洋環境保全指導を実施した。 (③) 2. 船舶の航行に支障を来さないよう、閉鎖性海域において、海面に浮遊する漂流ごみ等の回収を行うとともに、船舶等から流出した油や有害液体物質については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)等に基づき、防除措置等の適切な実施を図る。 また、海上保安庁では巡視船艇や航空機に必要な資機材を整備するとともに、現場職員の訓練・研修等を通じ、対処能力強化を推進し、関係機関との合同訓練に参画する等、連携強化を図り、迅速かつ的確な対</p>	<p>1. 平成25年度の「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」においても、新規及び継続の各種取組を実施した。 2. 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域での漂流ごみの回収を行うとともに、船舶の事故等により発生した浮遊油について、海上保安庁からの出動要請に基づき、油回収装置及び航走拡散等により油の除去を行った。 また、海上保安庁では油及び有害液体物質の流出に迅速且つ的確に対応するため、資機材の整備、現場職員の訓練及び研修を実施し、また、関係機関との合同訓練に参画する等、</p>	<p>1. 平成26年度の「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」においても、新規及び継続の各種取組を実施した。 2. 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域での漂流ごみの回収を行うとともに、船舶の事故等により発生した浮遊油について、海上保安庁からの出動要請に基づき、油回収装置及び航走拡散等により油の除去を行っている。 また、油及び有害液体物質の流出に迅速且つ的確に対応するため、資機材の整備、現場職員の訓練及び研修を実施し、また、海上保安庁では関係機関との合同訓練に参画する等、</p>	<p>1. 引き続き、関係省庁や地方公共団体、各種ボランティア団体と連携協力し、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」等を通じた不法投棄等監視や啓発活動、海洋環境保全指導を推進する。 2. 引き続き、船舶の航行に支障を来さないよう、閉鎖性海域において、海面に浮遊する漂流ごみ等の回収を行うとともに、船舶等から流出した油や有害液体物質については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)等に基づき、防除措置等の適切な実施を図る。 また、海上保安庁では今後も、油及び有害液体物質の流出に迅速且つ的確に対応するため、資機材の整備、現場職員の訓練及び研修を実施し、また、関係機関と</p>

	<p>処に努める。 (⑦)</p> <p>3. シッカリサイクル条約が要求する環境要件につき、我が国の船舶解撤事業者における対応状況等について調査を実施。</p> <p>使用済 FRP 船の再資源化の推進 FRP（繊維強化プラスチック）船については、平成 17 年 11 月から国土交通省が確立したリサイクル技術を踏まえ、（社）日本舟艇工業会（現（一社）日本マリン事業協会）が廃棄物処理法に基づく広域認定制度を活用して「FRP 船リサイクルシステム」の段階的な構築及び運用に取り組んでいるため、同システムの普及啓発を実施。 (⑧)</p>	<p>連携強化を図り、迅速かつ的確な対処に努めた。</p> <p>3. 学識者等で構成する委員会を設置し、シッカリサイクル条約の環境に係る要件につき、我が国法令の対応状況等を調査するとともに、船舶解撤事業者の対応状況について調査を実施。</p> <p>平成 20 年度から全国において（一社）日本マリン事業協会が「FRP 船リサイクルシステム」の本格運用を開始したため、リサイクル処理の必要性及び FRP 船リサイクルシステムの周知啓発等を行うことにより、FRP 船のリサイクル処理の普及促進活動を実施。平成 25 年度は 532 隻の FRP 船をリサイクル処理。</p>	<p>連携強化を図り、迅速かつ的確な対処に努めている。</p> <p>3. シッカリサイクル条約が要求する労働安全衛生に係る要件につき、我が国法令の対応状況と船舶解撤事業者の対応状況について調査を行う。</p> <p>全国において同システムの本格運用を開始した。</p> <p>また、全国ブロック毎に地方運輸局、地方整備局、都道府県等で組織する地方廃船処理協議会を開催し、不法投棄された廃 FRP 船対策や FRP 船リサイクルの促進を図るために情報提供及び意見交換等を実施する。</p>	<p>の合同訓練に参画する等、連携強化を図り、迅速かつ的確な対処に努めていく。</p> <p>3. 海外の主要船舶解撤国の条約締結に係る動向等を調査し、条約の早期発効に向けた課題を明確にする。</p> <p>全国ブロック毎に地方運輸局、地方整備局、都道府県等で組織する地方廃船処理協議会を開催し、不法投棄された廃 FRP 船対策や FRP 船リサイクルの促進を図るために情報提供及び意見交換等を実施する。</p>	
(2)最終処分場の確保等	環境省	<p>① 一般廃棄物の最終処分場については、残余容量の予測を行いつつ、引き続き必要となる最終処分場を継続的に確保する。</p> <p>また、最終処分場に埋め立てた廃棄物を有効活用・減量化するための取組を支援する。</p> <p>② 産業廃棄物の最終処分場については、民間事業者による整備を基本としつつ、産業廃棄物の適正処理を確保するために必要がある場合には、廃棄物処理センター等の公共関与による施設整備を促進する。</p> <p>③ 港湾の整備に伴う浚渫土砂や循環利用できない廃棄物</p>	<p>1. 環境省では、平成 17 年度に循環型社会形成推進交付金を創設し、ごみのリサイクルや減量化を推進した上でなお残る廃棄物について、生活環境の保全上支障が生じないように適切に処分するため、最終処分場の設置又は改造、既埋立物の減容化等による一般廃棄物の最終処分場の整備を支援してきた。</p> <p>平成 24 年度末現在、最終処分場は 1,741 施設、残余容量は 1 億 1,201 万 m³ であり、残余年数は全国平均で 19.7 年分である。(①)</p> <p>2. 公共関与による産業廃棄物処理施設の整備促進のため、廃棄物処理法第 15 条の 5 に基づき、一定の要件を満たす法人を廃棄物処理センターとして指定するとともに、産業廃棄物の最終処分場等の施設整備を行う 4 事業に対して、合計 12 億円の補助を行った。</p>	<p>1. 廃棄物処理施設整備計画（平成 25 年 5 月閣議決定）において、一般廃棄物最終処分場の残余年数を 20 年分（平成 29 年度）とする重点目標を定めた。</p> <p>さらに、最終処分場の設置又は改造、既埋立物の減容化等による一般廃棄物の最終処分場の整備について、引き続き、循環型社会形成推進交付金の交付対象事業とした。</p> <p>2. 廃棄物処理法第 15 条の 5 に基づき、1 法人を廃棄物処理センターとして指定するとともに、産業廃棄物の最終処分場等の施設整備を行う 3 事業に対して補助することで、公共が関与して行う産業廃棄物処理施設の一層の整備促進を図った。</p>	<p>1. 最終処分場の設置又は改造、既埋立物の減容化等による一般廃棄物の最終処分場の整備について、引き続き、循環型社会形成推進交付金の交付対象事業とともに、必要に応じて、交付対象事業の見直し等を検討する。</p> <p>2. 産業廃棄物の最終処分場等の施設整備のため、引き続き、申請に応じて廃棄物処理法に基づく廃棄物処理センターの指定を行うとともに、さらに民間を含め優良な処理施設の整備を支援するため、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成 4 年法律第 62 号）に基づく特定施設の認定を行う。また、産業廃棄物処理施設のモデル的整備事業に対する補助制度により、公共が関与して行う産業廃棄物処理施設の一層の</p>

<p>を最終的に処分する海面処分場について、港湾の秩序ある整備と整合を取りつつ、計画的に整備する。</p> <p>④ 陸上で発生する廃棄物及び船舶等から発生する廃油について、海洋投入処分が原則禁止されていることを踏まえ、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度を適切に運用し、海洋投入処分量の削減を図るとともに適切に廃油を受け入れる施設を確保する。</p>	<p>3. 民間を含め優良な処理施設の整備を支援するため、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成4年法律第62号)に基づく特定施設の認定を行う。(②)</p> <p>4. 廃棄物処理法並びに一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令における最終処分場の閉鎖・廃止の考え方則した海面最終処分場の適切な閉鎖・廃止基準の運用方法及び海面処分場の特性を踏まえた、早期安定化等のための管理・技術について検討する(③)。</p> <p>5. ロンドン条約1996年議定書の締結に伴い改正された海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号。以下「海洋汚染防止法」という。)に基づき、平成19年度4月から導入された廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度の適切な運用を行う。(④)</p>	<p>-</p>	<p>4. 海面処分場の廃止後の水位管理及び早期安定化、跡地利用について、関係者と意見交換を行った。</p>	<p>4. 海面処分場の廃止に関する情報については、現行法に基づいて整理した上で、廃止の考え方としてまとめる。また、海面処分場の廃止に関する技術的な情報を広く周知することは有用であると考えられるため、技術情報集としてこれをとりまとめる。</p> <p>その他、海面処分場の形質変更について、有識者ヒアリング、アンケート調査、文献調査等を行い、課題と適用の可能性のある技術等を整理する。</p> <p>5. 海洋汚染防止法に基づく廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度の適切な運用により、海洋投入処分量のより一層の削減に取り組んでいる。</p>	<p>-</p>
---	---	----------	--	---	----------

国土交通省	<p>1. 港湾の整備に伴う浚渫土砂や循環利用できない廃棄物を最終的に処分する海面処分場について、港湾の秩序ある整備と整合を取りつつ、計画的に整備する。(③)</p> <p>2. 船舶等から発生する廃油については、海洋投入処分が原則禁止されていることを踏まえ、適切に廃油を受け入れる施設を確保する。(④)</p>	<p>1. 港湾整備により発生する浚渫土砂や内陸部での最終処分場の確保が困難な廃棄物を受け入れるために、事業の優先順位を踏まえ、東京港等で海面処分場を計画的に整備してきた。</p> <p>2. 廃油処理事業を行おうとする者に対し、事業計画及び当該事業者の事業遂行能力等について、国が適正な審査を実施した。</p>	<p>1. 港湾整備により発生する浚渫土砂や内陸部での最終処分場の確保が困難な廃棄物を受け入れるために、事業の優先順位を踏まえ、東京港等で海面処分場を計画的に整備している。</p> <p>2. 廃油処理事業を行おうとする者に対し、事業計画及び当該事業者の事業遂行能力等について、引き続き国が適正な審査を実施する。</p>	<p>1. 港湾の整備に伴う浚渫土砂や循環利用できない廃棄物を最終的に処分する海面処分場について、港湾の秩序ある整備と整合を取りつつ、引き続き計画的に整備する。</p> <p>2. 船舶等から発生する廃油については、海洋投入処分が原則禁止されていることを踏まえ、適切に廃油を受け入れる施設を引き続き確保する。</p>
-------	--	--	--	--

<p>7 各個別法の対応</p> <p>(参1-2)に記載。</p>				
<p>8 環境教育等の推進と的確な情報共有・普及啓発</p>				
<p>(1) 環境教育等の推進</p> <p>① 環境教育等促進法に基づき、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場で行う環境教育、環境保全活動等を、多様な主体における連携の重要性を考慮しつつ、総合的に推進する。</p> <p>② 学校教育においては、改訂した学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階を踏まえ、循環型社会の形成の推進に関する分野をも含めた環境教育を一層推進する。</p>	<p>環境省</p>	<p>1. 環境教育等促進法の各条項に規定されている、環境保全に資する環境教育のための場、団体、人材等の認定及び登録、指定の促進を行う。(①)</p> <p>2. ウェブサイトの登録やフォーラムの開催等を通じて、E S Dの視点を取り入れた環境保全活動に取り組む団体や活動等のネットワーク化の充実を行う。(①)</p> <p>3. 産学官民のあらゆる主体が連携し、環境人材育成の取組についての意見交換や交流の促進を行う。(①)</p> <p>4. 各都道府県において、小中学校をはじめとした教育現場を中心に、その地域特性に合った環境教育プログラムを作成し、その実証を行う。(①)</p> <p>5. 文部科学省との連携協力により、教員等をはじめとする環境教育・学習の指導者</p>	<p>1. 人材認定等事業の登録（法11条第1項）、環境教育等支援団体の指定（法第10条の2）、体験の機会の場の認定（法第20条）について、それぞれ認定等を行い、ウェブサイト等を通じて、情報等の提供を行っている。</p> <p>2. 「+ E S Dプロジェクト」、「エコ学習ライブラリー」といったウェブサイトにより、広く情報提供を行っている。「+ E S Dプロジェクト」を通して、各活動の「見える化」、「つながる化」が進んでいる。</p> <p>3. 「環境人材育成コンソーシアム事業」を通じて、大学生向けのモデル授業、企業の管理職や経営者層を対象とした研修を実施し、交流の機会を提供している。</p> <p>4. E S Dの視点を取り入れた環境教育について、モデルプログラムを20作成し、そのモデルプログラムに基づいて各都道府県において地域版環境教育プログラムを作成。小中学校をはじめとした学校教育現場での実証を行った（47プログラム）。</p> <p>5. 文部科学省との連携協力により、環境教育のリーダー研修について、</p>	<p>1. 人材認定等事業の登録（法11条第1項）、環境教育等支援団体の指定（法第10条の2）、体験の機会の場の認定（法第20条）について、それぞれ認定等を行い、ウェブサイト等を通じて、情報等の提供を行っている。</p> <p>2. 「+ E S Dプロジェクト」、「エコ学習ライブラリー」といったウェブサイトにより、広く情報提供を行っている。「+ E S Dプロジェクト」を通して、各活動の「見える化」、「つながる化」が進んでいる。</p> <p>3. 「環境人材育成コンソーシアム事業」を通じて、大学生向けのモデル授業、企業の管理職や経営者層を対象とした研修を実施し、交流の機会を提供している。</p> <p>4. E S Dの視点を取り入れた環境教育について、モデルプログラムを20作成し、そのモデルプログラムに基づいて各都道府県において地域版環境教育プログラムを作成。小中学校をはじめとした学校教育現場での実証を行った（47プログラム）。</p> <p>5. 引き続き、環境教育のリーダー研修を開催していく。</p>

	に対する環境教育のリーダー研修を開催。(①)	平成 26 年 2 月に東京及び兵庫で開催した。	平成 27 年 2 月頃に開催予定。	
外務省・文部科学省・環境省	1. 日本政府とユネスコの共催で平成 26 年 11 月に ESD に関するユネスコ世界会議を我が国において開催する。(①)	1. ESD に関するユネスコ世界会議の開催に向け、共催者のユネスコ、関係省庁、開催地等と準備を行った。	1. 平成 26 年 11 月 4 日から 8 日、岡山においてステークホルダーの主たる会合、また、10 日から 12 日、愛知・名古屋において閣僚級会合及び全体のとりまとめ会合の形で、「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」を、我が国及びユネスコの共催により開催し、150 の国・地域から、76 名の閣僚級をはじめとする政府関係者等が参加した。 今次会议は、「持続可能な開発のための 10 年（DESD）」を総括するとともに、2015 年以降の ESD の推進方策について、様々な視点から議論が行われた。また、DESD の後継枠組みであるグローバル・アクション・プログラム（GAP）の開始を正式に発表するとともに、本会議の成果として、「あいち・なごや宣言」が採択された。	1. 引き続き、ユネスコ、関係省庁等と連携し、ESD の推進に取り組む。
文科省	1. 環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国への普及を図るため、環境のための地球学習観測プログラム（GLOBE）への参加や、環境省との連携協力により、教員等をはじめとする環境教育・学習の指導者に対する環境教育のリーダー研修の開催などを実施 (①、②) 2. 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業、屋外教育環境整備事業、大規模改修（老朽：エコ改修）事業、太陽光発電等導入事業の実施等により、環境教育の教材として活用できるエコスクールの整備を支援 (①) 3. 社会教育において、公民館などの社会	1. 平成 25・26 年度の GLOBE 協力校として、全国 16 校を指定した。（第 10 期目） また、環境省との連携協力により、環境教育のリーダー研修について、平成 26 年 2 月に東京及び兵庫で開催した。 2. 平成 25 年度は、エコスクールパイロット・モデル事業のモデル校として 112 校を認定した。 3. 平成 25 年度は、公民館等を中心	1. 平成 25・26 年度の GLOBE 協力校として、全国 16 校を指定した。（第 10 期目） また、環境省との連携協力により、環境教育のリーダー研修について、平成 27 年 2 月頃に開催予定。 2. 平成 26 年度は、6 月時点で、エコスクールパイロット・モデル事業のモデル校として 63 校を認定した。 (平成 26 年 6 月時点の認定実績計 1,547 件) 3. 平成 26 年度は、公民館等を中心とした社会教育活性化	1. 引き続き、環境のための地球学習観測プログラム（GLOBE）への参加や、環境教育のリーダー研修の開催などを実施 2. 引き続き、環境教育の教材として活用できるエコスクールの整備を支援 3. 公民館等を中心とした社会教育活性化

	<p>教育施設を中心として、地域における社会教育関係団体などが連携し、環境保全などの地域の課題を解決していくための取組を支援し、地域の教育力の向上を図る。(①)</p> <p>4. 循環型社会の形成も含め、持続可能な社会づくりの担い手づくりのため、ESDの推進拠点と位置づけているユネスコスクールの質量両面における充実等を通じ、環境教育を含む「国連持続可能な開発のための教育（ESD）」を推進している。(①、②)</p>	<p>とした社会教育活性化支援プログラムにおいて、環境保全に関するものとして、2件の取組を採択した。</p> <p>4. 平成25年度は、ユネスコスクール数が全部で705校となった。また、日本／ユネスコパートナーシップ事業において、ESD活動の支援に関わる12件の取組を採択した。</p>	<p>とした社会教育活性化支援プログラムにおいて、環境保全に関するものとして、3件の取組を採択した。</p> <p>4. 教育委員会・大学等が中心となり、ESDの推進拠点であるユネスコスクールとともにコンソーシアムを形成し、地域においてESDを実践することにより、ユネスコスクール以外へのESDの普及を図り、また、国内外のユネスコスクール間の交流の促進を通じ、より持続可能な社会づくりの担い手を育む。(平成26年度採択事業数：5件) さらに、日本／ユネスコパートナーシップ事業において、ESD活動の支援に関わる5件の取組を採択した。</p>	<p>化支援プログラムの成果に関する情報提供を行い、引き続き公民館等の社会教育施設における自主的な取組を促進する。</p> <p>4. 「国連ESDの10年」の後継プログラムである「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム」が示す5つの優先行動分野に重点的に取り組むため、ユネスコに対して信託基金を拠出するとともに、引き続き、教育委員会・大学等が中心となり、ESDの推進拠点であるユネスコスクールとともにコンソーシアムを形成し、ESDの実践・普及及び国内外におけるユネスコスクール間の交流の促進を通じ、より持続可能な社会づくりの担い手を育む。</p>
農 林 水 産 省	<p>1. 水源涵養、山地災害防止や地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能や、その機能を発揮させるために社会全体で森林整備と森林資源の循環利用を推進することへの国民的理解を醸成していく観点から、教育分野とも連携しつつ、森林環境教育・木育を推進。(①)</p>	<p>1. 学校教育における森林での体験活動を推進するため、「学校林・遊々の森」全国子どもサミットを開催し、体験活動の実施に関する情報交換を促進。 木材や木製品とのふれあいを通じて、木への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学ぶ教育活動としての「木育」を推進。 木育プログラム実践：44校 木育キャラバン実施：13箇所 木育インストラクター養成：78名 学校等が森林教室や体験活動を実施するためのフィールドとして、国有林を提供する「遊々の森」の協定締結等を推進。平成25年度に新たに6箇所で「遊々の森」の協定を締結し、学校等による森林教室や自然観察、体験林業等の様々な活動を実施。</p>	<p>1. 学校教育における森林での体験活動を推進するため、学校の森・子どももサミットを開催し、体験活動の実施に関する情報交換を促進。 木材や木製品とのふれあいを通じて、木への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学ぶ教育活動としての「木育」を推進。 木育プログラム実践：40校（予定） 木育キャラバン実施：10箇所（予定） 木育インストラクター養成：100名（予定） 新たな協定締結に向けて、学校等への働きかけを行うとともに、既設箇所（172箇所）において、学校等による森林教室や自然観察、体験林業等の様々な活動を実施予定。</p>	<p>1. 引き続き、教育分野との一層の連携を図りつつ、これらの取組を継続し、森林環境教育・木育の推進を図る。 また「遊々の森」の協定締結を推進するとともに、既設箇所において、森林教室や自然観察、体験林業等を実施。</p>

(2) 3Rに関する情報共有と普及啓発	財務省 ・文部科学省 ・厚生労働省 ・農林水産省 ・経済産業省 ・国土交通省 ・環境省	1. 10月の3R推進月間において、関係8省庁※が連携し、重点的な普及啓発活動を実施している。※財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・消費者庁(①、④) ① 循環型社会の形成に関する最新データ等の情報提供、循環基本計画の周知、循環型社会の形成に向けた様々な取組事例の情報発信等を行う。また、毎年10月を3R推進月間として、循環型社会の形成に向けた取組をより一層推進する。 ② 各主体の創意工夫による新規事業の創成や先進事例の普及を進めるため、(ア)地域における活動の核となっている地方公共団体、(イ)様々な研究成果を蓄積している学術・研究機関、(ウ)コンセプト提供やコーディネーター機能を発揮しているNPO、(エ)技術情報等を有し、生産・販売活動等を行う事業者の間で情報の共有化・ネットワーク化を図る。 ③ 循環型社会形成に向けた状況把握のためには本計画で提示する物質フロー指標、取組指標をはじめとする指標が重要であり、指標の更なる改善に向けた取組とともに、その裏付けとなるデータの改善・整備を並行して推進する。	-	-

<p>④ 地方公共団体、事業者など様々な主体が構成員となっている3R活動推進フォーラムとの共催で、3R推進全国大会を開催し、3Rに関する各種取組の紹介や循環型社会推進労働者の表彰等により、国民の意識向上や具体的な行動を促す。よりきめ細やかな活動を実施するため、ブロック単位での3R推進地方大会も開催する。さらに、様々な分野の団体が集まり、国及び自治体とも連携しつつ「リデュース・リユース・リサイクル推進労働者表彰」等の活動を行っているリデュース・リユース・リサイクル推進協議会等の民間団体と今後も連携し、なお一層の国民の意識向上や具体的な行動を促す活動を続ける。</p> <p>⑤ 廃棄物処理法に基づく廃棄物減量等推進員、容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物排出抑制推進員（3Rマイスター）等の活動を支援し、3R全般にわたる普及啓発や事業者と消費者等の連携による取組を促進する。</p>	<p>・ 消費者庁</p>				
<p>環境省</p> <p>1. 第三次循環基本計画に盛り込まれた、循環型社会形成のための指標に関する情報を、毎年度、更新・公表する。さらに、循環基本計画に係る指標に関する検討会において、それら指標の改善に向け検討を行う。（①、③）</p> <p>2. 【再掲】循環型社会の形成に関する最新情報の提供、循環基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を行う。（①）</p> <p>3. 各主体間のネットワークの構築</p>		<p>1. 平成25年度は、「循環型社会形成推進基本計画に係る物質フロー及び指標について—第三次計画までの指標の変遷、統計データから見る進捗状況等ー」（平成26年3月）により、平成23年度の物質フロー及び指標のデータを公表した。さらに、（1）第三次循環基本計画において今後検討することと明記された指標及び項目、（2）中央環境審議会循環型社会部会での環境基本計画及び循環基本計画の点検に向けた評価・点検、の検討を行うことを目的とし、平成25年度3月に、循環基本計画に係る指標に関する検討会を設置した。</p> <p>2. インターネットを利用する若い世代に対し、恒常的に周知徹底を図るため、WEBサイト「Re-S tyle」（（PC版）「http://www.re-style.env.go.jp」、（携帯版）「http://www.re-style.env.go.jp/k」）を運営し、循環型社会の形成に関する最新データやレポート等の掲載、循環型社会基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を行い、国民、民間団体及び事業者等における活動の促進を図った。</p> <p>3. 地球環境パートナーシッププラ</p>	<p>1. 平成26年度は、平成24年度の物質フロー及び指標のデータについて検討する。さらに、循環基本計画に係る指標に関する検討会において、第三次循環基本計画の指標について「今後の検討課題等」とされた事項等に関する検討を行う。</p> <p>2. インターネットを利用する若い世代に対し、恒常的に周知徹底を図るため、WEBサイト「Re-S tyle」（（PC版）「http://www.re-style.env.go.jp」、（携帯版）「http://www.re-style.env.go.jp/k」）を運営し、循環型社会の形成に関する最新データやレポート等の掲載、循環型社会基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を行い、国民、民間団体及び事業者等における活動の促進を図った。また、ソーシャルネットワーク（Facebook）を活用し更なる情報発信の効率化を行う。</p> <p>3. 地球環境パートナーシッププラ</p>	<p>1. 引き続き、毎年度、循環型社会の形成に関する最新データ等の情報提供を行うとともに、循環基本計画に係る指標に関する検討会において、指標の改善に向けた検討を行う。</p> <p>2. インターネットを利用する若い世代に対し、恒常的に周知徹底を図るため、WEBサイト「Re-S tyle」（（PC版）「http://www.re-style.env.go.jp」、（携帯版）「http://www.re-style.env.go.jp/k」）を運営し、循環型社会の形成に関する最新データやレポート等の掲載、循環型社会基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を行い、国民、民間団体及び事業者等における活動の促進を図った。また、ソーシャルネットワーク（Facebook）を活用し更なる情報発信の効率化を行う。</p> <p>3. 環境教育等促進法に基づき、事業者、</p>	

	<p>各主体間のネットワークを構築し、循環型社会の形成を着実に推進するための情報の集積・交換・提供等を行う。（②）</p> <p>4. 国民に対し3R推進に対する理解と協力を求めるため、関係府省（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、消費者庁）連携の下、毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル（3R）推進月間」と定め、引き続き、広く国民に向けて普及啓発活動を実施する。（④）</p> <p>5. 大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、環境への負荷を抑えた循環型社会推進のため、国民、事業者、行政が一体となった国民運動として、3Rによる循環型社</p>	<p>ザにおいて、パートナーシップの促進、NGO支援、環境情報の提供・普及を実施。ホームページや、メールマガジン、情報誌等を効果的に活用している。</p> <p>地方環境パートナーシップオフィスの設置や、NPO等との協働での事業を実施。</p> <p>NGO等から環境に関する優れた政策提言を募集し、優秀な提言の選定、発表会の開催を実施。特に優れた提言については、環境省の施策への反映とともに、行政とNGOのパートナーシップによる施策形成の可能性について検討するために、追加調査を実施。</p> <p>4. 国民に対し3R推進に対する理解と協力を求めるため、関係府省（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、消費者庁）連携の下、毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル（3R）推進月間」と定め、引き続き、広く国民に向けて普及啓発活動を実施しました。また、3R推進月間の事業の一環として、3Rの推進に貢献している個人、グループ、学校及び特に貢献の認められる事業所等を表彰する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」（リデュース・リユース・リサイクル推進協議会主催）の開催を引き続き後援した。</p> <p>5. 国民、事業者、行政が一体となった国民運動として、3Rによる循環型社会づくりを推進するため、「第8回3R推進全国大会」を栃木県において開催し、3Rに関する各種取</p>	<p>ザにおいて、パートナーシップの促進、NGO支援、環境情報の提供・普及を実施。ホームページや、メールマガジン、情報誌等を効果的に活用している。</p> <p>地方環境パートナーシップオフィスの設置や、NPO等との協働での事業を実施。</p> <p>環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく協働取組のモデル事業を国内各地で実施。</p> <p>4. 国民に対し3R推進に対する理解と協力を求めるため、関係府省（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、消費者庁）連携の下、毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル（3R）推進月間」と定め、引き続き、広く国民に向けて普及啓発活動を実施する。また、3R推進月間の事業の一環として、3Rの推進に貢献している個人、グループ、学校及び特に貢献の認められる事業所等を表彰する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」（リデュース・リユース・リサイクル推進協議会主催）の開催を引き続き後援する。</p> <p>5. 平成27年度は、「第10回3R推進全国大会」を環境省、福井県及び3R活動推進フォーラムと共催し、イベントを通して3R施策の普及啓発を行う予定。また、引き続き、環境大臣表彰、3R促進ポスター</p>
--	---	---	--

	<p>会づくりを推進するため、「3R推進全国大会」を開催し、3Rに関する各種取組の紹介、イベントの実施、各種キャンペーン等を通じ、国民一人ひとりの行動へつなげる。また、地方環境事務所等が主催する地方大会との連携を図りつつ、循環型社会の形成に向けた施策の取組を進める。(④)</p> <p>6. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物排出抑制推進員（3Rマイスター）等の活動を支援し、容器包装リサイクルについての普及啓発を進めて行く。(⑤)</p>	<p>組の紹介、イベントの実施、環境にやさしい買い物キャンペーン等を実施した。また、地方環境事務所等が主催する地方大会との連携を図りつつ、循環型社会の形成に向けた施策の取組を進めた。</p> <p>6. 普及啓発用資料の作成や、最新知見等に係る研修を行い、容器包装廃棄物排出抑制推進員（3Rマイスター）の活動を支援した。</p>	<p>臣表彰を行う3R促進ポスターコンクールには、全国の小・中学生から約1万点の応募があり、環境教育活動の促進にも貢献した。10月の3R推進月間では「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、全国の都道府県や流通事業者・小売事業者の協力を得て、環境に配慮した商品の購入、マイバッグ持参など3R行動の実践を呼びかけた。また、循環型社会の形成や食品リサイクルを推進したすぐれた取組などの環境大臣表彰の推薦、我が国の3R制度・技術・経験の変遷についての調査研究を実施するとともに、これら3Rに関する情報をホームページやメールニュース等により、全国に提供した。</p> <p>循環型社会形成推進功労者表彰は、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の適切な推進に顕著な功績があった個人、企業、団体を表彰し、その功績をたたえて、循環型社会の形成の推進に資することを目的として、平成18年度から実施している。</p> <p>平成26年度の受賞者数は、1個人、8団体、8企業の計17件であり、平成26年10月に開催される「第9回3R推進全国大会」式典において、表彰式が行われた。</p> <p>6. 普及啓発資料について、容器包装廃棄物排出抑制推進員（3Rマイスター）の意見を踏まえた改訂を行う。また、改訂後の普及啓発資料の作成や、最新知見等に係る研修を行い、容器包装廃棄物排出抑制推進員（3Rマイスター）の活動を支援する。</p>	<p>一コンクール、「環境にやさしい買い物キャンペーン」、循環型社会形成推進功労者表彰を実施する予定。</p> <p>6. 中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において行われている容器包装リサイクル制度の施行状況の点検等の結果や、過年度までの事業の成果等を踏まえながら、必要な措置を講じる。</p>
--	---	--	---	--

経 済 産 業 省	<p>1. 経済産業省では、3Rに関する法制度とその動向をまとめた冊子「資源循環ハンドブック」を毎年発行しているほか、3R政策に関するウェブサイト (http://www.meti.go.jp/policy/recycle/index.html)において、取組事例や関係法令の紹介、各種調査報告書の提供等を実施している。また、同ウェブサイトでは、普及啓発用DVD等の貸出も行っており、上記ウェブサイトで周知している。(①)</p> <p>2. 10月の3R推進月間において、関係8省庁※が連携し、重点的な普及啓発活動を実施している。※財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・消費者庁(①、④) また、10月の3R推進月間に併せて実施されるリデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰(主催:リデュース・リユース・リサイクル推進協議会) (以下、「3R表彰」と言う。)及び資源循環技術・システム表彰(主催:(一社)産業環境管理協会) (以下、「システム表彰」と言う。)を後援し、優れた3Rの取組の普及や新たな資源循環ビジネスの創出を支援している。(①、④)</p>	<p>1. (1) 資源循環ハンドブック2013を5,000部作成し、関係機関に配布したほか、3Rに関する環境教育に活用する等の一般の求めに応じて配布を行った。</p> <p>(2) 3R政策に関するウェブサイト (http://www.meti.go.jp/policy/recycle/index.html)において、取組事例や関係法令の紹介、各種調査報告書の提供を行うとともに、普及啓発用DVDの貸出等を実施した。</p> <p>2. (1) 3R表彰において、内閣総理大臣賞1件、経済産業大臣賞3件が表彰されたほか、システム表彰においては、経済産業大臣賞1件が表彰された。</p> <p>(2) ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを行うとともに、環境省及び3R活動推進フォーラムと共同の「環境にやさしい買い物キャンペーン」を通じた消費者向けの普及啓発を行った。</p>	<p>1. (1) 資源循環ハンドブック2014を4,000部作成し、関係機関に配布したほか、3Rに関する環境教育に活用する等の一般の求めに応じて配布を行う。</p> <p>(2) 3R政策に関するウェブサイト (http://www.meti.go.jp/policy/recycle/index.html)において、取組事例や関係法令の紹介、各種調査報告書の提供を行うとともに、普及啓発用DVDの貸出等を実施している。</p> <p>2. (1) 3R表彰及びシステム表彰に対する後援を通じ、優れた3Rの取組の普及や新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。</p> <p>(2) ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを行うとともに、環境省及び3R活動推進フォーラムと共同の「環境にやさしい買い物キャンペーン」を通じた消費者向けの普及啓発を行っている。</p>	
農 林 水 産 省	<p>1. 3R推進協議会が主催する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援し、3Rの取組が優れているものに農林水産大臣賞等を授与している。(④)</p> <p>2. (一社)日本有機資源協会が主催する</p>	<p>1. 平成25年度の3R表彰において、農林水産大臣賞2件、3R推進協議会会長賞3件が表彰された。</p> <p>2. 第1回食品産業もったいない大</p>	<p>1. 平成26年度の3R表彰において、農林水産大臣賞3件(5社)、3R推進協議会会長賞6件が表彰された。</p> <p>2. 前年度に引き続き、食品産業も</p>	<p>1. 及び2. 引き続き当該表彰制度を通じ、農林水産業・食品関連産業における3R活動等の意識啓発に努めていくこととしている。</p>

	「食品産業もったいない大賞」を協賛し、地球温暖化・省エネルギー対策の取組が優れている企業、団体等に農林水産大臣賞等を授与している。(④)	賞において、農林水産大臣賞1件、食料産業局長賞5件、審査委員会委員長賞6件が表彰された。	もったいない大賞において、地球温暖化・省エネルギー対策の優れた取組に農林水産大臣賞等を授与することとしている。	
厚生労働省	1. 事業者が行う3R活動の推進3R推進協議会が主催する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援。同会の審査委員会委員に参画している。また厚生労働省所管事業（医薬品等に限る）について、優れないと審査委員会に評価されたものについては、厚生労働大臣賞を交付することを許可している。(④)	1. 平成4年度以降、製薬企業の事業所等に対し、 <ul style="list-style-type: none">・ 内閣総理大臣賞 1件・ 厚生労働省大臣賞 19件・ 3R推進協議会会長賞 18件 が公布された。	1. 製薬業界においても確実に、3Rの取組が定着していると思われる。	1. 引き続き当該表彰制度を通じて製薬業界における3R活動の意識啓発に努めたい。
国土交通省	1. 建設工事従事者が取組成果を実感できることや一般国民の建設リサイクルに対する理解と参画を得るために、国土交通省、地方公共団体、関係業界団体により構成される建設リサイクル広報推進会議において、建設リサイクルの推進に有用な技術情報等の周知・伝達、技術開発の促進、一般社会に向けた建設リサイクル活動のPRを目的とした建設リサイクル技術発表会・技術展示会を実施した。 また、個々の現場における積極的なリサイクルの取組みを広く周知し、業界全体のリサイクル推進への意識の高揚に資するため、リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進功労者等表彰など各種取組を行つた。(②)	1. 毎年実施している建設リサイクル技術発表会・技術展示会を平成25年度は中部地方（愛知県）にて開催した。 また、リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進功労者等表彰において、建設工事での優れた取組6件に対して国土交通大臣賞を贈った。	1. 每年実施している建設リサイクル技術発表会・技術展示会について平成26年度建設リサイクル技術発表会・技術展示会を中国地方（広島県）にて開催した。 また、リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進功労者等表彰において、建設工事での優れた取組6件に対して国土交通大臣賞を贈った。	1. 引き続き、各地方での建設リサイクル技術発表会・技術展示会やリデュース・リユース・リサイクル(3R)推進功労者等表彰など各種取組を実施することとしている。

(参考1－2) 各個別法の対応

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(法の概要)

- 廃棄物の排出を抑制し、廃棄物を適正に分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とするもの（昭和45年12月25日制定、昭和46年9月24日施行。以下「法」という。）。平成22年5月の法改正において、産業廃棄物処理業の優良化の推進を目的に、優良産業廃棄物処理業者認定制度を創設した。また、排出事業者による適正な処理を確保するため、建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化する等の施策を講じた。
- 法第5条の2に規定されている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、以下の目標を定めている。（目標年度H27）
 - ・一般廃棄物
排出量約4,800万t、再生利用量約1,200万t、最終処分量約500万t
 - ・産業廃棄物
排出量4億2,400万t、再生利用量2億2,500万t、最終処分量1,800万t
- 第5条の3に規定されている廃棄物処理施設整備計画において、以下の目標が定められている。（目標年度H29）
 - ・ごみのリサイクル率26%
 - ・一般廃棄物処分場の残余年数の平成19年度水準維持
 - ・浄化槽処理人口普及率12%（目標年度H29）

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策（又は、今後の課題・方向性等） (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
155 環境省	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針の目標に対する実績 <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物 ※災害廃棄物は除く 排出量4,543万t 再生利用量938万t 最終処分量482万t(H23年度) ・産業廃棄物 排出量3億8,100万t 再生利用量2億t 最終処分量1,200万t(H23年度) ・一般廃棄物処分場の残余年数 19年(H23年度) ・ごみのリサイクル率 21%(H23年度) ・ごみ減量処理率 99%(H23年度) ・浄化槽処理人口普及率 8.75%(H23年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針の目標に対する実績 <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物 ※災害廃棄物は除く 排出量4,522万t 再生利用量925万t 最終処分量465万t(H24年度) ・産業廃棄物 排出量3億8,1百万t 再生利用量2億t 最終処分量1,200万t(H23年度) ・一般廃棄物処分場の残余年数 20年(H24年度) ・ごみのリサイクル率 20.4%(H24年度) ・ごみ減量処理率 99%(H24年度) ・浄化槽処理人口普及率 8.75%(H24年度) 8.88%(H25年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、優良認定制度、広域認定制度等の制度を運用し、法に基づいた廃棄物の適正な処理に努める。 ○次年度が、平成22年に改正された廃棄物処理法の施行後5年に当たることを受け、同法附則第13条に基づき、必要な措置を講ずることを予定している。

2. 資源の有効な利用の促進に関する法律

(法の概要)

- 資源の有効な利用の促進を図るために、製品の設計・製造段階から回収・リサイクルに至る各段階における製造業者等のリデュース、リユース、リサイクルのための義務や取組の判断の基準について定めている。

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策(又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
経済産業省 (関係府省) 環境省 国土交通省、農林水産省、財務省、厚生労働省	<p>○本制度では、指定業種等毎に以下の数の業種、製品を指定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定省資源業種：5 業種 ・特定再利用業種：5 業種 ・指定省資源化製品：19 品目 ・指定再利用促進製品：50 品目 ・指定表示製品：7 品目 ・指定再資源化製品：2 品目 ・指定副産物：2 副産物 <p>○施行状況調査を実施し、指定業種、製品ごとの取り組み状況等を把握。</p> <p>○有識者等からなる第三者委員会において、最近の製品や副産物の動向等を踏まえ、判断基準省令等の在り方について検討。</p> <p>○施行状況調査を実施し、指定業種、製品ごとの取り組み状況等を把握。</p> <p>○有識者等からなる第三者委員会において、製造事業者と再資源化事業者等の情報共有等の在り方について検討。</p>	<p>○施行状況調査を実施し、指定業種、製品ごとの取り組み状況等を把握。</p> <p>○有識者等からなる第三者委員会において、最近の製品や副産物の動向等を踏まえ、判断基準省令等の在り方について検討。</p>	<p>○引き続き、施行状況調査を実施し、指定業種、製品ごとの取り組み状況等を把握。</p> <p>○有識者等からなる第三者委員会において、同法が社会の実態に則したものとなっているか検討を行い、必要に応じ、対象製品の追加・区分の変更等を行う。</p>

3. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

(法の概要)

- 家庭から排出される一般廃棄物の重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るため、平成7年6月に制定され、平成12年4月から完全施行されている。
- 一般廃棄物について、市町村が全面的に処理責任を担うという従来の考え方を基本としつつも、容器包装の利用事業者や容器の製造等事業者、消費者に一定の役割を担わせることとした。
- 排出者である消費者は分別排出を行い、市町村は分別収集を行い、事業者は再商品化を行うという役割を担っている。

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策(又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
環境省 (関係府省) 経済産業省 財務省 厚生労働省 農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ○容器包装廃棄物の分別収集量及び再商品化量はほぼ横ばいとなっている。 【平成24年度の実績】 <ul style="list-style-type: none"> ・分別収集量の合計 2,858,871(t) (前年度 2,885,377(t)) ・再商品化量の合計 2,750,417(t) (前年度 2,783,001(t)) ○平成25年4月に前回改正法の施行から5年が経過したことを受け、同年9月から中央環境審議会と産業構造審議会の合同会合において、施行状況の点検等を開始し、関係者からのヒアリング及び自由討議を経て、平成26年3月には論点整理を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成25年度から引き続き、中央環境審議会と産業構造審議会の合同会合における施行状況の点検等を進めている。 ○3月の論点整理を踏まえ、個別論点に係る議論を行っており、年末にとりまとめを行う予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において行われている容器包装リサイクル制度の施行状況の点検等の結果や、過年度までの事業の成果等を踏まえながら、必要な措置を講じる。

4. 特定家庭用機器再商品化法

(法の概要)

○廃棄物を減量するとともに、資源の有効な利用を推進することを目的とし、平成13年4月に本格施行。特定家庭用機器を、小売業者が収集・運搬し、製造業者等が有用な部品や材料を回収して、同法で定める基準（再商品化率）以上の割合で再商品化することを規定している。

○法第22条第1項に定める再商品化率は以下のとおり。

エアコン	70%
ブラウン管テレビ	55%
液晶式・プラズマ式テレビ	50%
冷蔵庫・冷凍庫	60%
洗濯機・衣類乾燥機	65%

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策（又は、今後の課題・方向性等） (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
環境省 (関係府省) 経済産業省 厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○平成24年度、製造業者等により引き取られた特定家庭用機器廃棄物は、前年度と比べ約33%減であった。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定家庭用機器廃棄物の回収台数 平成24年度 1,120万台（前年度 1,680万台） ○平成24年度の再商品化実績 エアコン 91% ブラウン管テレビ 82% 液晶式・プラズマ式テレビ 87% 冷蔵庫・冷凍庫 80% 洗濯機・衣類乾燥機 86% ○不法投棄台数 平成24年度 116,500台 (前年度 161,400台) 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成25年5月から、平成26年7月まで中央環境審議会・産業構造審議会合同会合において家電リサイクル制度の見直しについて審議を行い、報告書（案）が取りまとめられ、パブリックコメントを実施したところ。 ○平成25年度、製造業者等により引き取られた特定家庭用機器廃棄物は、前年度と比べ約14%増となっている。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定家庭用機器廃棄物の回収台数 平成25年度 1,273万台（前年度 1,120万台） ○平成25年度の再商品化実績 エアコン 91% ブラウン管テレビ 79% 液晶式・プラズマ式テレビ 89% 冷蔵庫・冷凍庫 80% 洗濯機・衣類乾燥機 88% 	○家電リサイクル制度の円滑な施行に向け、中央環境審議会・産業構造審議会合同会合において取りまとめられた報告書の内容を踏まえた施策の具体化に取り組んでいく。

5. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

(法の概要)

○対象建設工事において、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等を促進するための法律であり、平成12年5月に施行。同法では対象建設工事を床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事等とし、特定建設資材をコンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートの4品目に定めている。また、解体工事業を営もうとする者について、都道府県知事へ登録させることにより、適正な分別解体等を推進するものである。

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策(又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)																							
国土交通省 (関係府省) 環境省 農林水産省 経済産業省	<p>○「建設リサイクル推進計画2008」に基づき各種施策を実施。その結果、建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は96%*まで到達し、同計画の目標値を達成。</p> <p>○特定建設資材廃棄物の再資源化等率*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト・コンクリート塊 99.5% (H24) ・コンクリート塊 99.3% (H24) ・建設発生木材 94.4% (H24) <p>※平成24年度建設副産物実態調査(国土交通省)</p>	<p>○社会資本整備審議会環境部会と交通政策審議会交通体系分科会環境部会の「建設リサイクル推進施策検討小委員会」の審議を経てとりまとめられた「建設リサイクル推進に係る方策」(平成26年8月)を踏まえ、国および地方公共団体のみならず、民間事業者を含めた建設リサイクルの関係者が今後、中期的に取り組むべき建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画2014」を策定。同計画において個別品目毎の平成30年度目標値を設定。(下表のとおり)</p> <p style="text-align: center;">計画の目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>対象品目</th> <th>評価指標</th> <th>平成30年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>再資源化率</td> <td>99%以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>再資源化率</td> <td>99%以上</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>再資源化・縮減率</td> <td>95%以上</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>再資源化・縮減率</td> <td>90%以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建設混合廃棄物</td> <td>排出率*¹</td> <td>3.5%以下</td> </tr> <tr> <td>再資源化・縮減率</td> <td>60%以上</td> </tr> <tr> <td>建設発生土</td> <td>建設発生土有効利用率*²</td> <td>80%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1:全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合 *2:建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用率の割合</p>	対象品目	評価指標	平成30年度目標	アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	コンクリート塊	再資源化率	99%以上	建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	建設混合廃棄物	排出率* ¹	3.5%以下	再資源化・縮減率	60%以上	建設発生土	建設発生土有効利用率* ²	80%以上	<p>○「建設リサイクル推進計画2014」に基づき各種施策を実施。</p> <p>特に、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建設副産物物流のモニタリング強化 (2) 地域固有の課題解決の促進 (3) 他の環境政策との統合的展開への理解 (4) 工事前段階における発生抑制の検討促進 (5) 現場分別・施設搬出の徹底による再資源化・縮減の促進 (6) 建設工事における再生資材の利用促進 (7) 建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化について、新たに取り組むべき重点施策として実施。
対象品目	評価指標	平成30年度目標																								
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上																								
コンクリート塊	再資源化率	99%以上																								
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上																								
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上																								
建設混合廃棄物	排出率* ¹	3.5%以下																								
	再資源化・縮減率	60%以上																								
建設発生土	建設発生土有効利用率* ²	80%以上																								

6. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

(法の概要)

- 食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、登録再生利用事業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図ること等を目的として平成12年に制定され、平成13年5月1日に施行された。
- 再生利用等の実施率に関して、平成24年度までに食品製造業にあっては全体で85%、食品卸売業にあっては全体で70%、食品小売業にあっては全体で45%、外食産業にあっては全体で40%に向上させることを目標としている。（新たな目標値について検討中であり、それまでの間平成24年度までの目標値を引き続き適用している）
- 平成24年4月に暫定的に設定をした食品廃棄物等の発生抑制の目標値に関して、本格展開を行うため、業種の追加等を行い、平成26年4月から、26業種について発生抑制の目標値を設定した。

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策（又は、今後の課題・方向性等） (白書の「講じようとする施策」部分に活用)								
環境省 (関係府省) 財務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 農林水産省	<p>○食品循環資源の再生利用実施率は約85%（H24年度）であるが、分別の困難性等から食品流通の川下にいくほど再生利用実施率が低下した。</p> <table border="0"> <tr> <td>食品製造業</td> <td>95%（目標値：85%）</td> </tr> <tr> <td>食品卸売業</td> <td>58%（目標値：70%）</td> </tr> <tr> <td>食品小売業</td> <td>45%（目標値：45%）</td> </tr> <tr> <td>外食産業</td> <td>24%（目標値：40%）</td> </tr> </table> <p>食品循環資源の再生利用等実施率については、食品製造業が95%、食品小売業が45%となつた。 その要因としては、事業者の食品リサイクル法の理解が進み、再生利用等の取組が進んだこと等が考えられる。 一方、食品卸売業が58%、外食産業が24%となつた。 その要因としては、食品リサイクル法の理解の進展と共に、再生利用等実施率はここ数年着実に向上しているものの、業種により、食品廃棄物等の分別にコストがかかること、食品廃棄物等の性状が不均質のため飼料化・肥料化が難しいこと等により、事業者の再生利用等の取組が進まなかつたこと等が考えられる。</p> <p>○平成19年6月の食品リサイクル法改正により措置された、食品リサイクル・ループの構築を要件とする新たな再生利用事業計画については、平成26年3月現在、52件が認定された</p>	食品製造業	95%（目標値：85%）	食品卸売業	58%（目標値：70%）	食品小売業	45%（目標値：45%）	外食産業	24%（目標値：40%）	<p>○平成19年6月の食品リサイクル法改正により措置された、食品リサイクル・ループの構築を要件とする新たな再生利用事業計画については、平成26年10月現在、53件が認定されている。</p> <p>○再生利用事業計画の認定については、毎年認定件数が増加しており、順調に制度が活用されていると考えられる。</p> <p>○平成24年12月に前回の改正法施行から5年が経過したことを受け、平成25年3月から平成26年6月まで、計11回にわたり、中央環境審議会、食料・農業・農村政策審議会の合同会合において同法の施行状況の点検が行われた。また、同年6月30日に開催した合同会合において、「今後の食品リサイクル制度のあり方について（案）」のとりまとめが行われた。</p>	<p>○食品廃棄物の発生量が一定規模以上の食品関連事業者に対する定期報告の義務付け等指導監督の強化、登録再生利用事業者制度及び再生利用事業計画認定制度を通じた再生利用等の円滑な取組等を引き続き推進していく。</p> <p>○食品循環資源の再生利用等の推進を図るため、食品リサイクル制度の普及啓発を実施するほか、食品廃棄物の発生抑制に係る業種・業態別目標値の達成のため、消費者等を巻き込んだフードチェーン全体での発生抑制の取組を促進していく。</p>
食品製造業	95%（目標値：85%）										
食品卸売業	58%（目標値：70%）										
食品小売業	45%（目標値：45%）										
外食産業	24%（目標値：40%）										

7. 使用済自動車の再資源化等に関する法律

(法の概要)

○自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。平成17年1月施行。

○法第25条第2項に基づく再資源化を実施すべき量に関する基準（目標値）は以下のとおり。

自動車破碎残さ	50%	（平成22年度～）
エアバッグ類	85%	（平成27年度～）

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策（又は、今後の課題・方向性等） (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
経済産業省 (関係府省) 環境省	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクル部品は一度使用された部品を再利用するため、一つ一つの部品の状態は異なる。自動車ユーザー等が部品の状態を把握した上で利用選択できるよう、リサイクル部品におけるトレーサビリティ等を確立し、必要な情報が適正に提供される環境の構築に向けて、平成26年1月より自動車補修用リサイクル部品の規格策定に関する研究会を開催し、規格策定に向けた論点を整理。 ○不適正な処理等に対応し、自治体をはじめとする関係者と連携した取組を進めるため、地方ブロック単位ごとに毎年国主催の「自動車リサイクル法関係行政連絡会議」を開催して、情報交換の機会を設けているほか、全国一斉立入検査を実施し、平成25年7月から11月までの期間に国から自治体に依頼し、全国で989の事業所に対して立入検査を実施。 ○「平成25年度自動車リサイクル連携高度化事業」として、3事業を選定し、関係事業者が連携して行う自動車リサイクルの高度化に資する実証的な取組を支援した。 ○「平成25年度次世代自動車に係る処理実態調査事業」を実施し、平成14年頃から市場投入されてきたCNG車の燃料タンクの廃棄実態を調査するとともに、燃料電池自動車の水素タンク等に使用される炭素繊維強化プラスチック(CFRP)について、燃焼性、破碎性に関する調査を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車リサイクル制度が着実に機能するよう施行状況の確認を行った。平成25年度の自動車破碎残さ及びエアバッグ類の再資源化率はそれぞれ96～97.7%及び94～95%と、引き続き法律に基づく目標を大幅に超過して達成している。また、平成25年度の使用済自動車の不法投棄・不適正保管の件数は約7,400台と、前年度からは横ばいだが、法施行時から96.6%減少している。 ○産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において、平成26年度8月より自動車リサイクル法の評価・検討を開始。 ○ハイブリッド自動車、電気自動車等の次世代自動車の普及も見据えたリユース・リサイクルの高度化等の検討の一環として、レアメタルをはじめとした金属の資源循環に係る調査事業、CFRPの燃焼性に係る調査事業を実施。また、資源循環実証事業(次世代自動車用使用済リチウムイオン電池の回収システム構築や使用済リチウムイオン電池からコバルトを抽出回収する技術の低コスト化等のための実証・技術開発)において、リチウムイオン電池からのコバルト等のレアメタル回収等を目的とした実証事業を実施。さらに、「平成26年度低炭素型3R技術・システム実証調査事業」において、従来は破碎されて自動車破碎残さに混入し、あるいは十分に選別されないまま海外に流出していたコンピューター基板等について、製鍊業者と連携することで、高付加価値なリサイクルを実現するとともに、国内で資源として活用するための評価・検証を行う実証的な取組等を支援している。 ○不適正な処理等に対応し、自治体をはじめとする関係者と連携した取組を進めるため、全国一斉立入検査を実施し、平成26年8月から12月までの期間に国から自治体に依頼し、全国で立入検査を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○今後の課題・方向性等については、産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合の評価・検討の状況を踏まえつつ、適切な施策を講じる。 ○「低炭素型3R技術・システム実証事業」の拡充も視野に入れつつ継続し、自動車リサイクル分野に限らず、製品横断的に、レアメタル等の有用金属の回収、2R(リデュース・リユース)の取組、水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進等の低炭素社会の実現にも資する取組を支援する。

経済産業省 (関係府省) 環境省	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 24 年度における再資源化の量に関する基準の実績値 自動車破碎残さ 93～96.8% エアバッグ類 93～95% ○平成 24 年度末における使用済自動車の不法投棄・不適正保管台数 不法投棄 2,089 台 不適正保管 5,251 台 合計 7,340 台 ○平成 24 年度末におけるリサイクル料金預託状況及び使用済自動車の引取台数 預託台数：76,931,361 台 預託金残高：821,439,261 千円 使用済自動車の引取台数：341 万台 ○平成 24 年度における離島対策支援事業の支援実績支援自治体数：83 支援金額：100,345 千円 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 25 年度における再資源化の量に関する基準の実績値 自動車破碎残さ 96～97.7% エアバッグ類 94～95% ○平成 25 年度末における使用済自動車の不法投棄・不適正保管台数 不法投棄 2,034 台 不適正保管 5,320 台 合計 7,354 台 ○平成 25 年度末におけるリサイクル料金預託状況及び使用済自動車の引取台数 預託台数：77,913,136 台 預託金残高：835,191,063 千円 使用済自動車の引取台数：343 万台 ○平成 25 年度における離島対策支援事業の支援実績 支援自治体数：88 支援金額：95,948 千円 	
------------------------	--	--	--

8. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

(法の概要)

- 使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、使用済小型電子機器等の再資源化を行おうとする者が再事業化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するもの。平成25年4月施行。
- 平成27年度までに、一年当たり14万トン、一人一年当たりに換算すると約1kgを目標とする。

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策(又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
環境省 (関係府省) 経済産業省	<p>○平成25年度は、35件の再資源化事業計画が認定された。</p> <p>○(その他環境省の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・「市町村提案型」「事業者提案型」2種類の公募を各3回のべ6回行い、平成25年度は合計161市町村が事業に参加した。 ・ポスター、パンフレットの作成や、雑誌、新聞での広告等、普及啓発を行った。また、事業者向けに小型家電リサイクル法についてのセミナーを東京と大阪で開催した。 ・全国16箇所で「小型家電リサイクル市町村向け説明会及び事業者との情報交換会」を開催した。589自治体が参加し、参加人数は自治体及び事業者を合わせて千人を超えた。 </p>	<p>○(平成25年度の市町村取組状況について、今後追記予定)</p> <p>○(平成25年度の再資源化実績について、今後追記予定)</p> <p>○平成26年度10月末時点で、38件の再資源化事業計画が認定されている。</p> <p>○(その他環境省の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「市町村提案型」、「事業者提案型」2種類の公募を各3回のべ6回行った。4月公募分まで合計148市町村が事業に参加した。 ・環境イベント等を通じて、小型家電リサイクルの周知を図るとともにパンフレットを各方面に配布した。 ・これまでの実証事業の結果や自治体・事業者の取組事例から優良事例や課題などを整理するとともに、これらの情報提供を目的とした「小型家電リサイクル市町村向け説明会及び事業者との情報交換会」を全国8カ所で開催する予定である。 </p>	<p>○これまでの実証事業の優良事例や課題等をふまえつつ、今後も実証事業の実施を通じて、市町村に対し回収体制の構築に必要な支援を行い、参加市町村数及び回収量の拡大を図る。</p> <p>○これまでの取組事例等から効果的な普及啓発の手法について検討を行い、実施していく。</p> <p>○今後はより広域での回収を促進していくことを念頭に、市町村と事業者との間の取引実態を把握するとともに、その結果から効果的な促進方法を検討して、今後の施策に活かしていく。</p>

9. 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

(法の概要)

- 循環型社会の形成のため、「再生品等の供給面の取組」に加え、「需要面からの取組が重要」との観点から、平成12年5月に循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「グリーン購入法」という。）を制定し、平成13年4月より完全施行。グリーン購入法では、国等及び地方公共団体による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供、その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な項目を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的としている。
- 国は、国等における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）を定め、各省庁等は基本方針に即して、毎年度、環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下、「調達方針」という。）を作成し、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択することとされている。
- また、地方公共団体等は、調達方針を作成し、環境物品等の調達を推進するよう努めるものとされている。
- さらに、環境物品等の提供者は、環境物品等に関する情報提供に努め、国はその情報について、整理及び分析を行い、その結果を提供することとされている。

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策（又は、今後の課題・方向性等） (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
環境省 (関係府省) 各府省	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針に定められる特定調達品目及びその判断の基準等については、その開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直すこととしており、平成26年2月に、役務に紙の使用量の削減を図り、紙を利用する場合には古紙パルプ等の利用割合の高いものを使用すること等を基準とした「会議運営」の品目を追加する等を内容とする基本方針の改訂を実施。 ○国等の各機関は、基本方針に即して、平成25年度の調達方針の作成及び公表を行い、これに従い、調達を実施。 ○地方公共団体のグリーン購入の取組状況を把握するためのアンケート調査を行うとともに、地方公共団体向けグリーン購入ガイドラインの改訂（最新の優良事例をまとめた事例集に再編）し、配布するなど普及啓発を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針に定められる特定調達品目及びその判断の基準等については、その開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直すこととしており、現在有識者等による検討会で検討を実施。 ○国等の各機関は、基本方針に即して、平成26年度の調達方針の作成及び公表を行い、これに従い、調達を実施。 ○地方公共団体のグリーン購入の取組状況を把握するためのアンケート調査を行うとともに、地方公共団体のグリーン購入の取組を支援するため、知識を有する人材派遣を行うモデル事業を実施し、その実績事例を事例集として水平展開を予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針については、環境物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを実施予定。 ○国等の各機関は、基本方針に即して、毎年度、調達方針を作成及び公表を行い、これに従い、調達を実施予定。 ○地方公共団体のグリーン購入の取組促進のため、アンケート調査や基本方針変更にかかる説明会等を行ふとともに、地方公共団体向けのグリーン購入ガイドラインを用いた普及啓発を実施予定。 ○また、国や地方公共団体だけでなく、民間事業者等も含めた幅広い主体による環境物品等の購入を促進するため、環境物品等に関する情報の信頼性確保及び情報提供のあり方に関するガイドラインの普及啓発を実施予定。 ○さらには、環境ラベル等の環境物品等に関する情報を取りまとめ、HP等で情報発信を実施予定。

10. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

(法の概要)

○昭和 43 年に発生したカネミ油症事件により PCB の人体に対する毒性が明らかとなり、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）が昭和 48 年 10 月に制定され、PCB の製造・輸入・使用が事実上禁止となった。しかし、廃棄物となつた電気機器等については、処理施設建設候補地の地方公共団体や周辺住民の理解が得られないなどの理由で処理体制の構築がされず、長期にわたり、PCB 廃棄物の保管が続いてきた。また、平成 13 年 5 月に採択された残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「POPs 条約」という。）では、PCB の平成 37 年までの使用の全廃、平成 40 年までの廃棄物の適正な管理が定められている。このような状況の中、PCB による環境汚染を防止し、将来にわたって国民の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、平成 13 年 6 月に PCB 特措法の制定等が行われた。これにより、国は、PCB 廃棄物処理基金の創設や日本環境安全事業株式会社による拠点的な処理施設整備の推進など、PCB 廃棄物の処理体制の構築に向けた施策を実施することとなった。保管事業者は、当初平成 28 年までに PCB 廃棄物の処理を行うことが義務付けられたが、法施行後に微量 PCB 汚染廃電気機器等の存在が明らかになるなど当初設定された期間内の処理完了が困難な状況にあることから、平成 24 年 12 月に処分の期間が平成 39 年 3 月 31 日まで延長された。また、平成 26 年 6 月に本法に基づき環境大臣が定める PCB 廃棄物処理基本計画を変更し、日本環境安全事業株式会社による処理体制等を変更した。

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策(又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
環境省	<ul style="list-style-type: none"> ○日本環境安全事業株式会社を活用し、PCB を使用した高圧トランス・コンデンサ等を全国 5か所(北九州、豊田、東京、大阪、北海道室蘭)の拠点的広域処理施設において処理する体制を整備し、処理が進められている。また、PCB 安定器等・汚染物の処理については、平成 21 年に北九州で処理が開始され、平成 25 年 9 月には北海道室蘭において処理が開始された。 ○また、環境省は都道府県と連携し、費用負担能力の小さい中小企業者等による処理を円滑に進めるための助成等を行う基金(PCB 廃棄物処理基金)を造成している。 ○微量 PCB 汚染廃電気機器等の無害化処理認定施設については平成 25 年度末までに 16 事業者が認定され、処理が進められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○PCB 廃棄物の処理の進捗状況に遅れが生じていることを踏まえ、平成 26 年 6 月 6 日に PCB 廃棄物処理基本計画を変更した。これにより、日本環境安全事業株式会社を活用し、PCB を使用した高圧トランス・コンデンサ等を全国 5 か所(北九州、豊田、東京、大阪、北海道室蘭)、安定器等・汚染物を全国 2 か所(北九州、北海道室蘭)の拠点的広域処理施設において遅くとも平成 37 年度までの処理を行うこととなった。 ○また、都道府県と連携し、PCB 廃棄物処理基金の造成を行った。 ○微量 PCB 汚染廃電気機器等の無害化処理認定施設については、平成 26 年 9 月末までに 18 事業者が認定され、処理が進められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 26 年 6 月 6 日に変更された PCB 廃棄物処理基本計画に基づき、日本環境安全事業株式会社における安全を第一とした適正かつ確実な処理を実施するとともに、一日でも早い処理完了に向けた取組を推進する。 ○また、都道府県と連携し、PCB 廃棄物処理基金を造成するための予算措置を引き続き行う。 ○微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理については、その処理が合理的に進むよう必要な検討を行う。

1.1. 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法

(法の概要)

○平成 10 年 6 月 16 日以前に行われた産業廃棄物の不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、都道府県等が実施する特定支障除去等事業に関する特別の措置を講じ、もって、国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的として、10 年間の期限法として平成 15 年 6 月に施行。平成 24 年 8 月の改正により、法律の有効期限が平成 25 年 3 月 31 日から平成 35 年 3 月 31 日まで延長。

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策(又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
環境省 (関係府省) 総務省	○産廃特措法の規定により環境大臣が同意した計画に基づき実施される特定支障除去等事業として、香川県豊島事業等 12 事業について、同法に基づく財政支援を行った。	○産廃特措法の規定により環境大臣が同意した計画に基づき実施される特定支障除去等事業として、香川県豊島事業等 12 事業について、同法に基づく財政支援を行う。	○平成 9 年の改正廃棄物処理法の施行以前の不法投棄等が原因で生活環境に支障等が出ている事業について、都道府県等が実施する特定支障除去等事業を支援することにより、産廃特措法の有効期限までに支障等の除去が完了するよう引き続き事業の計画的かつ着実な推進を図っていく。

(参考2)国際的取組

第三次循環型社会形成推進基本計画第5章第3節の項目	府省名	取組概要	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当該年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策 (又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
		※取組ごとに「1」、「2」等の番号を付し、右の「当年度の進捗状況」及び「次年度実施予定の施策（又は、今後の課題・方向性等）」においても当該番号を引用してください。			
1 3R国際協力の推進と我が国循環産業の海外展開の支援	外務省	<p>① 我が国とつながりの深いアジア・太平洋諸国において循環型社会が形成されるよう、国際機関の関係プロジェクトと連携を図りつつ、アジア3R推進フォーラムなど多国間の枠組みを通じて、3R推進に関する情報共有や合意形成をさらに推進する。</p> <p>② アジア各国に適合した廃棄物・リサイクル制度や有害廃棄物等の環境上適正な管理（ESM）がそれぞれの国に定着するよう、二国間政策対話等を推進し、3R国家戦略等の策定支援、循環型社会推進に係る法制度整備支援、学術・研究面での交流を進めるとともに、JICA等を通じた専門家の派遣や研修生の受け入れの拡大を図る。</p> <p>③ 地方自治体の廃棄物管理サービスを拡大するための国際パートナーシップ（IPLA）による都市間協力などを通じて、アジア各国の地方公共団体との知見・経験の共有や、技術協力等の連携を推進する。また、廃棄物管理のためのグローバル・パートナーシップ（GPWM）等を通じて、国際的な廃棄物管理の取組に関する情報収集や連携の更なる促進を図る。さらに、3Rアジア</p>	<p>1. JICAにおいて、専門家の派遣や研修生の受け入れ等を通じ、アジアの途上国における廃棄物管理や循環型社会の形成を支援。 (②)</p> <p>2. IETCやバーゼル条約、SDGsオープン・ワーキング・グループ（OWG）等の活動に積極的に参画する。また、バーゼル条約、ストックホルム条約、ロッテルダム条約の連携強化を推進。 (⑧)</p>	<p>1. 以下の国について、技術協力等により廃棄物管理や循環型社会の形成を支援した。またODA対象国からの研修員受入を実施した。 中国、ベトナム、インドネシア、マレーシア、パキスタン、スリランカ、大洋州</p> <p>2. IETCについては、エネルギー利用のためのバイオマス廃棄物プロジェクト等を支援。 また、SDGsについては、平成26年1月のSDGs・OWG第7回会合において持続可能な消費と生産が取り上げられた際、議論に積極的に参加した。</p>	<p>1. 以下の国について、技術協力等により廃棄物管理や循環型社会の形成を支援した。またODA対象国からの研修員受入を実施した。 中国、ベトナム、インドネシア、マレーシア、パキスタン、スリランカ、大洋州</p> <p>2. IETCについては、引き続き、活動の支援、参加に努める。 バーゼル条約については、平成27年5月に第12回締約国会議が、ロッテルダム条約、ストックホルム条約の締約国会議と合わせて開催されるところ、議論に積極的に参加する、また、2015年以降の国際開発目標に関する交渉においても、資源の環境効率に関する我が国の知見を生かすよう努める。</p>
	環境省	1. 環境省では、我が国の支援等により、ベトナム、インドネシア等アジア数か国で3Rに係る国家戦略の	1. 平成26年2月にスラバヤ（インドネシア）で開催した第5回会合からは、島嶼国の関与をより明	1. 長期的な視点での、アジア太平洋諸国における3Rの推進を促す取組として、平成27年以降のアジア太平	1. 今後も、引き続き、3R関連の事業形成や政策立案を促進するため、「アジア諸国における3Rの戦略

<p>市民フォーラム等を通じて、市民レベルでの情報交換・連携を進めるとともに、国際的な資源循環に関する研究を促進する。</p> <p>④ 上記取組を通じた各国における廃棄物・リサイクル制度の導入・施行と、静脈産業をはじめとする我が国循環産業の海外展開を戦略的にパッケージとして推進する。また、政府・都市間レベルでの各国とのチャネルも活用し、関係府省が連携して、民間事業者と海外政府関係者との交流支援や、行政レベル・民間レベルで連携した海外展開の取組を進める。</p> <p>⑤ ④の取組を具体的に進めるため、アジア各国で我が国の事業者が実施する3R・廃棄物処理に関する事業の実現可能性調査を支援する。また、海外展開支援に関するプラットフォームを構築し、官民一体となった取組を推進するための関係主体間の情報共有・連携や、海外に向けた我が国の3R・廃棄物処理技術の情報発信、海外展示会への出展支援等を行う。</p> <p>⑥ 途上国における温暖化対策とともに廃棄物問題等の環境汚染対策にも資する、いわゆるコベネフィット（共通便益）（注34）を達成する事業や政策の実施を支援する。</p> <p>⑦ バーゼル条約第11回締約国会議で、有害廃棄物等の環境上適正な管理（ESM）に関するフレームワークが採択されたことを踏まえ、引き続き、指導的な役割を果たすとともに、その定着に向けた支援を行う。また、水銀廃棄</p>	<p>策定を進めると同時に、各国における3R関連の事業形成や政策立案を促進するため、政府機関、国際援助機関、民間セクター等が参加する「アジア太平洋3R推進フォーラム」を開催している。これらの国家戦略に基づく取組を促進するため国連機関（国連地域開発センター（UNC RD））への拠出を実施している。平成21年の設立会合以降、毎年「アジア3R推進フォーラム」を開催してきた。第4回会合ではアジア太平洋地域における3R推進のための今後10年間の政策目標を定めた「ハノイ3R宣言」を採択した。（①）</p> <p>2. 環境省においては、平成23年度から「日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業」として循環産業の育成・海外展開支援事業を開始し、平成25年度からは「我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業」と改称した上で、途上国で問題となりつつある廃棄物に関する問題の改善と環境負荷低減を図る観点から、それまで実施してきた他の廃棄物適正処理に係る二国間協力等の業務と本事業とを有機的に結びつけ、我が国の優れたインフラ関連産業の一つとしての循環産業の国際展開を積極的に支援している。また、各国内の状況に適した政策目標やその進捗を把握した上で、二国政府間の協力として、法制度や基準等の作成について、我が国の経験やノウハウを伝え、各国への3R浸透の促進を目指す。（②、③、④、⑤）</p>	<p>確にするため「アジア太平洋3R推進フォーラム」に名称を変更し、3Rの効果的な実行に向けた国家間協力、北南南協力、都市間・地方自治体間協力、産業間連携、政府・非政府間連携等の推進を表明する「スラバヤ3R宣言」を採択した。</p> <p>2. 平成25年度には、海外展開を行う事業者の支援を10件（継続3件、新規7件）実施した。また、進出先国関係者の研修企画・運営業務として、日本の廃棄物処理・リサイクル政策について広く理解してもらうことを目的とする現地関係者の日本への招聘研修を実施しており、平成25年度は10か国から33名を招聘した。</p>	<p>洋3R推進フォーラムの開催計画を検討した。また、平成27年に開催予定のアジア太平洋3R推進フォーラム第6回会合（モルディブ）の開催に向けた準備及び調整を実施している。</p> <p>2. 平成26年度には、海外展開を行う事業者の支援を17件（継続1件、新規16件）実施している。平成23年度以降の支援の結果、商業運転開始予定のものが1件、入札参加に向けて準備中のものが1件、合弁契約を締結（準備中を含む）したものが2件、二国間及び都市間で協力に関する覚書（MoU）を締結したものが2件、企業間でMoUを締結したものが3件、他の事業に発展したものが1件、という成果を上げている。また、平成26年度の廃棄物処理、3R関連制度、戦略に関する協力は以下の通り。</p> <p>ベトナムでは廃棄物関連政令の策定を支援しており、6月に政令案を公開するワークショップに際して、専門家を派遣し、内容について提案、発言している。</p> <p>その他、焼却炉性能指針の策定とJICAと連携して自治体向け一般廃棄</p>	<p>的実施支援事業」として国際機関への拠出を行うほか、関連の事業を実施することとしている。また、アジア太平洋3R推進フォーラム等により、アジア太平洋諸国における3Rの推進に向けた政策対話を進め、更なる合意形成を目指していく。アジア太平洋3R推進フォーラム第6回会合（モルディブ）を開催する。</p> <p>2. 今後、平成26年度以降の3年間は、平成25年度までの3年間の事業成果を取りまとめ、課題抽出と支援策の改善を行った上で、拡充期としてより戦略的に支援を実施していくこととしている。</p>
---	--	--	---	---

<p>物の環境上適正な管理に関するガイドラインの改定作業、POPs（注 35）ガイドライン等他のガイドライン策定に当たっても積極的に関与していく。</p> <p>⑧ OECD、UNEP 持続可能な資源管理に関する国際パネル、UNEP 国際環境技術センター（IETC）（注 36）、短寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化のコアリション（CCAC）（注 37）、バーゼル条約の活動等に積極的に参画し、3R・廃棄物処理に関する制度・技術や、リユース製品やリサイクル製品等をはじめとする持続可能な消費と生産に関する取組、物質フロー指標等に関する我が国の最新の知見・取組を反映させるなど国際的な情報発信を強化する。</p> <p>また、SAICM 国内実施計画に基づいて、バーゼル条約については、ストックホルム条約、ロッテルダム条約等の化学物質及び廃棄物の適正管理に係る条約との連携強化に係る活動を推進する。</p> <p>2012 年 6 月 ブラジルにて開催された Rio+20 の成果として今後交渉プロセスに着手することが合意された持続可能な開発目標（SDGs）や 2015 年以降の国際開発目標（Post-MDGs）、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みの検討（10YFP）において、世界規模での循環型社会の形成に向けて積極的に貢献するとともに、資源の環境効率に関する我が国の知見が生かされるよう努める。</p>		<p>3. 環境省では、平成 21 年度より、ミレニアム開発目標に掲げられた、衛生的なトイレを使用できない 25 億人の人口を半減させるという国際的な衛生問題の解決のために、アジア地域等の途上国における公衆衛生の向上、水環境の保全に向けて、日本の優れたし尿処理技術である浄化槽を国際普及させる取組みを実施している。特に、ベトナム、中国を中心に、国内浄化槽メーカーや国際関係機関と連携しながら、二国間ワークショ</p>	<p>物処理計画のためのガイドラインの策定について支援を実施する。</p> <p>マレーシアでは食品廃棄物を対象とした国家戦略計画の策定、状況調査、ガイドラインの作成支援、成果報告ワークショップを実施する。</p> <p>アブダビ首長国では平成 27 年 1 月に相互の産官学を招いて展示会会場（Eco Waste 展）でワークショップを開催する。</p> <p>クウェートでは平成 27 年 1 月に両国の産官学を招いてワークショップを開催する。</p> <p>シンガポール訪日団（シンガポール環境庁とシンガポール環境関連事業者）を対象としてワークショップを 10 月に開催した。その際は日本の環境関連事業者を招いて実施した。</p> <p>日本環境衛生センター主催の第 7 回 アジア 3R 自治体間ネットワーク会合の前日に 3R と廃棄物適正処理の推進を目的として官民連携ワークショップを開催する。海外から 5 都市と日本の自治体を招聘してワークショップを実施する。合わせて NGO によるセミナーも開催する。</p>	<p>3. 平成 26 年度は、第 2 回アジアにおける分散型汚水処理に関するワークショップを 12 月にタイで行う予定であり、開催に向け準備を行っている。また、中国及びベトナムにおいては、し尿処理に関する現地調査や浄化槽の導入実地検証等を行う予定である。</p> <p>3. JICA や日本サニテーションコンソーシアム（JSC）等と連携しながら、中国、ベトナムとのマルチな取り組みを通じて、二国間プロジェクトの成立に向けた取組を実施する。また、国内においては、途上国の行政担当者等に対し、国内の専門家による研修プログラムを実施し、浄化槽導入の効果及び個別処理の利便性・必要性の理解を促し、二国間プロジェクトの成立につなげていく。</p>
--	--	--	--	--

	<p>アップや浄化槽の導入実地検証等を行っている。(②、④、⑤)</p> <p>4. 環境省では、インドネシア・中国とのコベネフィット協力に係る覚書に基づき、それぞれ農水産業分野及び工業分野を中心に両国の環境対策の強化に資する調査、能力構築を行っている。(⑥)</p> <p>5. バーゼル条約第11回締約国会議で採択された有害廃棄物等の環境上適正な管理（ESM）に関するフレームワークについて、我が国は締約国会議で設置された専門家作業グループに参加し、条約における活動の実施を支援する等、積極的に取り組んでいる。また、我が国は、バーゼル条約の下で行われている水銀廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドライン及びPCB廃棄物に関するガイドラインの改定作業を主導するとともに、他のPOPs廃棄物ガイドライン等の策定・改定作業について、我が国の知見を積極的にインプットしている(⑦、⑧)。</p> <p>6. 本施策は、我が国からUNEP国際資源パネル（旧・UNEP持続可能な資源管理に関する国際パネル）に財政的支援を行い、天然資源の持続可能</p>	<p>4. 平成25年度に、インドネシアの農産業分野を対象として、環境負荷算定ツールの開発、及びワークショップ開催を含めた調査研究を実施した。また、中国では工業分野におけるモデル事業及びコベネフィット効果の評価手法の検討等を実施した。</p> <p>5. バーゼル条約の有害廃棄物等の環境上適正な管理（ESM）に関するフレームワークについて、平成25年の第11回締約国会議で設置された専門家作業グループに環境省職員が参加し、ESMフレームワークの実施や作業プログラムの策定のための議論に貢献した。また、我が国は、水銀に関する水俣条約で考慮すべきとされている水銀廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドライン、及びPCB廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインの改定作業を主導するとともに、我が国の水銀廃棄物の処理技術、PCB廃棄物等の処理技術等に関する知見を適切にインプットすることで、他のPOPs廃棄物ガイドライン等の策定・改定作業も含め、国際的な議論の進展に貢献した。</p> <p>6. 平成25年11月にナイバシャ（ケニア）で開催のUNEP国際資源パネル第13回会合に参加し、推進中の調査・研究の進捗を確認した。</p>	<p>4. 平成26年度は過年度の協力内容をレビューし、成果や課題を取りまとめた上で今後の協力継続について検討を行った。</p> <p>5. バーゼル条約の有害廃棄物等の環境上適正な管理（ESM）に関するフレームワークについて、我が国は、平成27年の第12回締約国会議における採択を目指し、我が国は、水銀に関する水俣条約で考慮すべきとされている水銀廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドライン、及びPCB廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインの改定作業を引き続き主導していく。</p> <p>6. アジアを中心とした経済成長と人口増加に伴って、世界的に廃棄物の発生量が増大し、質も多様化しており、アジアは、今後の世界の資源</p>
--	---	---	--

	<p>な利用に関する我が国の知見や関心事項を資源パネルでの議論に反映していくためのものである。</p> <p>我が国は、平成 20 年度から UNEP 国際資源パネルへの資金拠出を行い、その拠出等に基づき、「天然資源利用と環境影響の経済成長からの分離」等の 11 の報告書が公表され、今後も毎年複数の世界経済の持続的発展に資する報告書の公表が予定されているなど、資源パネルの活動の着実な進展に貢献している。また、資源パネルの主要テーマの一つである「物質フロー分析」の知見取りまとめにおいて、我が国の研究者が中心的な役割を果たしている。(⑧)</p>	<p>した。</p> <p>また、調査・研究の成果として、「金属リサイクルの機会・制約・インフラ」、「人為起源の金属フロー・サイクルの環境リスクと課題」、「都市規模でのデカッピング: 都市資源フローとインフラ移行のガバナンス」、「世界の土地利用調査: 消費と持続可能な共有のバランス」、「資源資本の構築: どのように REDD+ がグリーン経済に寄与するのか」の報告書が公表された。</p> <p>平成 25 年 11 月にパリ(フランス)で開催予定の OECD 資源生産性・廃棄物作業部会第 4 回会合へ参加し、推進中の調査・研究の進捗を確認した。</p>	<p>26 年 9 月に UNEP 国際資源パネルの物質フロー分析作業部会を東京に誘致し、環境省、専門家、民間企業で資源効率等を議論した。加えて、平成 26 年 11 月にロッテルダム(オランダ)で開催予定の UNEP 国際資源パネル第 14 回会合に参加し、推進中の調査・研究の進捗確認を実施する。</p> <p>今後も毎年複数の世界経済の持続的発展に資する報告書の公表が予定されるなど、パネルの活動が着実に進捗している。</p> <p>平成 26 年 6 月に OECD 資源生産性・廃棄物作業部会と連携し、環境に関するグローバル・フォーラムを東京に誘致し、拡大生産者責任に関する議論を行った。</p> <p>平成 26 年 12 月にパリ(フランス)で開催予定の OECD 資源生産性・廃棄物作業部会第 5 回会合へ参加し、推進中の調査・研究の進捗を確認する。</p>	<p>利用に大きな影響を与えると考えられ、UNEP での研究対象をよりアジアに向けさせる必要がある。今後は、資源パネルにおけるアジア出身のメンバーの増員等を通してアジアへパネルの関心を誘導していくことが課題である。</p> <p>今後も、引き続き、OECD 資源生産性・廃棄物作業部会に参画し、調査・研究の推進を図っていく。</p> <p>環境に関するグローバル・フォーラムでの議論を踏まえ、OECD 資源生産性・廃棄物作業部会にて、拡大生産者責任に関する情報を取りまとめること。</p>
	<p>7. バーゼル条約については、ストックホルム条約、ロッテルダム条約との協力及び連携の強化のため、それぞれの締約国会議(COP)に加え、合同の COP を行っており、我が国からも積極的に議論に関与している。(⑧)</p>	<p>7. 我が国は、バーゼル条約、ストックホルム条約、ロッテルダム条約に続く新たな化学物質・廃棄物関連条約となった「水銀に関する水俣条約」の採択・署名のための外交会議の議長国及びホスト国を務めた(平成 25 年 10 月)。</p>	<p>7. バーゼル、ロッテルダム、ストックホルムの 3 条約に、昨年採択された水銀に関する水俣条約を加えた 4 条約の連携強化に係る活動を推進していく。水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインなどバーゼル条約における取組で得られた知見は水俣条約の実施に活用できることから、特にこれら 2 条約についての連携強化に取り組む。</p>	<p>7. バーゼル、ロッテルダム、ストックホルムの 3 条約に、昨年採択された水銀に関する水俣条約を加えた 4 条約の連携強化に係る活動を引き続き、推進していく。水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインなどバーゼル条約における取組で得られた知見は水俣条約の実施に活用できることから、特にこれら 2 条約についての連携強化に引き続き取り組む。</p>
経済産業省	<p>1. 経済産業省においては、我が国自治体の持つ廃棄物処理・リサイクルに関する経験・ノウハウを活用し、相手国自治体・政府の制度設計・整備・運用の支援等を行う対話の枠組みの構築を通じて、我が国リサイク</p>	-	<p>1. 平成 26 年度は「自治体間協力事業」としてベトナムをターゲットに法制度動向調査や関係行政機関による共同会議等への支援を行う事業を実施することとしている。</p>	<p>1. 我が国リサイクル関連企業が進出しやすい土壤の形成のため、我が国自治体の持つ廃棄物処理・リサイクルに関する経験・ノウハウを活用し、相手国自治体・政府の制度設計・整備・運用の支援等を実施していく</p>

	<p>ル関連企業が進出しやすい土壌の形成を行うため、平成 19 年度より「循環型都市協力事業」として 13 件の事業化調査支援や専門家派遣による人材育成等を行ってきた。（④、⑤）</p> <p>2. 経済産業省では、アジアにおけるインフラ整備需要の高まりは、資源循環制度を背景とした高い技術やオペレーションノウハウを有する我が国リサイクル企業にとって大きなビジネスチャンスであることを踏まえ、我が国企業によるアジア等でのリサイクルビジネス展開を促進させるべく、事業実施可能性調査（F S）を平成 21 年度から実施している。（⑤）</p> <p>3. 我が国企業が有する環境分野等の高い技術力を、アジアをはじめとする潜在市場を有する国に展開するためには、相手国の個別具体的な技術ニーズを的確に把握すること、また、その技術ニーズに対して、現地の実情に合わせた技術開発や実証を行い、コスト面も含めた我が国企業の技術の有効性を証明することが必要である。</p> <p>このため、経済産業省においては、現地ニーズに合致したリサイクル技術・システムの確立に係る研究開発・実証事業を実施しており、海外での実証事業に豊富な経験を有する独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（N E D O）の技術的な専門能力を活用すべく、同機構を実施主体として、相手国の政府・政府関係機関と、両国の役割分担、現地での許認可の取得支援条件等を</p>	<p>2. 平成 25 年度には 3 件の F S を実施した。これまでに実施した案件の多くは現地パートナー企業等との協議を継続している状況であり、事業化につながった案件もある。</p>	<p>2. 平成 26 年度は、25 年度からの継続案件 1 件のほか、数件の F S を新たに実施することとしている。</p>	<p>こととしている。</p> <p>2. 今後も、F S の継続や個別案件のフォローアップ等により、事業化を促進していくこととしている。</p> <p>3. 現地ニーズに合致したリサイクル技術・システムの確立に係る研究開発・実証事業を継続することとしている。</p>
--	---	---	--	--

		事前に明確化した上でプロジェクトの実施に当たっている。(⑤)		
文科省	1. 循環型社会の形成も含め、持続可能な社会づくりの担い手づくりのため、国連決議によりユネスコが主導機関として進める「国連持続可能な開発のための教育（ESD）」を、ユネスコと協力し推進している。ユネスコを通じて持続可能な社会の構築、将来世代の人材育成等の諸課題に取り組み、我が国の提案により開始された「国連 ESD の 10 年(DESD)」のイニシアティブを推進している。(⑧)	1. 世界的な ESD 普及のため、ユネスコ本部へ ESD 推進のための信託基金を拠出している。（平成 25 年度拠出額 1 億 7 千万円）ユネスコスクールを ESD の推進拠点として位置づけ、その質、両面の充実を図る。（ユネスコスクール数：平成 26 年 3 月現在 705 校）	1. 平成 26 年度は、「国連 ESD の 10 年」の最終年である 2014 年に日本政府とユネスコの共催で ESD に関するユネスコ世界会議を我が国において開催する。また、教育委員会・大学等が中心となり、ESD の推進拠点であるユネスコスクールとともにコンソーシアムを形成し、地域において ESD を実践することにより、ユネスコスクール以外への ESD の普及を図り、また、国内外のユネスコスクール間の交流の促進を通じ、より持続可能な社会づくりの担い手を育む。（平成 26 年度採択事業数：5 件）	1. 「国連 ESD の 10 年」の後継プログラムである「ESD に関するグローバル・アクション・プログラム」が示す 5 つの優先行動分野に重点的に取り組むため、ユネスコに対して信託基金を拠出するとともに、引き続き、教育委員会・大学等が中心となり、ESD の推進拠点であるユネスコスクールとともにコンソーシアムを形成し、ESD の実践・普及及び国内外におけるユネスコスクール間の交流の促進を通じ、より持続可能な社会づくりの担い手を育む。
2 循環資源の輸出入に係る対応	① 有害廃棄物等の国際的な移動による環境汚染を防止するため、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークにおける参加国・関係国際機関との連携強化や、バーゼル条約の規制対策を明確化するための告示の改正などを行い、水際対策を強化する。 ② 途上国では適正な処理が困難であるものの我が国では処理可能な国外廃棄物等を、我が国の対応能力の範囲内で受け入れ、途上国における環境・健康への悪影響の低減と資源としての有効活用を図る。このため、そのような有害廃棄物等の輸入手続に対する事業者理解が促されるよう、ホームページ等を通じた手続案内等を拡充するとともに、バーゼル	1. 環境省は、有害廃棄物等の国際的な移動による環境汚染を防止するため、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワーカーショップを平成 16 年度から毎年度開催し、有害廃棄物の輸出入に係る取組事例等に関する情報交換等を行う等、アジア各国・関係国際機関との連携強化を図っている。また、環境省・経済産業省は、税関等とも協力して、廃棄物等の不法輸出の防止のための対策を強化している。(①) 2. 国際的な移動が環境負荷の低減や資源の有効利用に資する循環資源について、移動の円滑化を図るためにの対応を行っている。また、バーゼル条約の枠内での手続の簡素化等により、手続に要する期間の短縮に努める。(②)	1. 環境省は、平成 25 年 11 月に、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワーカーショップを開催した。また、環境省は、3 R 推進月間の活動の一環として、平成 26 年 10 月、関係省庁と連携し、地方環境事務所において廃棄物等の不法輸出入の監視強化のための取組を行う等、水際対策の強化を行った。また、環境省は、平成 26 年中に、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワーカーショップを開催することとしている。 2. 環境省・経済産業省は、廃棄物等の輸出入を行う事業者に対し、平成 26 年 11 月以降、全国各地（9箇所）でバーゼル法等説明会を開催する等、事業者への手続き案内等の拡充を図ることとしている。	1. 今後は、アジアネットワークにおける参加国・関係国際機関との連携強化に引き続き取り組むとともに、廃棄物等の不法輸出の防止のための水際対策の強化を進めることとしている。 2. 環境負荷の低減や資源の有効利用に資する循環資源について、輸入手続きの迅速化・簡素化のための省令改正を検討中である。

<p>条約の枠内での手続の簡素化等により、手続に要する期間の短縮に努める。</p> <p>③ 石炭灰、高炉水碎スラグ（注 38）など、我が国での利用量に限界がある一方で、他国における安定的な需要のある循環資源においては、輸出先での再生利用等において環境汚染が生じないことが担保できる場合については、物品に応じた必要な輸出後の処理手続の確認を行いつつ、手続の迅速化を講じることなどにより、輸出の円滑化を図る。</p> <p>④ 國際的な循環資源の移動に当たっては、玄関口としての港湾が果たす役割の重要性に鑑み、円滑な資源輸送に必要な港湾施設の整備や受入体制の確保を図る。</p>		<p>対し、当該貨物が規制対象に該当するか否かに関する事前相談を実施（平成 25 年度 約 51 千件）するとともに、全国各地でバーゼル法等説明会を開催（平成 25 年度 全国 11箇所）する等、事業者への手続案内等の拡充を図った。</p>		
	環境省	<p>1. 石炭灰などの循環資源については、輸出先での再生利用等において環境汚染が生じないことが担保できる場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、必要な輸出後の処理手続の確認を行いつつ、審査の考え方を見直す等、輸出手続を迅速化し、円滑化するための具体的な方策を検討している。（③）</p>	<p>1. 平成 26 年 6 月に閣議決定された規制改革実施計画において、「第三次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、他国において安定的な需要のある石炭灰などの循環資源について、審査の考え方を見直す等、輸出手続を迅速化し、円滑化するための具体的な方策等を検討し、結論を得ることになった。</p>	<p>1. 「第三次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、他国において安定的な需要のある石炭灰などの循環資源について、審査の考え方を見直す等、輸出手続を迅速化し、円滑化するための具体的な方策等を検討し、結論を得て措置することとしている。</p>
	国交省	<p>1. 國際的な循環資源の移動に当たっては、玄関口としての港湾が果たす役割の重要性に鑑み、円滑な資源輸送に必要な港湾施設の整備や受入体制の確保を図る。（④）</p>	<p>1. 港湾における循環資源の取扱において積替・保管施設等を活用した。</p>	<p>1. 港湾における循環資源の取扱において積替・保管施設等を活用している。</p>

(参考3) 東日本大震災への対応

第三次循環型社会形成推進基本計画第5章第3節の項目	府省名	取組概要 ※取組ごとに「1」、「2」等の番号を付し、右の「当年度の進捗状況」及び「次年度実施予定の施策（又は、今後の課題・方向性等）」においても当該番号を引用してください。	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当該年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策 (又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
1 災害廃棄物の処理 <p>東日本大震災で生じた災害廃棄物については、関係する各主体と連携しながら、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスター・プラン。平成23年5月16日環境省公表）、復興施策に関する事業計画と工程表、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表（平成25年5月7日改定）等に基づき、着実に処理を進める。</p> <p>大量に発生した災害廃棄物・津波堆積物は、関係者の協力を得て、海岸防災林の再生など復旧・復興事業として整備する事業の建設資材等に活用するなど、できる限りその再生利用を図り、地域における循環型社会の構築を進める。</p> <p>また、被災地では廃棄物の処理能力が不足していることから、被災地以外の施設を活用した広域処理についても着実に実施する。</p> <p>さらに、災害廃棄物の迅速な処理の観点から、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年法律第99号）に基づき、市町村から要請があり、かつ、必要があると認められるときは、国が当該市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う。</p>	環境省	<p>1. 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年法律第99号）に基づき、災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、工程表を定め、被災した自治体の災害廃棄物処理についてきめ細かな進捗管理を実施している。</p> <p>さらに、同法に基づき、岩手県及び宮城県からは広域処理の要請を受け、全国の自治体等に対して、両県内にて処理しきれないものを対象に、広域的協力を要請した。また、福島県の4市町（新地町、相馬市、南相馬市、広野町）から可燃物の処理について代行処理の要請を受け、国が処理を進めている。</p>	<p>1. 東日本大震災では、13道県（北海道、青森県、岩手県、宮城县、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、静岡県、長野県）で災害廃棄物が約2,000万トン（福島県の旧警戒区域・計画的避難区域を除く）、津波堆積物が約1,100万トン発生した。</p> <p>広域処理について、処理が困難な鉛が編み込まれた漁網や不燃物の篠下残渣等の受入れ先として13件を調整し、1都1府16県92件の広域処理を実施、約62万トンを処理した。</p> <p>着実な災害廃棄物の処理が実施できるよう、きめ細かな進捗管理を実施し、平成26年3月末までに福島県の一部地域を除いて、災害廃棄物の処理を完了した。</p> <p>再生利用率は災害廃棄物が約8割、津波堆積物のほぼ全量となり、公共事業（堤防復旧事業、海岸防災林普及事業等）にて約1,339万トンを利用した。</p> <p>相馬市に設置した仮設焼却施設により、新地町の可燃物については焼却が完了、相馬市の大部分の可燃物について焼却が完了した。</p> <p>広野町については、平成25年1月に受領した代行処理要請に基</p>	<p>1. 処理の完了していない福島県の一部地域において、きめ細かな進捗管理を継続している。</p> <p>また、災害廃棄物処理特別措置法に基づき災害廃棄物（可燃物）の代行処理の要請を受けている4市町のうち、処理が完了していない2市町について国が処理を実施している。（広野町は仮設減容化処理施設の建設工事中。南相馬市は仮設焼却炉設置に向けて準備中。）</p>	<p>1. 処理の完了していない福島県の一部地域については、きめ細かな進捗管理を継続しつつ、市町と連携して国の代行処理等による支援を通じ、できるだけ早期の処理完了を目指す。</p>

		<p>づき、仮設焼却施設の設置に向けて発注準備を行った。</p> <p>平成 26 年 3 月には、南相馬市からの代行処理要請を受領した。</p>		
国交省	<p>1. 仙台市・名取市・山元町・宮城県では東北地方太平洋沖地震により発生した震災がれきの処理と最終処分量の縮減が課題となっていた。</p> <p>また、国土交通省東北地方整備局では、仙台湾南部海岸において、東北地方太平洋沖地震により被災した海岸堤防の復旧工事を実施に当たり、堤防の盛土等資材が大量に必要となることから、資材の安定的な入手と資材運搬車両の通行量の縮減が課題となっていた。</p> <p>そこで、関係者間で協同・連携を行い、コンクリート殻・津波堆積土砂を堤防の盛土材に活用できるよう、調査や試験施工を実施し、堤防材料に活用する取組を行っている。(②(ア))</p> <p>○今回の計画活用量 (H23-H27) 津波堆積土等 約 29.3 万 m³</p> <p>また、八戸港等において、災害廃棄物を港湾工事に有効活用した。</p>	<p>1. 平成 25 年度までの活用実績 災害廃棄物由来の再生資材は、下記の関係機関から活用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市 (津波堆積土等) 約 9.0 万 m³ ・名取市 (津波堆積土等) 約 4.9 万 m³ ・山元町 (津波堆積土等) 約 6.4 万 m³ <p>合計 約 20.3 万 m³</p> <p>-</p>	<p>1. 平成 26 年度活用状況 災害廃棄物由来の再生資材は、下記の関係機関から活用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市 (津波堆積土等) 約 5.0 万 m³ - 	<p>1. 平成 27 年度活用予定 災害廃棄物由来の再生資材は、下記の関係機関から活用を予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市 (津波堆積土等) 約 4.0 万 m³ <p>なお、平成 28 年度以降については、関係機関のガレキ処理業務が平成 26 年度で完了したため、実施予定なし。</p> <p>-</p>
2 放射性物質に汚染された廃棄物の処理	<p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質によって汚染された廃棄物については、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対</p>	<p>1. 福島県内の国直轄で処理を進める汚染廃棄物対策地域では、平成 25 年 12 月の対策地域内廃棄物処理計画の見直しにおいて、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入完了目標を市町村毎に設定した。</p> <p>帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を優先し、準備ができたところから、順次搬入を進めていく。また、これらの廃棄物の処理のため、</p>	<p>1. 各市町村で仮置場の整備を進め、楢葉町、川内村、大熊町においては、帰還困難区域を除いて、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を一通り完了した。</p>	<p>1. 各市町村で仮置場の整備を進め、南相馬市、双葉町、飯舘村、川俣町、葛尾村においては、帰還困難区域を除いて、平成 26 年度中に、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入完了を目指す。</p> <p>仮設焼却施設については、設置を予定している 7 市町村において、引き続き、整備を進め、着実に処理を進めていく。</p>

<p>処に関する特別措置法（平成 23 年法律 110 号。以下「放射性物質汚染対処特別措置法」という。）、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針（平成 23 年 11 月 11 日閣議決定）、指定廃棄物（注 39）の今後の処理の方針（平成 24 年 3 月環境省公表）等に基づき、適正かつ安全に処理を進める。</p> <p>また、廃棄物の再生利用時に、放射性物質による汚染に留意しつつ安全性を十分に確保するとともに、廃棄物以外の循環資源を含めて、安全性が十分に確保されるよう、引き続き、関係府省間の緊密な連携を図る。</p> <p>なお、放射性物質を含む廃棄物の処理を法制上どのように恒久的に位置付けるかについては、放射性物質汚染対処特別措置法等に基づき現在行われている廃棄物処理の実施結果を十分検証した上で、検討を行う。</p>	<p>仮設焼却施設の整備も進めていく。</p> <p>2. 福島県内の指定廃棄物については、10 万ベクレル/kg 以下のものは既存の管理型処分場であるフクシマエコテック、10 万ベクレル/kg 超のものは中間貯蔵施設に搬入する計画。</p> <p>また、下水汚泥や農林業系廃棄物などの指定廃棄物については、保管が長期化すると、腐敗や臭気などのおそれがあることから、性状を安定させ、保管スペースを確保する観点から、焼却等の減容化事業を行う。</p>	<p>2. 平成 25 年 12 月に既存の管理型処分場（フクシマエコテック）の活用と中間貯蔵施設の設置について、計画案を提示し、受け入れの要請を行った。この案について、平成 26 年 2 月に福島県知事より、配置計画を見直すよう申し入れがあったことから、3 月 27 日に管理型処分場内に計画していた固型化施設等の設置場所の見直し、中間貯蔵施設の設置候補地を 3 町から 2 町に集約する旨等を回答した。</p> <p>減容化事業については、福島市堀河町終末処理場、県中浄化センター（郡山市）において、下水汚泥の減容化事業を行い、県中浄化センターは、平成 26 年 3 月末日をもって事業を終了した。また、鮫川村においては村内で発生し処理が滞っている放射性物質を含む農林業系副産物等を処理するための実証事業の運転を平成 25 年 8 月から開始した。</p>	<p>2. フクシマエコテックの活用については、地元の富岡町及び楢葉町の当局や議会への説明を経て、平成 26 年 4 月に楢葉町、6 月に富岡町に対し住民説明会を開催した。</p> <p>中間貯蔵施設の整備については、平成 26 年 5 月から 6 月にかけて、住民説明会を開催した。</p> <p>その後、7 月から 8 月にかけて、福島県、予定地の大熊町・双葉町に、住民説明会の意見等を踏まえた財政措置を含む国の考え方の全体像を提示した。9 月に福島県知事より中間貯蔵施設の建設受入れを容認する旨、大熊・双葉両町長より地権者への説明を了承する旨が伝達され、9 月末から 10 月中旬にかけて地権者を対象にした説明会を開催した。その後、12 月には、大熊町、平成 27 年 1 月には双葉町が、中間貯蔵施設の建設受入れを容認した。</p> <p>減容化事業のうち、堀河町終末処理場は、平成 26 年 10 月末をもって運転を終了した。鮫川村における農林業系副産物等処理実証事業については、平成 26 年度も継続中。</p>	<p>2. フクシマエコテックの活用については、地元の御理解を得て、出来るだけ早期に汚染廃棄物の処理が進められるよう、引き続き、富岡・楢葉両町及び福島県とよく相談しながら調整を進めていく。</p> <p>中間貯蔵施設については、福島県の各地に仮置きされている除去土壤等を、早期に中間貯蔵施設に搬入できるよう、その整備に向けて最大限努力していく。</p> <p>減容化事業のうち、鮫川村における農林業系副産物等処理実証事業については、平成 27 年 10 月末まで焼却を行い、以降、焼却施設の解体予定。また、飯舘村蕨平地区においては、平成 27 年秋頃を目途に施設の運転を開始予定。福島県内のその他の地域についても、大量の農林業系廃棄物等の処理が滞っているため、集約して減容化を行う施設を整備する方針のもと、地元との調整を進めていく。</p>
	<p>3. 福島県外の指定廃棄物については、指定廃棄物が多量に発生し、一時保管がひっ迫している 5 県（宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）においては、国がそれぞれの県内に集約して、必要な処理施設を確保する方針。平成 25 年 2 月に、自治体との意見交換を重視するなど、処</p>	<p>3. 平成 25 年 10 月の有識者会議において、処理施設の候補地を各県で選定するためのベースとなる基本的な案を取りまとめた。その後、宮城県では平成 25 年 11 月、栃木県では平成 25 年 12 月に候補地の選定手法が確定した。この選定手法に基づいて選定作業を行</p>	<p>3. 宮城県については、平成 26 年 5 月から 6 月に計 4 回開催した国・県・候補地 3 市町による関係者会談や、7 月の市町村長会議などにおいて議論を重ね、平成 26 年 8 月に詳細調査を開始した。栃木県については、平成 26 年 7 月に詳細調査候補地を 1 カ所（塙</p>	

	<p>理施設の候補地の選定プロセスを大幅に見直す方針を公表。有識者会議を開催して、処理施設の安全性や候補地の選定手法等に関する議論を行うほか、上記5県において市町村長会議を開催し、指定廃棄物の処理に向けた共通理解の醸成を図り、処理施設の整備を着実に進めていく。</p> <p>4. 放射性物質に汚染された廃棄物の再生利用については、原子炉等規制法に基づき、廃棄物を安全に再生利用できる基準として定められている100Bq/kg以下の中程度の廃棄物について、再生利用を行っている。また、管理された状態で災害廃棄物を道路の路盤材等へ利用する際には、地表面から30cm以上の厚さが確保されれば、およそ3千Bq/kg以下の再生資材を使用した場合でも、追加被ばくを10μSv/年以下にすることができるという、再生利用の安全性の確保に係る方針を、平成23年12月に環境省から周知している。 (②)</p>	<p>った結果、宮城県においては、平成26年1月に、詳細調査を実施する候補地を3か所（栗原市深山嶺、大和町下原、加美町田代岳）提示した。</p> <p>4. 再生利用可能な廃棄物については、放射線量の測定を行い、処理業者が受け入れ可能と確認した物について引渡しを行った。また、平成25年10月には、福島県内の再生利用の促進に向けて、公共工事における建設副産物の再生利用の安全性確保に係る考え方を、内閣府支援チームとりまとめ6府省庁より周知した。</p>	<p>谷町寺島入）提示した。</p> <p>千葉県では、平成26年4月に選定手法が確定した。</p> <p>4. 引き続き、再生利用可能な廃棄物については、放射線量の測定を行い、処理業者が受け入れ可能と確認した物について引渡しを行っているところ。</p> <p>4. 引き続き、再生利用可能な廃棄物については、放射線量の測定を行い、処理業者が受け入れ可能と確認した物について引渡しを行う。</p>
--	--	--	--

	農林水産省	<p>1. 農林水産省では、食品の暫定規制値を超えない畜水産物を生産するための飼料の管理の目安として、飼料中の放射性セシウムの暫定許容値を定め、都道府県等に周知徹底を図っている。</p> <p>2. 肥料については、放射性セシウム濃度が 200 Bq/kg 以下の汚泥について肥料原料としての利用を認めている。それに加え、長期間施用しても事故前の農地土壤の放射性セシウムの濃度範囲に収めることができる値として、汚泥肥料を含めた全ての肥料の暫定許容値を 400 Bq/Kg と定め、都道府県等に周知徹底を図っている。さらに、汚泥肥料については、福島県等の 16 都県で生産されるものについて、適宜、放射性物質の濃度を計測し、暫定許容値の適合状況をモニタリングしている。</p>	<p>1. 農林水産省のHPに飼料の暫定許容値の設定に係る関係通知、Q&Aや関係者向けのリーフレットを掲載し、暫定許容値を超える飼料の使用、生産及び流通が行われないよう、関係者に周知徹底を図った。</p> <p>2. 肥料については、暫定許容値を超える肥料の使用、生産及び流通が行われないよう、関係者に周知徹底を図るとともに、汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定を実施している（実績：平成 26 年 4 月～平成 26 年 12 月迄、72 点）。飼料については、引き続き周知徹底等を図っている。</p>	<p>1. 飼料については、引き続き周知徹底等を図っている。</p> <p>2. 飼料については、引き続き周知徹底等を図っていく。</p>
	内閣府	<p>1. 廃棄物の発生量を抑制することや、避難指示区域等におけるインフラ復旧のための工事が本格化すること等を踏まえ、関係省庁が協力して、放射性物質の影響を受けた建築物等の解体・修復工事等に伴い発生する建設副産物の再利用及び再生利用の基本的考え方を定めた。</p>		